

史跡百舌鳥古墳群保存活用計画（案）

令和5年 月

堺 市

例 言

- 1 本書は大阪府堺市に所在する史跡百舌鳥古墳群の保存活用計画書である。
- 2 本計画は「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会規則」に基づき設置された堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会による協議、検討によりまとめられたものをもとに作成した。
- 3 本計画に伴う調査及び計画の策定は、堺市文化観光局文化部が担当した。
また、本計画策定に関する業務の一部を株式会社総合計画機構に委託した。
- 4 本計画では史跡指定された 19 基の古墳を「史跡百舌鳥古墳群」、史跡だけでなく陵墓や未指定古墳なども含む場合は「百舌鳥古墳群」を用いる。
- 5 本計画の策定にあたり、史跡土地所有者をはじめ、以下の諸機関にご指導とご協力をいただいた。記して厚く御礼を申し上げる。
文化庁文化財第二課、宮内庁書陵部陵墓課、大阪府教育庁文化財保護課、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局、羽曳野市教育委員会事務局世界遺産・文化財総合管理室文化財課・世界遺産課、藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課
- 6 本書で使用する挿図は、地形や工作物などの現況の概要を示すものであり、土地境界、建築位置を厳密に示すものではない。

史跡百舌鳥古墳群保存活用計画（案）

目 次

例言

はじめに	1
------	---

第1章 沿革と目的	3
第1節 計画策定の沿革	
第2節 計画策定の目的	
第3節 計画の対象範囲	
第4節 委員会の設置と策定経過	
(1) 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の設置	
(2) 計画策定の経過	
第5節 他の計画との関係	
(1) 上位計画	
(2) 関連計画	
第6節 計画の実施	

第2章 史跡の概要	9
第1節 指定に至る経緯	
第2節 指定の状況	
(1) 指定告示	
(2) 指定説明文とその範囲	
(3) 指定に至る調査成果	
(4) 指定地の状況	
第3節 関連法規制	
第4節 世界遺産百舌鳥・古市古墳群の概要	

第3章 史跡の本質的価値	114
第1節 史跡の本質的価値の明示	
第2節 構成要素の特定	
(1) 史跡の構成要素	
(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素	
第4章 史跡の現状と課題	134
第1節 保存（保存管理）	
(1) 史跡百舌鳥古墳群の範囲と史跡指定範囲	
(2) 墳丘及び周濠部の保全	
第2節 活用	
(1) 調査研究と活用	
(2) 学校教育との連携	
(3) 生涯学習における活用	
(4) 地域・観光振興における活用	
第3節 整備	
(1) 保存のための整備	
(2) 活用のための施設整備	
第4節 運営・体制の整備	
(1) 史跡の管理	
(2) 保存活用事業の進め方と体制	
(3) 地元住民との意思疎通・情報共有	
(4) 各古墳の現状・課題	

第5章 大綱・基本方針・・・・・・・・・・176

- (1) 保存管理の基本方針
- (2) 活用の基本方針
- (3) 整備の基本方針
- (4) 運営・体制の基本方針

第6章 保存管理・・・・・・・・・・177

第1節 方向性

第2節 方法

- (1) 具体的な保存管理の手法
- (2) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準
- (3) 指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存管理の具体的手法

第7章 活用・・・・・・・・・・208

第1節 方向性

第2節 方法

- (1) 調査研究における活用
- (2) 学校教育における活用
- (3) 生涯学習における活用
- (4) 地域・観光振興における活用
- (5) ガイダンス機能における活用

第8章 整備・・・・・・・・・・211

第1節 方向性

- (1) 整備基本計画における整備の方向性
- (2) 保存のための整備の方向性
- (3) 活用のための施設整備の方向性
- (4) 世界遺産の構成資産の整備

第2節 方法

- (1) 保存のための整備
- (2) 活用のための整備
- (3) 整備手順

第9章 運営・体制の整備・・・・・・・・217

第1節 方向性

第2節 方法

第10章 施策の実施計画の策定・実施

・・・・・・・・219

第1節 短期・中期計画

第2節 長期計画

第11章 経過観察・・・・・・・・・・221

第1節 方向性

第2節 方法

- (1) 保存管理・活用・整備・運営体制による経過観察の手順
- (2) 計画全体の進捗状況の確認のための経過観察（自己点検）
- (3) PDCAの導入
- (4) 古墳カルテ

巻末資料・・・・・・・・・・232

はじめに

大阪府堺市に所在する百舌鳥古墳群は、我が国の古墳時代を代表する貴重な文化財であり、古墳時代を解明する上でも重要な遺跡である。巨大前方後円墳である仁徳天皇陵古墳（大山古墳）を核に、大型及び中型の前方後円墳、帆立貝形古墳、墳長 20m 前後の円墳や方墳など、様々な形態・規模の古墳で構成されていることが特徴である。4 世紀後半に始まった古墳群の造営は 6 世紀前半頃まで続き、その間に 100 基を超える古墳が築かれた。大型の前方後円墳をはじめとする大半の古墳は、5 世紀を中心に築造され、海外との交流を示す大量の鉄製品や希少な金銅製品、ガラス製品などが出土している。百舌鳥古墳群は、古墳の規模だけでなく副葬品の内容においても他を凌駕しており、墳墓によって権力を象徴した日本列島の人々の歴史を物語る顕著な証である。他に類を見ないこれらの古墳文化の物証が 1600 年以上の時を経て現在に伝えられてきたことに大きな価値がある。

仁徳天皇陵古墳（大山古墳）をはじめ、多くの古墳は陵墓として、守り伝えられてきた。陵墓以外の古墳の一部は、大正年間に史蹟名勝天然紀念物保存法で史蹟の仮指定を受けた。戦後復興期に古墳の消失が続き、昭和 30 年（1955）のいたすけ古墳の保存運動以降、保存の動きが生まれた。昭和 49 年（1974）までに文化財保護法のもと計 7 基の古墳が史跡指定を受けて守られてきた。また、百舌鳥古墳群の中央に位置し多くの古墳が所在する大仙公園では、古墳保護の方針のもと、整備が行われてきた。平成 26 年（2014）、既指定の 7 基の古墳に 10 基の古墳を追加指定・統合し、総称して「百舌鳥古墳群」と名称変更し、一体的な保護が図られた。

平成 27 年（2015）3 月、国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画を策定し、史跡百舌鳥古墳群の保存管理の方針を明確にした。さらに令和元年（2019）7 月、第 43 回世界遺産委員会において「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」が世界遺産として登録され、大阪府と堺市・羽曳野市・藤井寺市の地元 3 市は改めて資産を確実に次世代に引き継ぎ、世界に向けて日本の古墳文化を発信していくことを約束した。本計画は、史跡百舌鳥古墳群の将来的な保存管理の基本的な方針を改めて明示し、その活用に向け、世界遺産委員会における勧告に適合するため、従来の保存管理計画を保存活用計画に改めるものである。



第1章 沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

史跡百舌鳥古墳群の特徴は、4km 四方に広がる古墳を古墳群として捉え、一つの史跡としたところにある。昭和 31 年（1956）のいたすけ古墳の史跡指定以後、古墳単体で史跡指定され、保護が図られてきた。古墳の周辺を取り巻く環境が変化していく中で、未指定古墳を含む古墳群全体の保護を図る目的で古墳群としての史跡指定をめざした取組を進め、平成 26 年（2014）3 月に百舌鳥古墳群として統合し、指定された。また、古墳群の史跡指定に向けた取組と併行して保存管理計画策定事業を進め、平成 27 年（2015）3 月に「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」（以下「旧計画」）を策定し、昭和 31 年（1956）以降 60 年近くの間を生じた史跡管理上の様々な課題を克服し、地域と共にある史跡を本来あるべき姿に導くべく、事業を進めてきた。旧計画に基づき、計画的な発掘調査、追加指定、土地取得を始め、整備基本計画（第 1 期）を策定し、寺山南山古墳・御廟表塚古墳の整備や古墳ごとの説明板の設置などに取り組んできた。また、御廟山古墳・ニサンザイ古墳の内濠が追加指定された。陵墓周辺で史跡の本質的価値を構成する要素とも捉えられる濠の指定は、平成 30 年（2018）の文化財保護法の改正と相まって、今後の史跡並びに地域における文化財の保存活用の取組にも影響を与えた。

さらに、令和元年（2019）7 月に「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」が世界遺産に登録された。史跡百舌鳥古墳群を構成する古墳のうち、いたすけ古墳・長塚古墳・収塚古墳・塚廻古墳・丸保山古墳・善右エ門山古墳・銭塚古墳・旗塚古墳・寺山南山古墳・七観音古墳・御廟山古墳内濠・ニサンザイ古墳内濠が世界遺産の構成資産となった。（ニサンザイ古墳内濠・御廟山古墳内濠は宮内庁が管理する墳丘と一体で構成資産となっている。）本古墳群の世界遺産登録により既存の旧計画の取組を確実に進め、世界遺産としてふさわしい資産の保存管理や周辺環境の保全に努めつつ、価値や魅力の発信を行ってきた。世界遺産登録にあたり、世界遺産委員会における追加的勧告で、「史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存の目的および顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること」とされ、保存活用計画としての見直しが必要となった。

このような状況のもと、将来にわたって史跡百舌鳥古墳群を適切に保存活用できるよう、旧計画を改定し、本計画を策定する。

第2節 計画策定の目的

本計画は、史跡百舌鳥古墳群を文化財保護法に基づき、将来にわたり適切に保存管理・活用し、次世代へと確実に継承していくための基本方針の策定などを目的とする。

本計画は、旧計画を見直し、史跡百舌鳥古墳群を取り巻く自然・歴史や現状を踏まえて、各史跡の本質的価値を損なわず、史跡百舌鳥古墳群を適切に保存活用し、次世代へと確実に伝えていくことを目的として策定するものである。そして、史跡百舌鳥古墳群の歴史及び現状を把握し、史跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素を明確化し、史跡を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱、活用・整備の基本的な考え方を所有者及び関係者の合意を踏まえ改めて示すもので、行政の指針として位置づけられるものである。

また、保存管理と整備・活用を一体として確実に進めていくための運営方法や体制整備の方針についても定める。さらに各史跡を中心としたより良い環境の保全を視野に入れ、整備・活用の基本的な方針については周辺地域も含めた景観形成の基本方針も併せて検討することとする。また、本計画で定めた史跡の保存活用の方針や方法は、世界遺産登録にあたっての追加的勧告に対応するものである。

第3節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、国指定史跡である、いたすけ古墳・長塚古墳・収塚古墳・文珠塚古墳・丸保山古墳・乳岡古墳・御廟表塚古墳・銭塚古墳・旗塚古墳の9基の前方後円墳と、塚廻古墳・ドンチャ山古墳・正楽寺山古墳・鏡塚古墳・グワショウ坊古墳・七観音古墳の6基の円墳と、善右エ門山古墳・寺山南山古墳の2基の方墳並びに墳丘が陵墓の御廟山古墳内濠・ニサンザイ古墳内濠の合計19基の指定地及び周辺地域とする。

加えて、現在史跡に指定されていないが、墳丘が現存しており、将来的に史跡として保護すべき古墳である定の山古墳・かぶと塚古墳・万代山古墳・鎮守山塚古墳・東上野芝町1号墳の5基についても群としての一体性を考慮し、史跡の指定化を図るべく諸課題を解決し追加指定を検討する。今後、追加指定した場合は、本計画に示す保存活用の基本方針や現状変更などの取扱基準に準じて取り扱うこととする。

史跡百舌鳥古墳群を構成する各古墳を取り巻く周辺の環境保全や景観形成についても基本的な方向性も示すこととする。さらに、指定地を取り巻く周辺環境の保全は、史跡の適切な保存管理と深く関連しており、隣接地や地形などの環境を視野に入れた検討を進めていく必要がある。なお、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）をはじめとする陵墓は、宮内庁の管理であるため、本計画からは除外する。ただし、墳丘のみが陵墓の墳丘周辺の周濠・外堤などは、未指定古墳と同様に史跡の指定化を図るなどの保全を検討する。

第4節 委員会の設置と策定経過

(1) 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の設置

本計画の策定にあたっては、「堺市附属機関の設置等に関する条例」に基づき設置した「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」で検討を重ねた。また、文化庁と大阪府教育庁からの指導助言を得た。

堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の設置の経緯

平成 25 年 9 月 13 日付	「堺市附属機関の設置等に関する条例」(条例第 4 号) 一部改正 「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」の設置
平成 25 年 9 月 18 日付	「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会規則」 (教育委員会規則第 31 号) 制定、10 月 1 日施行
平成 30 年 4 月 1 日付	「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」を廃止し、 「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」を設置する

堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会 委員名簿

	役職	氏名	所属(専門)
○委員 任期 (令和 2 年 12 月 1 日 ～令和 4 年 11 月 30 日)	委員長	和田晴吾	兵庫県立考古博物館館長(考古学)
	副委員長	一瀬和夫	京都橘大学名誉教授(考古学)
	委員	北口照美	元 奈良佐保短期大学教授(生活環境学)
	委員	中村彰宏	大阪公立大学大学院准教授(緑地環境、造園学)
	委員	宮路淳子	奈良女子大学研究院教授(考古学)
○委員 任期 (令和 4 年 12 月 1 日 ～令和 6 年 11 月 30 日)	委員長		
	副委員長		
	委員		
	委員		
	委員		
○助言者	文化庁文化財第二課		
	大阪府教育庁文化財保護課		
○協力者	堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課 堺市文化観光局博物館学芸課		
	羽曳野市教育委員会事務局世界遺産・文化財総合管理室文化財課・世界遺産課		
	藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課		
○事務局	堺市文化観光局文化部		

(2) 計画策定の経過

令和3年8月24日	第1回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
令和3年12月16日	第2回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
令和4年3月22日	第3回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
令和4年6月24日	第4回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
令和4年8月29日	第5回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
令和4年10月25日	第6回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
令和5年1月4日～2月3日	パブリックコメント実施
令和5年2月27日	第7回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会 パブリックコメント報告
令和 年 月 日	計画策定

第5節 他の計画との関係

(1) 上位計画

堺市基本計画 2025（令和3年3月策定）

「堺市基本計画 2025」での百舌鳥古墳群の位置づけ

IV 都市像 2 重点戦略 1 堺の特色ある歴史文化～Legacy～
堺の類稀な歴史文化資源に磨きをかけ、後世にその価値を引き継ぎ、歴史や文化芸術、国際交流を通じて、都市のブランド力の向上を図り、新たな誘客や交流を生み出す。
施策（1）世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の継承と魅力の創出
1600年にわたり保全されてきた古墳群を後世へ継承し、世界遺産の「百舌鳥・古市古墳群」に代表される堺の歴史文化資源の価値や魅力を国内外に発信することにより、絶え間なく人が訪れ交流するエリアを実現する。

取組の方向性

① 百舌鳥古墳群の保全・継承とゲートウェイ機能の強化
・地域社会と共存しながら1600年にわたり守り、受け継がれてきた百舌鳥古墳群を次世代に継承するため、市民や民間事業者などとの協働のもと、古墳を確実に保全する。 ・古墳が存在する他の自治体との連携を進め、日本全国に16万基以上存在するといわれる古墳の代表として、古墳時代の文化を物語る百舌鳥・古市古墳群の価値を、市民や来訪者に伝達する。 ・大仙公園エリアに多くの来訪者を迎え入れるため、百舌鳥駅前広場を整備する。古墳群を訪れる市民や来訪者のゲートウェイとなる百舌鳥古墳群ビジターセンターにおいて、百舌鳥・古市古墳群が有する歴史的価値や魅力を伝える。堺市博物館では、その理解をさらに深めてもらうための機能を充実し、国内外の来訪者に高い満足感をもたらす。
② 大仙公園を活かした魅力あるおもてなし環境の整備
・ガス気球の設置による百舌鳥古墳群の雄大さや堺のまちなみを上空から眺望できる環境整備や、飲食施設・物販施設を活用した市民や来訪者がくつろげる空間の創出により、多くのリピーターを獲得する。 ・様々な大きさや形状の古墳が集中する百舌鳥古墳群を快適に周遊できるよう、案内サインの多言語対応、Wi-Fi環境の整備など、案内機能を充実する。また、スマホアプリなどを活用した魅力の発信や民間主体のイベント開催を支援する。
③ 本市が誇る歴史文化の価値や魅力を学び、体感できる（仮称）堺ミュージアムの整備
百舌鳥古墳群をはじめ、堺が誇る多様な歴史文化を学び、体感できる環境を整え、大仙公園エリアの魅力をさらに高めるため、博物館やアルフォンス・ミュシャ館などの様々な機能を集約した「（仮称）堺ミュージアム」の整備に向けて取り組む。

(2) 関連計画

関連計画一覧

関連計画	概要
堺市都市計画 マスタープラン (令和3年7月改定)	都市計画法に基づき、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けての都市の方向性を示し、都市計画の基本的な方針を定めたもの。めざすべき都市像に歴史文化の活用を位置づけ、それらを保全し、活用を図ることを方針としている。
堺市 SDGs 未来都市計画 (2021～2023) (令和3年2月策定)	堺は、古くから世界と交流し、多様な文化や価値観を受け入れ、「もののけじまりなんでも堺」と謳われるほど、様々な新しいものを生み出してきた都市。この伝統を受け継ぎ、市内企業の高い技術力などの強みを生かしながら、イノベーションを創出し、未来への貢献をめざす。また、先進的な環境政策の推進により経済と調和を図ることとあわせて、多様性を認め合う、誰一人取り残さない社会を築くことで持続可能な未来を創造することをめざしている。
堺市景観計画 (平成27年9月変更)	成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立をめざし、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進め、これと調和した周辺市街地の景観形成に向け、百舌鳥古墳群周辺景観地区を都市計画決定するなど、景観誘導を進めている。
堺観光戦略 (令和3年5月策定)	大仙公園エリアを重点エリアの一つとし、広大な屋根のないミュージアムとして、来訪者をもてなすとしている。また百舌鳥古墳群を次世代へ引き継ぎ古墳群の効果的な情報発信に取組むとしている。
緑の基本計画 (平成15年策定・ 平成30年3月改定・ 令和5年3月改定予定)	堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアの一つに百舌鳥野エリアを位置づけ、仁徳天皇陵古墳をはじめとする古墳の保存活用や大仙公園の整備などにより、百舌鳥野エリアの緑を育み、世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちをめざすとしている。

具体的個別的な計画及び事業一覧

具体的個別的な計画及び事業	概要
大仙公園基本計画 (昭和47年策定・ 令和3年5月改定)	世界に誇れる古墳を含む公園として、古墳群の保全と普遍的価値の後世への継承や公園内に点在する古墳や緑豊かな景観を活かし、市民や国内外からの来訪者を迎え入れもてなすことを基本理念とし、堺市のシンボルパークとして、古墳を保全し活用した公園の実現をめざすとしている。
堺市歴史的風致維持向上計画 (平成25年11月認定・ 第2期計画令和5年3月認定予定)	歴史的風致の維持及び向上を重点的に推進する区域に設定し、百舌鳥古墳群の整備、情報発信などを主な事業として位置付けている。

第6節 計画の実施

本計画は、令和5年(2023)4月から実施するものとする。本計画の効用はおおむね10年とし、史跡を取り巻く環境の変化などにより必要に応じて見直しを図ることとする。

第2章 史跡の概要

百舌鳥古墳群は我が国最大の古墳である仁徳天皇陵古墳（大山古墳）、第3位の履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）などの墳丘長200mを超える巨大古墳を中心に中小の古墳まで、異なる墳形・規模からなる約100基の古墳で構成され、その範囲は堺市内の北西部において東西・南北約4kmに及ぶ。巨大前方後円墳の周囲には、同古墳に付随する古墳や独立する中小の古墳が築かれ、様々な規模と形状の古墳が数多く存在するほか、古墳の集中している地域から少し距離を置いて、6世紀代の築造と想定される地域の首長墓も所在している。

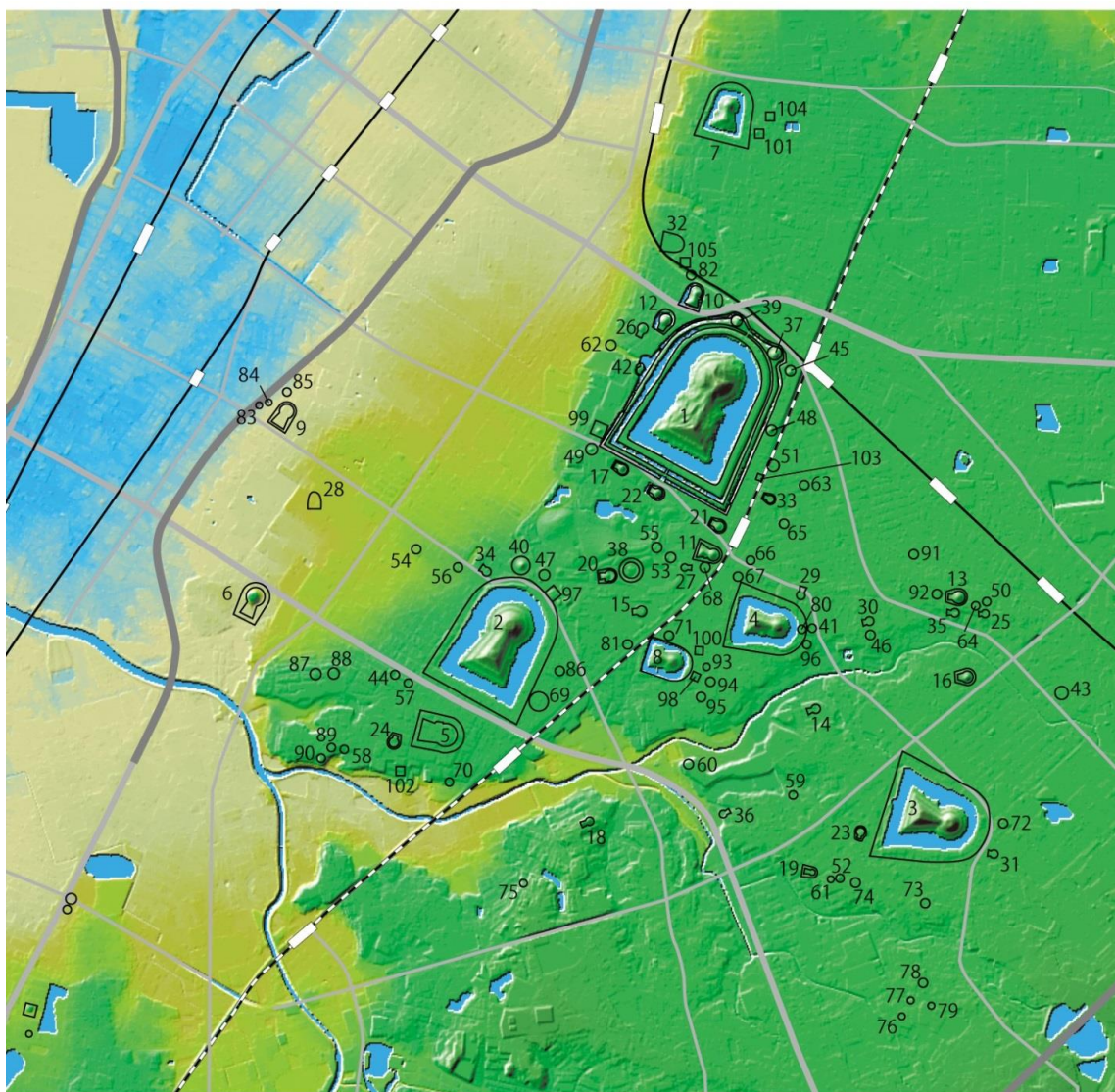
また、『日本書紀』において仁徳天皇の陵はこの地で築造されたという、他に例のない具体的な記述があり、平安時代中期に編纂された『延喜式』に仁徳天皇の陵を百舌鳥耳原中陵、履中天皇の陵を百舌鳥耳原南陵、反正天皇の陵を百舌鳥耳原北陵と記され、今日に至っていることも大きな特徴といえる。さらに、これまで巨大古墳の築造が続いた奈良盆地から離れ、大阪湾を望む台地上に造られていることも立地の特徴である。

これまでの発掘調査で各古墳から埴輪や土器が出土し、その特徴から本古墳群の造営は4世紀後半に始まり、6世紀前半頃まで続き、大半の古墳は5世紀を中心に築造されたと考えられる。埋葬施設からは大量の武器・武具、農具や少量の金銅製品やガラス製品が出土している。これらは手工業の発展による本格的な鉄の使用や海外との盛んな交流を物語るものであり、百舌鳥古墳群の古墳には我が国が本格的に国際社会に参入した時代の指導者が埋葬されていることがうかがえる。

群中で最大の仁徳天皇陵古墳（大山古墳）は、前方後円形の墳丘とそれを取り巻く周濠からなる均整のとれた造形物である。土の造形物でありながら、1600年以上経った現在も形状を保つことは、古墳時代の高度な土木技術を示す。

百舌鳥古墳群が築造された時代は、古代中央集権国家が成立する直前の時代である。人々の膨大なエネルギーを投下した古墳は、規模と形によって当時の政治・社会の構造を表現し、古墳時代の文化を物語っている。古墳は我が国の成り立ちを考える上で、欠くことのできない貴重な文化遺産である。特に各地で古墳が築造される5世紀において、百舌鳥古墳群は当時最大規模の前方後円墳をはじめ中小の様々な形の古墳で構成されており、古墳群の代表といえる。

平成26年（2014）史跡指定時の価値の説明において、「百舌鳥古墳群には巨大な前方後円墳だけでなく、中・小型の前方後円墳・円墳・方墳も数多く築かれており、墳丘形態や規模などにおいて格差が明瞭である。これは、当該地域に一大政治集団が存在していたことを示し、有力首長と中小首長層からなる当時の政治的・社会的構造を如実に示していると考えられることから、わが国の古墳群の中でも極めて希有な事例である。また、わが国における古代国家形成期を考える上で、当時の中央政権の状況を知ることのできる極めて重要な古墳群といえる。」とあり、国民共有の財産として末永く守り伝えていかなければならない。



百舌鳥古墳群分布図

百舌鳥古墳群 古墳一覧表

	No.	古墳名称	墳丘長m	陵墓・史跡等	指定年月日	備 考		No.	古墳名称	墳丘長m	陵墓・史跡等	指定年月日	備 考
前方後円墳・帆立貝形古墳	1	仁徳天皇陵古墳 (大山古墳)	486	陵 墓		構成資産	円墳	49	狐山古墳	30	陵 墓		
	2	履中天皇陵古墳 (ミサンザイ古墳)	365	陵 墓		構成資産		50	木下山古墳	30	墳丘削平		
	3	ニサンザイ古墳	300.3	陵墓・国史跡	平成 31.2.26	構成資産		51	鏡塚古墳	26	国史跡	平成 26.3.18	
	4	御廟山古墳	203	陵墓・国史跡	平成 30.10.15	構成資産		52	ドンチャ山古墳	26	国史跡	平成 26.3.18	陵南中央公園
	5	大塚山古墳	168	墳丘削平				53	原山古墳	25	墳丘削平		大仙公園
	6	乳岡古墳	155	国史跡	昭和 49.1.23			54	西酒呑古墳	25	陵 墓		
	7	反正天皇陵古墳 (田出井山古墳)	148	陵 墓		構成資産		55	鷹塚古墳	21	墳丘削平		大仙公園
	8	いたすけ古墳	146	国史跡	昭和 31.5.15	構成資産		56	東酒呑古墳	21	陵 墓		
	9	長山古墳	110	墳丘削平				57	経堂古墳	20	陵 墓		
	10	永山古墳	100	陵墓・市史跡	平成 28.4.11	構成資産		58	上野芝町 2 号墳	20	墳丘削平		
	11	長塚古墳	106.4	国史跡	昭和 33.5.14 旧法 仮指定 大正 9.6.21	構成資産		59	湯の山古墳	20	墳丘削平		
	12	丸保山古墳	87	陵墓・国史跡	昭和 47.7.25	構成資産		60	赤山古墳	20	墳丘削平		
	13	御廟表塚古墳	84.8	国史跡	平成 26.3.18			61	正楽寺山古墳	16	国史跡	平成 26.3.18	陵南中央公園
	14	城ノ山古墳	77	墳丘削平				62	一本松古墳	13	墳丘削平		
	15	銭塚古墳	72	国史跡	平成 26.3.18	構成資産		63	坊主山古墳	10	陵 墓		
	16	定の山古墳	69	未指定		城の山公園		64	賀仁山古墳	—	墳丘削平		
	17	竜佐山古墳	61	陵墓・市史跡	平成 28.4.11	大仙公園 構成資産		65	銭塚古墳	—	墳丘削平		
	18	文珠塚古墳	59.1	国史跡	昭和 46.4.23			66	八幡塚古墳	—	墳丘削平		
	19	平井塚古墳	58	墳丘削平				67	一本松塚古墳	—	墳丘削平		
	20	旗塚古墳	57.9	国史跡	平成 26.3.18	大仙公園 構成資産		68	狐塚古墳	—	墳丘削平		
	21	収塚古墳	59	国史跡	昭和 33.5.14 旧法 仮指定 大正 9.4.22	大仙公園 構成資産		69	狐塚古墳	—	墳丘削平		
	22	孫太夫山古墳	65	陵墓・市史跡	平成 29.2.6	大仙公園 構成資産		70	亀塚古墳	—	墳丘削平		
	23	こうじ山古墳	50.5	墳丘削平				71	播磨塚古墳	—	墳丘削平		
	24	かぶと塚古墳	50	未指定				72	聖の塚古墳	—	墳丘削平		
	25	渡矢古墳	45	墳丘削平				73	ツクチ山古墳	—	墳丘削平		
	26	菰山塚古墳	33	陵 墓		構成資産		74	文山古墳	—	墳丘削平		
	27	茂右衛門山古墳	30	墳丘削平		大仙公園		75	黄金山塚古墳	—	墳丘削平		
	28	檜塚古墳	24.9	陵 墓				76	七郎姫古墳	—	墳丘削平		
	29	万代山古墳	—	未指定				77	ハナシ山古墳	—	墳丘削平		
	30	万代寺山古墳	—	墳丘削平				78	土山古墳	—	墳丘削平		
	31	経塚古墳	—	墳丘削平				79	ギンペ山古墳	—	墳丘削平		
	32	榎古墳	—	墳丘削平				80	百舌鳥赤畑町 1 号墳	—	墳丘削平		
	33	鷺塚古墳 (無名塚 3 号墳)	—	墳丘削平				81	東上野芝町 1 号墳	—	未指定		
	34	無名塚 7 号墳	—	墳丘削平				82	無名塚 2 号墳	—	墳丘削平		
	35	無名塚 18 号墳	—	墳丘削平				83	無名塚 4 号墳	—	墳丘削平		
	36	ナゲ塚古墳 (無名塚 23 号墳)	—	墳丘削平				84	無名塚 5 号墳	—	墳丘削平		
円墳	37	大安寺山古墳	62	陵 墓		構成資産	円墳	85	無名塚 6 号墳	—	墳丘削平		
	38	グワシヨウ坊古墳	61	国史跡	平成 26.3.18	大仙公園		86	石塚 (無名塚 10 号墳)	—	墳丘削平		
	39	茶山古墳	56	陵 墓		構成資産		87	無名塚 12 号墳	—	墳丘削平		
	40	七観山古墳 (七観古墳)	56	墳丘削平		大仙公園		88	狐塚古墳 (無名塚 13 号墳)	—	墳丘削平		
	41	カトンボ山古墳	50	墳丘削平				89	無名塚 14 号墳	—	墳丘削平		
	42	樋の谷古墳	47	陵 墓				90	無名塚 15 号墳	—	墳丘削平		
	43	尼塚古墳	46	墳丘削平				91	無名塚 16 号墳	—	墳丘削平		
	44	旅塚古墳	35	墳丘削平				92	無名塚 17 号墳	—	墳丘削平		
	45	源右衛門山古墳	34	陵 墓		構成資産		93	無名塚 19 号墳	—	墳丘削平		
	46	鎮守山塚古墳	34	未指定				94	無名塚 20 号墳	—	墳丘削平		
	47	七観音古墳	32.5	国史跡	平成 26.3.18	大仙公園 構成資産		95	無名塚 21 号墳	—	墳丘削平		
墳	48	塚廻古墳	35	国史跡	昭和 33.5.14 旧法 仮指定 大正 9.4.22	構成資産	墳	96	無名塚 22 号墳	—	墳丘削平		
								97	寺山南山古墳	44.7	国史跡	平成 26.3.18	大仙公園 (計画) 構成資産
								98	善右工門山古墳	28	国史跡	平成 26.3.18	構成資産
墳							墳	99	銅亀山古墳	26	陵 墓		構成資産
								100	吾呂茂塚古墳	25	墳丘削平		
								101	鈴山古墳	22	陵 墓		
								102	上野芝町 1 号墳	20	墳丘削平		
								103	百舌鳥夕雲町 1 号墳 (旧称夕雲 1 丁南古墳)	17	墳丘削平		
								104	天王古墳	11	陵 墓		
								105	無名塚 1 号墳	—	墳丘削平		

保存活用計画対象史跡表

番号	古墳名	墳形	墳長m	所在地	所有者	指定年月日
1	いたすけ古墳	前方後円墳	146	堺市北区 百舌鳥本町 3 丁	堺市	昭和 31. 5. 15
2	ながつか 長塚古墳	前方後円墳	106. 4	堺市堺区 百舌鳥夕雲町 2 丁	堺市	昭和 33. 5. 14
3	おさめづか 収 塚古墳	前方後円墳 (帆立貝形)	59	堺市堺区 百舌鳥夕雲町 2 丁	堺市	昭和 33. 5. 14
4	つかまわり 塚 廻 古墳	円墳	35	堺市堺区 百舌鳥夕雲町 1 丁	堺市	昭和 33. 5. 14
5	もんじゅづか 文珠塚古墳	前方後円墳	59. 1	堺市西区 上野芝向ヶ丘町 1 丁	堺市	昭和 46. 4. 23
6	まる ほ やま 丸保山古墳	前方後円墳 (帆立貝形)	87	堺市堺区 北丸保園	国 堺市	昭和 47. 7. 25
7	ちのおか 乳岡古墳	前方後円墳	155	堺市堺区 石津町 2 丁	堺市	昭和 49. 1. 23 平成 28. 3. 1
8	ご びょうおもてづか 御 廟 表 塚古墳	前方後円墳 (帆立貝形)	84. 8	堺市北区 中百舌鳥町 4 丁	堺市	平成 26. 3. 18
9	やま ドンチャ山古墳	円墳	26	堺市北区 百舌鳥陵南町 3 丁	堺市	平成 26. 3. 18
10	しょうらくじ やま 正 楽寺山古墳	円墳	16	堺市北区 百舌鳥陵南町 3 丁	堺市	平成 26. 3. 18
11	かがみづか 鏡 塚古墳	円墳	26	堺市北区 百舌鳥赤畑町 2 丁	個人 堺市	平成 26. 3. 18
12	ぜん え もんやま 善右エ門山古墳	方墳	28	堺市北区 百舌鳥本町 3 丁	個人	平成 26. 3. 18
13	ぜにづか 銭塚古墳	前方後円墳 (帆立貝形)	72	堺市堺区 東上野芝町 1 丁	大阪府	平成 26. 3. 18
14	ぼう グワショウ坊古墳	円墳	長径 61 短径 56	堺市堺区 百舌鳥夕雲町 3 丁	堺市	平成 26. 3. 18
15	はたづか 旗塚古墳	前方後円墳 (帆立貝形)	57. 9	堺市堺区 百舌鳥夕雲町 3 丁	堺市	平成 26. 3. 18
16	てらやまみなみやま 寺山 南 山古墳	方墳	長辺 44. 7 短辺 39. 2	堺市西区 上野芝町 1 丁	堺市	平成 26. 3. 18
17	しちかんのん 七観音古墳	円墳	32. 5	堺市堺区 旭ヶ丘北町 5 丁	堺市	平成 26. 3. 18
18	ご びょうやま ないごう 御 廟 山古墳内濠	前方後円墳	203	堺市北区 百舌鳥本町 1 丁	堺市	平成 30. 10. 15
19	ないごう ニサンザイ古墳内濠	前方後円墳	300. 3	堺市北区 百舌鳥西之町 3 丁	堺市	平成 31. 2. 26



1 いたすけ古墳	2 長塚古墳	3 収塚古墳	4 塚廻古墳
5 文珠塚古墳	6 丸保山古墳	7 乳岡古墳	8 御廟表塚古墳
9 ドンチャ山古墳	10 正楽寺山古墳	11 鏡塚古墳	12 善右工門山古墳
13 銭塚古墳	14 グワショウ坊古墳	15 旗塚古墳	16 寺山南山古墳
17 七観音古墳	18 御廟山古墳内濠	19 ニサンザイ古墳内濠	

史跡百舌鳥古墳群保存活用計画の対象古墳

第1節 指定に至る経緯

百舌鳥古墳群は、市街地にあり都市化により、多くの古墳が失われ、現在は 44 基の古墳が残るのみである。第 2 次世界大戦以前、本古墳群の範囲では都市近郊の田園風景が広がり、古墳とその周辺を取り巻く環境は比較的良好であった。しかし、戦後の復興期において数多くの古墳が姿を消し、市街化が徐々に進んできた。そうした中で、昭和 30 年（1955）、民間主導のいたすけ古墳の保存運動を契機として古墳に対する保護の意識は広がりを見せた。いたすけ古墳は、土砂の採取と住宅建設という開発危機に際し、市民による保存運動が起こり、大阪府による仮指定を経て昭和 31 年（1956）5 月 15 日に史跡指定され保全が図られた。昭和 31 年のいたすけ古墳の史跡指定以後、本市は他の古墳も史跡指定を進め、古墳の保存に取り組んだ。

塚廻古墳・収塚古墳・長塚古墳は、大正 9 年（1920）に文化財保護法の前身である史蹟名勝天然紀念物保存法で仮指定されたが、仮指定から本指定に指定替えされることはなかった。史蹟名勝天然紀念物保存法での仮指定は、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の周辺の古墳のうち、宮内庁が陵墓として編入できなかった古墳を保護する意味があったと考えられる。文化財保護法施行後、農地の宅地化などで古墳の破壊が進む中で昭和 33 年（1958）5 月 14 日にそれぞれ史跡指定され保全が図られた。

昭和 40 年代になると文珠塚古墳・丸保山古墳・乳岡古墳に開発の計画がなされる中で、文珠塚古墳が昭和 46 年（1971）4 月 23 日、丸保山古墳が昭和 47 年（1972）7 月 25 日、乳岡古墳が昭和 49 年（1974）1 月 23 日に史跡指定され、公有化が図られた。

昭和 50 年代以降は新たな史跡指定は行われてこなかったが、昭和 60 年代に前方部の一部が残存していた大塚山古墳や堺区陵西通に所在する一本松古墳では、開発の計画がなされ記録保存の後に墳丘は消滅した。平成 10 年代に入り百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録をめざす動きの中で、百舌鳥古墳群に対する保護の意識が再び広がりを見せることとなった。

平成 26 年（2014）3 月、これまで個々に史跡指定を受けた 7 基と共に、大型前方後円墳と中小古墳を一体的に保全するために鏡塚古墳をはじめグワショウ坊古墳・御廟表塚古墳・七観音古墳・正楽寺山古墳・銭塚古墳・善右エ門山古墳・寺山南山古墳・ドンチャ山古墳・旗塚古墳の 10 基を追加指定・統合し、これらを一括して「百舌鳥古墳群」の指定名称を与えることで貴重な歴史遺産である百舌鳥古墳群の一体的な保全が図られるようになった。

百舌鳥古墳群の指定に向けた取組と並行して史跡の適正な保存管理を進めるため、保存管理計画策定を進め、平成 27 年（2015）3 月に「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」を策定し、保存管理の方向性を示した。この計画に基づき、保存上特に重要な部分及び史跡の維持管理や活用に必要な部分を優先して追加指定・公有化を行ってきた。また、墳丘のみが陵墓で周濠が残存する場合、濠の保存活用の課題解決に向け、堺市文化財保護条例に基づき孫太夫山古墳・永山古墳・竜佐山古墳の周濠を史跡指定した。さらに御廟山古墳・ニサンザイ古墳の周濠が内濠として文化財保護法に基づき追加指定された。これにより、法令に基づき陵墓で残存する濠の保全が図られることになった。

史跡百舌鳥古墳群の指定に関する年表

指定年月日	名称	告示番号
大正9年(1920)4月22日	③収塚古墳 仮史蹟指定	大阪府告示史第1号
	④塚廻古墳 仮史蹟指定	
大正9年(1920)6月21日	②長塚古墳 仮史蹟指定	大阪府告示史第2号
昭和30年(1955)11月14日	①いたすけ古墳 仮史跡指定	
昭和31年(1956)5月15日	①いたすけ古墳 史跡指定	文化財保護委員会告示第20号
昭和33年(1958)5月14日	②長塚古墳 史跡指定	文化財保護委員会告示第44号
	③収塚古墳 史跡指定	
	④塚廻古墳 史跡指定	
昭和46年(1971)4月23日	⑤文珠塚古墳 史跡指定	文部省告示第122号
昭和47年(1972)7月25日	⑥丸保山古墳 史跡指定	文部省告示第113号
昭和49年(1974)1月23日	⑦乳岡古墳 史跡指定	文部省告示第6号
平成26年(2014)3月18日	百舌鳥古墳群	文部科学省告示第34号
	①いたすけ古墳、②長塚古墳、③収塚古墳、 ④塚廻古墳、⑤文珠塚古墳、⑥丸保山古墳、 ⑦乳岡古墳、⑧御廟表塚古墳、⑨ドンチャ山古墳、 ⑩正楽寺山古墳、⑪鏡塚古墳、⑫善右エ門山古墳、 ⑬銭塚古墳、⑭グワシヨウ坊古墳、⑮旗塚古墳、 ⑯寺山南山古墳、⑰七観音古墳 統合・追加指定・名称変更	
平成28年(2016)3月1日	百舌鳥古墳群 ⑦乳岡古墳 追加指定	文部科学省告示第35号
平成30年(2020)10月15日	百舌鳥古墳群 ⑱御廟山古墳内濠 追加指定・名称変更	文部科学省告示第193号
平成31年(2021)2月26日	百舌鳥古墳群 ⑲ニサンザイ古墳内濠 追加指定・名称変更	文部科学省告示第25号

第2節 指定の状況

(1) 指定告示

指定にかかる史跡百舌鳥古墳群及び各史跡古墳の告示内容は以下の通りである。

名 称	百舌鳥古墳群			
	いたすけ古墳	長塚古墳	収塚古墳	塚廻古墳
	文珠塚古墳	丸保山古墳	乳岡古墳	御廟表塚古墳
	ドンチャ山古墳	正楽寺山古墳	鏡塚古墳	善右エ門山古墳
	銭塚古墳	グワショウ坊古墳	旗塚古墳	寺山南山古墳
	七観音古墳	御廟山古墳内濠	ニサンザイ古墳内濠	
指定種別	追加・名称変更 ニサンザイ古墳内濠			
指定年月日	平成31年2月26日			
告示番号	文部科学省告示第25号（官報号外第36号）			
関係告示	昭和31年文化財保護委員会告示第20号、 昭和33年文化財保護委員会告示第44号、 昭和46年文部省告示第122号、 昭和47年文部省告示第113号、 昭和49年文部省告示第6号、 平成26年文部科学省告示第34号、 平成28年文部科学省告示第35号及び平成30年文部科学省告示第193号			

①いたすけ古墳 指定告示内容

種 別	史跡 指定
名 称	いたすけ古墳
所在地	大阪府堺市百舌鳥高田町 （現在 北区百舌鳥本町3丁）
地 域	393番の1, 394番 （現在 340, 339 - 1, 339 - 2, 338）
指定年月日	昭和31年5月15日
告 示 番 号	文化財保護委員会告示第20号（官報第8811号）
種 別	史跡 統合・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 <u>いたすけ古墳</u> 長塚古墳 収塚古墳 塚廻古墳 文珠塚古墳 丸保山古墳 乳岡古墳 御廟表塚古墳 ドンチャ山古墳 正楽寺山古墳 鏡塚古墳 善右エ門山古墳 銭塚古墳 グワショウ坊古墳 旗塚古墳 寺山南山古墳 七観音古墳
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

②長塚古墳 指定告示内容

種 別	史跡 指定
名 称	長塚古墳
所在地	大阪府堺市百舌鳥高田町 （現在 堺区百舌鳥夕雲町2丁）
地 域	676番 （現在 260-1～260-5）
指定年月日	昭和33年5月14日
告 示 番 号	文化財保護委員会告示第44号（官報9414号）
種 別	史跡 統合・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 長塚古墳
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

③収塚古墳 指定告示内容

種 別	史跡 指定
名 称	収塚古墳
所在地	大阪府堺市百舌鳥高田町 （現在 堺区百舌鳥夕雲町2丁）
地 域	683 （現在 149）
指定年月日	昭和33年5月14日
告 示 番 号	文化財保護委員会告示第44号（官報9414号）
種 別	史跡 統合・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 収塚古墳
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

④塚廻古墳 指定告示内容

種 別	史跡 指定
名 称	塚廻古墳
所在地	大阪府堺市百舌鳥赤畑町 （現在 堺区百舌鳥夕雲町1丁）
地 域	145 （現在 27）
指定年月日	昭和33年5月14日
告 示 番 号	文化財保護委員会告示第44号（官報9414号）
種 別	史跡 統合・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 塚廻古墳
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑤文珠塚古墳 指定告示内容

種 別	史跡 指定
名 称	文珠塚古墳
所在地	大阪府堺市上野芝町向ヶ丘町1丁 （現在 西区上野芝向ヶ丘町1丁）
地 域	773-1, 773-2 （現在 772-3）
指定年月日	昭和46年4月23日
告 示 番 号	文部省告示第122号（官報第13301号）
種 別	史跡 統合・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 文珠塚古墳
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑥丸保山古墳 指定告示内容

種 別	史跡 指定
名 称	丸保山古墳
所在地	大阪府堺市北丸保園 （現在 堺区北丸保園）
地 域	30, 31-1, 31-2, 32
指定年月日	昭和47年7月25日
告 示 番 号	文部省告示第113号（官報第13676号）
種 別	史跡 統合・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 丸保山古墳
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑦乳岡古墳 指定告示内容

種 別	史跡 指定
名 称	乳岡古墳
所在地	大阪府堺市石津町（現在 堺区石津町2丁）
地 域	620-1, 620-2, 634（現在 620-1, 620-2, -34, -35, 36, -37, -38, -39, 634）
指定年月日	昭和49年1月23日
告 示 番 号	文部省告示第6号（官報第14119号）
種 別	史跡 統合・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 乳岡古墳
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）
種 別	史跡 追加指定
名 称	百舌鳥古墳群 乳岡古墳
所在地	大阪府堺市堺区石津町2丁
地 域	609-26, 609-27, 609-28
指定年月日	平成28年3月1日
告 示 番 号	文部科学省告示第35号（官報号外第46号）

⑧御廟表塚古墳 指定告示内容

種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 御廟表塚古墳
所在地	大阪府堺市北区中百舌鳥町4丁
地 域	536番6のうち実測304.49㎡、543番1のうち実測351.45㎡、546番 （現在 536番-7のうち304.49㎡、543番-3、546番）
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑨ドンチャ山古墳 指定告示内容

種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 ドンチャ山古墳
所在地	大阪府堺市北区百舌鳥陵南町3丁
地 域	国土調査法(昭和26年法律第180号)による第Ⅵ座標系を基準とするA N 0509地点(X=-161345.464m Y=-46425.787m)、A N 0510地点(X=-161353.190m Y=-46418.038m)、A N 0511地点(X=-161364.132m Y=-46418.022m)、A N 0512地点(X=-161371.880m Y=-46425.748m)、A N 0513地点(X=-161371.896m Y=-46436.690m)、A N 0514地点(X=-161364.170m Y=-46444.438m)、A N 0515地点(X=-161353.229m Y=-46444.454m)、A N 0516地点(X=-161345.480m Y=-46436.728m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号(官報号外第55号)

⑩正楽寺山古墳 指定告示内容

種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 正楽寺山古墳
所在地	大阪府堺市北区百舌鳥陵南町3丁
地 域	国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするA N 0501地点(X=-161348.865m Y=-46458.714m)、A N 0502地点(X=-161355.752m Y=-46451.810m)、A N 0503地点(X=-161365.504m Y=-46451.799m)、A N 0504地点(X=-161372.408m Y=-46458.686m)、A N 0505地点(X=-161372.419m Y=-46468.438m)、A N 0506地点(X=-161365.532m Y=-46475.342m)、A N 0507地点(X=-161355.780m Y=-46475.353m)、A N 0508地点(X=-161348.876m Y=-46468.466m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号(官報号外第55号)

⑪鏡塚古墳 指定告示内容

種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 鏡塚古墳
所在地	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町2丁
地 域	国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするA H 0202地点(X=-159469.617m Y=-46739.480m)、K O 0215地点(X=-159469.002m Y=-46737.418m)、K O 0216 地 点 (X =-159468.749 m Y =-46737.258 m)、 A H 0203 地 点 (X =-159472.322 m Y =-46732.072 m)、 A H 0204 地 点 (X =-159474.472 m Y =-46729.874m)、A H 0205地点(X=-159477.332m Y=-46728.720m)、A H 0206 地点(X=-159481.301m Y=-46728.306m)、A H 0207地点(X=-159485.182m Y=-46730.195m)、A H 0208地点(X=-159487.717m Y=-46732.318m)、K O 0213 地 点 (X =-159487.989 m Y =-46732.723 m)、 A H 0209 地 点 (X =-159489.444 m Y =-46734.895 m)、 A H 0210 地 点 (X =-159490.448 m Y =-46738.382m)、A H 0211地点(X=-159488.713m Y=-46742.773m)、K O 0211 地点(X=-159487.861m Y=-46744.693m)、A H 0201地点(X=-159486.234m Y=-46746.177m)、K O 0212地点(X=-159483.161m Y=-46744.938m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑫善右卫門山古墳 指定告示内容

種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 善右卫門山古墳
所在地	大阪府堺市北区百舌鳥本町3丁
地 域	国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする432地点(X=-160458.625m Y=-47118.492m)、H E 04395地点(X=-160445.679m Y=-47119.910m)、K O 0415 地点(X=-160416.178m Y=-47093.812m)、A H 0404地点(X=-160432.323m Y=-47090.130m)、A H 0403地点(X=-160431.839m Y=-47088.029m)、A H 0402 地 点 (X =-160437.811 m Y =-47082.911 m)、 K O 0413 地 点 (X =-160441.533 m Y =-47080.437 m)、 K O 0403 地 点 (X =-160446.334 m Y =-47077.247m)、K O 0414地点(X=-160454.016m Y=-47088.548m)、K O 0412 地点(X=-160455.747m Y=-47091.093m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑬銭塚古墳 指定告示内容

種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 銭塚古墳
所在地	大阪府堺市堺区東上野芝町1丁
地 域	国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするA H 0302地点(X=-160172.995m Y=-47365.990m)、E N 0364地点(X=-160153.199m Y=-47368.963m)、E N 0363 地 点 (X =-160150.891 m Y =-47369.181 m)、 A H 0301 地 点 (X =-160131.012 m Y =-47370.986 m)、 E N 0334 地 点 (X =-160130.993 m Y =-47346.058m)、K O 0302地点(X=-160123.901m Y=-47340.119m)、K O 0303 地点(X=-160119.234m Y=-47332.134m)、K O 0304地点(X=-160117.760m Y=-47323.002m)、K O 0305地点(X=-160119.649m Y=-47313.948m)、K O 0306 地 点 (X =-160124.456 m Y =-47306.045 m)、 K O 0307 地 点 (X =-160131.639 m Y =-47300.217 m)、 K O 0308 地 点 (X =-160140.344 m Y =-47297.089m)、 K O 0309地点(X=-160149.592m Y=-47297.285m)、K O 0310 地点(X=-160158.224m Y=-47300.611m)、K O 0311地点(X=-160165.213m Y=-47306.670m)、K O 0312地点(X=-160169.706m Y=-47314.755m)、K O 0313 地 点 (X =-160171.222 m Y =-47323.880 m)、 K O 0314 地 点 (X =-160169.650 m Y =-47332.996 m)、 E N 0348 地 点 (X =-160164.977 m Y =-47340.988m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑭グワシヨウ坊古墳 指定告示内容

種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 グワシヨウ坊古墳
所在地	大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町3丁
地 域	国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするA2-1地点(X=-159913.731m Y=-47386.084m)、A3-1地点(X=-159931.110m Y=-47410.576m)、96H地点(X=-159951.087 m Y=-47419.354 m)、A4-1地点(X=-159952.699 m Y=-47420.093m)、124H地点(X=-159975.869m Y=-47413.122m)、A5-1地点(X=-159978.432 m Y=-47412.350 m)、A6-1地点(X=-159996.984 m Y=-47385.373m)、109H地点(X=-159996.909m Y=-47380.650m)、108H地点(X=-159996.835 m Y=-47375.989 m)、107H地点(X=-159996.746 m Y=-47370.379m)、A7-1地点(X=-159996.537m Y=-47357.225m)、106H地点(X=-159987.913 m Y=-47345.285 m)、131H地点(X=-159986.761 m Y=-47343.691m)、A8-1地点(X=-159979.751m Y=-47333.985m)、105H地点(X=-159976.091 m Y=-47332.653 m)、104H地点(X=-159975.094 m Y=-47332.290m)、103H地点(X=-159970.617m Y=-47330.661m)、102H地点(X=-159961.730 m Y=-47327.428 m)、A9-1地点(X=-159956.286 m Y=-47325.446m)、A10-1地点(X=-159929.327m Y=-47334.205m)、98H地点(X=-159924.078 m Y=-47341.507 m)、A11-1地点(X=-159911.935 m Y=-47358.397m)、97H地点(X=-159913.502m Y=-47382.555m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑮旗塚古墳 指定告示内容

種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 旗塚古墳
所在地	大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町3丁
地 域	国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする03H地点(X=-159964.766m Y=-47525.332m)、02H地点(X=-159999.209m Y=-47522.175m)、01H地点(X=-160009.267m Y=-47521.253m)、47H地点(X=-160013.087m Y=-47468.209m)、12H地点(X=-160013.375m Y=-47464.216m)、11H地点(X=-160007.105m Y=-47454.363m)、10H地点(X=-160000.279m Y=-47450.613m)、09H地点(X=-159994.871m Y=-47447.647m)、08H地点(X=-159991.062m Y=-47445.558m)、07H地点(X=-159970.515m Y=-47449.047m)、06H地点(X=-159964.394m Y=-47456.213m)、05H地点(X=-159958.170m Y=-47463.499m)、04H地点(X=-159956.101m Y=-47477.047m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号(官報号外第55号)

⑯寺山南山古墳 指定告示内容

種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 寺山南山古墳
所在地	大阪府堺市西区上野芝町1丁
地 域	国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするK O 0101地点(X=-160062.748m Y=-47759.462m)、K O 0102地点(X=-160058.352m Y=-47754.195m)、K O 0103地点(X=-160055.894m Y=-47751.250m)、K O 0104地点(X=-160052.805m Y=-47747.549m)、K O 0105地点(X=-160052.033m Y=-47746.624m)、A N 0102地点(X=-160021.415m Y=-47709.938m)、K O 0106地点(X=-160025.809m Y=-47706.265m)、K O 0107地点(X=-160028.359m Y=-47704.134m)、A N 0103地点(X=-160065.354m Y=-47673.214m)、K O 0108地点(X=-160092.987m Y=-47706.061m)、K O 0109地点(X=-160096.253m Y=-47709.943m)、K O 0110地点(X=-160116.385m Y=-47733.874m)、K 8106X地点(X=-160103.018m Y=-47740.538m)、K 8107X地点(X=-160088.394m Y=-47747.829m)、K 8108X地点(X=-160074.925m Y=-47754.545m)、K 8001P地点(X=-160067.768m Y=-47758.113m)、K 8002K地点(X=-160062.962m Y=-47759.413m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号(官報号外第55号)

⑰七観音古墳 指定告示内容

種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 七観音古墳
所在地	大阪府堺市堺区旭ヶ丘北町5丁
地 域	国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするS2-1地点(X=-159961.829m Y=-47748.764m)、S3-1地点(X=-159961.829m Y=-47762.562m)、S4-1地点(X=-159970.953 m Y=-47771.684 m)、S5-1地点(X=-159985.002 m Y=-47771.684m)、S6-1地点(X=-159994.016m Y=-47762.670m)、S7-1地点(X=-159994.016 m Y=-47748.015 m)、S8-1地点(X=-159985.148 m Y=-47739.147m)、KS9-1地点(X=-159971.445m Y=-47739.147m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑱御廟山古墳内濠 指定告示内容

種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 御廟山古墳内濠
所在地	大阪府堺市北区百舌鳥本町1丁
地 域	20-1, 21-7
指定年月日	平成30年10月15日
告 示 番 号	文部科学省告示第193号（官報号外第226号）

⑲ニサンザイ古墳内濠 指定告示内容

種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 ニサンザイ古墳内濠
所在地	大阪府堺市北区百舌鳥西之町3丁
地 域	420-1のうち実測61172.29㎡, 424-2のうち実測177.00㎡
指定年月日	平成31年2月26日
告 示 番 号	文部科学省告示第25号（官報号外第36号）

(2) 指定説明文とその範囲

史跡百舌鳥古墳群、各古墳の指定時の説明文並びに指定範囲図を以下に明示する。

名 称	百舌鳥古墳群 いたすけ古墳 長塚古墳 収塚古墳 塚廻古墳 文珠塚古墳 丸保山古墳 乳岡古墳 御廟表塚古墳 ドンチャ山古墳 正楽寺山古墳 鏡塚古墳 善右エ門山古墳 銭塚古墳 グワシヨウ坊古墳 旗塚古墳 寺山南山古墳 七観音古墳 御廟山古墳内濠 ニサンザイ古墳内濠
員 数	19 基
指定面積	170,345.36 ㎡ 平成 26 年 3 月 18 日 統合・追加指定・名称変更 文部科学省告示第 34 号 平成 28 年 3 月 1 日 追加指定 乳岡古墳 358.74 ㎡ 平成 30 年 10 月 15 日 追加指定 御廟山古墳内濠 34866.30 ㎡ 平成 31 年 2 月 26 日 追加指定 ニサンザイ古墳内濠 61349.29 ㎡
所有者	堺市、国、大阪府、個人

〈指定説明〉

平成 26 年 3 月 18 日	百舌鳥古墳群(統合・追加指定・名称変更)	文部科学省告示第 34 号
百舌鳥古墳群は大阪湾を望む台地端部を中心に立地しており、東西・南北約 4km の範囲に 4 世紀末から 6 世紀前半にかけて形成された古墳群である。古墳群の特徴は、巨大前方後円墳の仁徳天皇陵古墳を核に、大型及び中型の前方後円墳、帆立貝式古墳、墳長 20m 前後の円墳や方墳など、さまざまな形態・規模の古墳で構成されている点である。 その中の一つ、いたすけ古墳は墳長 140m に達する前方後円墳であり、昭和 31 年 5 月に史跡指定された。墳長 106m の前方後円墳である長塚古墳と、仁徳天皇陵古墳外周に位置する墳長 65m の帆立貝式古墳である収塚古墳および直径 34m の円墳である塚廻古墳については、昭和 33 年 5 月に史跡指定された。墳長約 58m の前方後円墳である文珠塚古墳は、昭和 46 年 4 月に史跡指定され、仁徳天皇陵古墳外周に位置する墳長約 80m の帆立貝式古墳である丸保山古墳は昭和 47 年 7 月に史跡指定された。乳岡古墳は、墳長約 155m に復元される前方後円墳で、築造年代が 4 世紀に遡ると考えられ、百舌鳥古墳群の成立期を考える上で重要な古墳であることから、昭和 49 年 1 月に史跡指定された。 今回追加指定するのは 10 基の古墳である。これらの古墳については堺市教育委員会によって発掘調査が行われてきたが、平成 18 年度からは百舌鳥古墳群の適切な保護・活用を図るための範囲確認調査が継続的に行われた。その結果、これらの古墳について墳丘規模や築造年代などが明らかとなった。 御廟表塚古墳は百舌鳥古墳群の東寄りに位置する帆立貝式古墳で、前方部は削平を受けているが、後円部と濠の一部は保存されている。昭和 62 年以降の発掘調査により、墳長約 85m、後円部直径は約 68m、周濠を含めた総長は約 97m と推定される。墳丘は 2 段築成で、葺石と埴輪が確認されている。この円筒埴輪の年代観より 5 世紀後半の築造と推定される。 ドンチャ山古墳は古墳群の南東に位置する円墳で、昭和 57 年度に確認調査が実施され、墳丘裾等が確認されていることから、直径約 26m と推定される。出土遺物から 6 世紀前半頃の築造と考		

えられる。

正楽寺山古墳はドンチャ山古墳の西側に隣接している円墳で、平成 21 年に実施された発掘調査の成果から、直径 16m 前後で、周濠幅約 3.4m 以上である。墳丘は 2 段築成である。出土した須恵器から 6 世紀前半でも中ごろに近いころの築造と考えられる。

鏡塚古墳は、仁徳天皇陵古墳の東側に位置する 5 世紀代の円墳である。平成 5 年から平成 7 年にかけて行われた発掘調査によって墳丘盛土の裾部および周濠を検出したことから直径 26m の円墳であることが判明した。また、周濠の可能性のある落ち込みも確認されている。

善右エ門山古墳は、いたすけ古墳の後円部南東側に位置する方墳である。平成 12 年と平成 15 年に行われた発掘調査では、墳丘平坦面の円筒埴輪列を確認し、それらの位置関係から一辺 28m の方墳であることが推定された。同時に、周濠をもたないことも確認された。出土した円筒埴輪と須恵器から、築造時期は 5 世紀前半である。築造時期や位置関係から、いたすけ古墳に付属する古墳と考えられる。

銭塚古墳は、いたすけ古墳の北東に位置する帆立貝式古墳で、昭和 56・57 年と平成 19 年の発掘調査の結果、墳長約 72m、後円部直径約 54m、前方部長約 44m の規模であることが判明した。明確な周濠は確認されていない。出土した埴輪より 5 世紀代の築造と推測できる。

グワショウ坊古墳は、古墳群の中で最大級にして独立して存在する円墳である。平成 19 年と平成 20 年に発掘調査が行われた結果、規模は東西 61m、南北 56m で、楕円形を呈することが明らかとなった。出土した円筒埴輪や形象埴輪、須恵器などから 5 世紀後半の築造と考えられる。

旗塚古墳は、グワショウ坊古墳の西側に隣接する帆立貝式古墳で、平成 19 年と 20 年に行われた発掘調査の成果から、墳長約 58m、後円部直径約 42m、前方部長約 25m の規模と推定される。また、後円部の南側には約 13m の幅で 3m 張り出す造り出しを有している。出土した円筒埴輪などから 5 世紀代の築造と考えられる。

寺山南山古墳は、履中天皇陵古墳の北東側に位置する方墳である。平成 11 年以降、4 回の発掘調査とともに、レーダ探査が行われている。その結果、長辺約 45m、短辺約 36m の長方形を呈することが判明した。墳丘は 2 段築成で周濠を有し、南西側では履中天皇陵古墳の周濠と共有していた可能性がある。出土した円筒埴輪と須恵器から 5 世紀初頭の築造と考えられる。

七観音古墳は、履中天皇陵古墳の北側に位置する円墳である。昭和 58 年に測量および発掘調査を実施し、その成果により、直径 32.5m の円墳であることが判明した。ただし、周濠の明瞭な痕跡が確認されていないことから、古墳築造当初から周濠が設けられなかった可能性がある。

以上のように、百舌鳥古墳群には巨大な前方後円墳だけでなく、中・小型の前方後円墳・円墳・方墳も数多く築かれており、墳丘形態や規模などにおいて格差が明瞭である。これは、当該地域に一大政治集団が存在していたことを示すと共に、有力首長と中小首長層からなる当時の政治的・社会的構造を如実に示していると考えられることから、わが国の古墳群の中でも極めて希有な事例である。また、わが国における古代国家形成期を考える上で、当時の中央政権の状況を知ることのできる極めて重要な古墳群といえる。

したがって、今回これら既指定のいたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳に、御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右エ門山古墳、銭塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳を追加指定・統合し、これらを総称して、「百舌鳥古墳群」と名称変更し、一体的に保護を図ろうとするものである。

文化庁文化財部監修『月刊文化財』第 605 号（平成 26 年 2 月）より抜粋

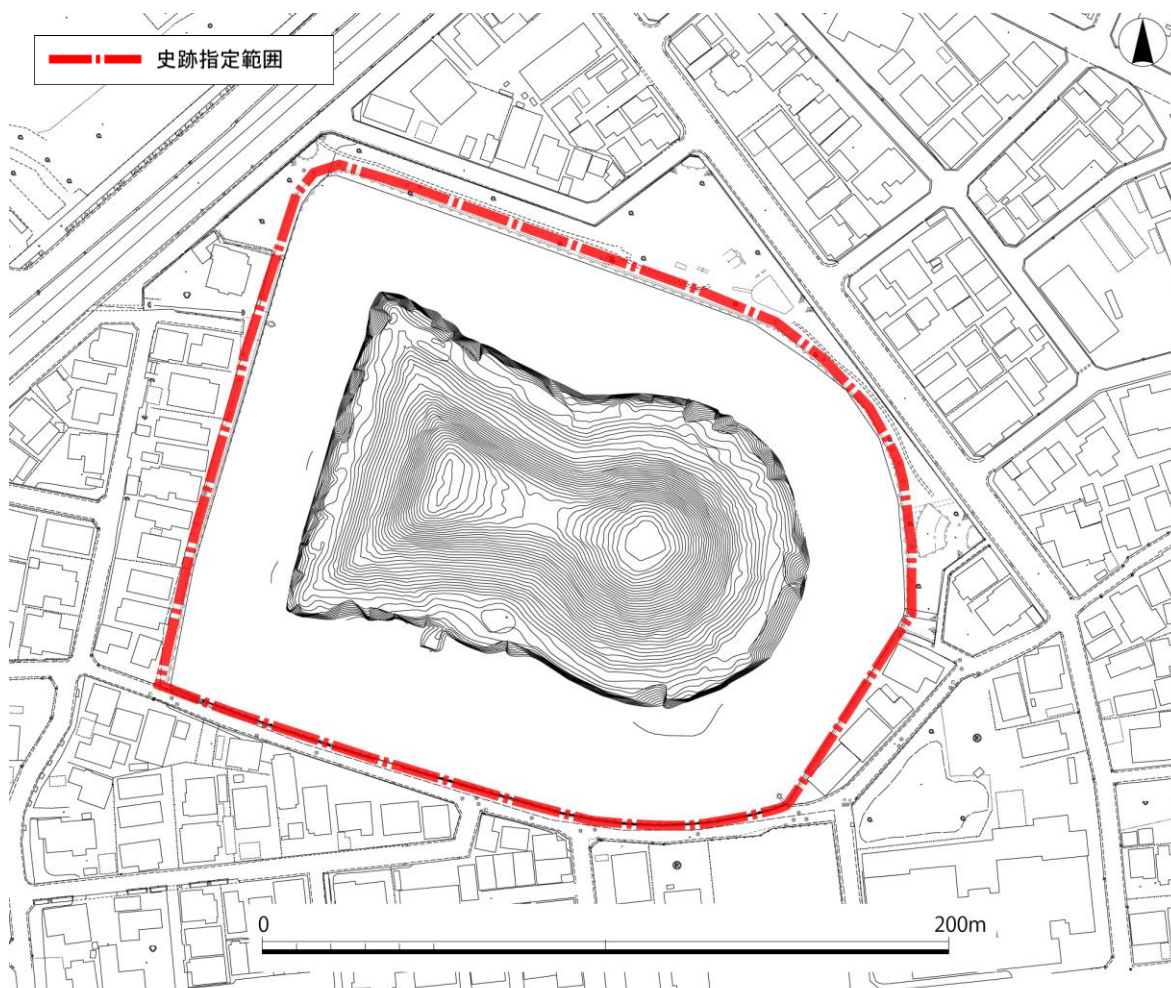
平成 28 年 3 月 1 日	百舌鳥古墳群（乳岡古墳 追加指定）	文部科学省告示第 35 号
百舌鳥古墳群は、堺市内の東西・南北約 4km の範囲に、4 世紀後半から 6 世紀前半にかけて形成された古墳群である。本古墳群は本来、100 基を超える古墳からなっていたが、現在は 44 基が往時の姿を留めている。古墳群の特徴は、列島最大の巨大前方後円墳である仁徳天皇陵古墳を頂点として、前方後円墳、帆立貝形古墳、墳丘直径あるいは一辺が 20m 前後の円墳・方墳など、様々な規模と形態の古墳で構成されている点である。 これらの古墳については昭和 31 年、いたすけ古墳が史跡に指定され、昭和 49 年までに 7 基の古墳が史跡指定されていたが、平成 26 年にはこれらの古墳に新たに 10 基の古墳を追加指定し、統合して全体を「百舌鳥古墳群」として保護を図ることとした。 今回、追加指定しようとするのは乳岡古墳である。本古墳は、百舌鳥古墳群の南西部に位置する墳長 155m の前方後円墳である。昭和初期に前方部を失い、後円部は一部改変されながらも直径 94m の規模で残存している。ここには長持形石棺が遺存し、周辺からは鍬形石 3 個体、車輪石 18 個体、異形石製品 1 個体を確認している。本古墳は 4 世紀後半頃に築造され、百舌鳥古墳群で最も古い古墳で、古墳群成立の様相を知る上で重要であることから、昭和 47 年、後円部と前方部の一部が史跡に指定された。今回、条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。 文化庁文化財部監修『月刊文化財』第 629 号（平成 28 年 2 月）より抜粋		

平成 30 年 10 月 15 日	百舌鳥古墳群 御廟山古墳内濠 追加指定・名称変更	文部科学省告示第 193 号
百舌鳥古墳群は、堺市内の東西・南北約 4km の範囲に、古墳時代中期から後期（4 世紀後半から 6 世紀前半）にかけて形成された。本古墳群は本来 100 基を超える古墳からなっていたが、現在は 44 基が往時の姿をとどめている。古墳群の特徴は、列島最大の巨大前方後円墳である墳長 486m の仁徳天皇陵古墳を頂点として、前方後円墳・帆立貝形古墳および直径あるいは一辺が 20m 前後の円墳・方墳など、さまざまな規模と墳形の古墳で構成されている点である。 これらの古墳は昭和 31 年、いたすけ古墳が史跡に指定され、昭和 49 年までに 7 基の古墳が史跡指定され、平成 26 年にはこれらの古墳に新たに 10 基の古墳を追加指定し、統合して 17 基の古墳を「百舌鳥古墳群」として保護を図ることとした。 今回、追加指定しようとするのは百舌鳥古墳群の中央部に位置する御廟山古墳の内濠である。この古墳の墳丘については百舌鳥陵墓参考地として宮内庁が管理を行っており、宮内庁では将来の護岸工事に備えること、堺市教育委員会では墳丘裾部や内濠の保護措置を検討する基礎資料を得ることを目的に、平成 20 年度に同時調査を実施した。その結果、墳長約 203m、後円部直径約 113m、後円部高 18.3m、前方部最大幅約 136m の前方後円墳であり、墳丘は三段築成で、くびれ部には南側だけに、造出を設けていたことが明らかとなった。墳丘の周囲には二重の周濠を有し、外濠は幅約 16m で、濠を含めた総長は約 350m に達する。 出土遺物には、円筒埴輪・蓋形埴輪及び動物形埴輪・家形埴輪がある。その特徴から百舌鳥古墳群では、履中天皇陵古墳（墳長 365m）、御廟山古墳、仁徳天皇陵古墳（墳長 486m）、ニサンザイ古墳（墳長 290m）の順で連続して巨大古墳が築造されたことが判明した。 このように、御廟山古墳は百舌鳥古墳群の中で墳長約 203m という大型前方後円墳の実態を明らかにしたという点で重要である。 今回、宮内庁によって管理されている御廟山古墳（百舌鳥陵墓参考地）墳丘の周囲にめぐらされている内濠を追加指定し、保護の万全を図るものである。 文化庁文化財部監修『月刊文化財』第 660 号（平成 30 年 9 月）より抜粋		

平成 31 年 2 月 26 日	百舌鳥古墳群 ニサンザイ古墳内濠 追加指定・名称変更	文部科学省告示第 25 号
百舌鳥古墳群は、堺市内の東西約 4km、南北約 4km の範囲に、古墳時代中期から後期（4 世紀後半から 6 世紀前半）にかけて形成された古墳群である。 本古墳群は本来 100 基を超える古墳からなっていたが、現在は 44 基が往時の姿を留めている。古墳群の特徴は、列島最大の巨大前方後円墳である墳長 486m の仁徳天皇陵古墳を頂点として、前方後円墳、帆立貝形古墳並びに直径あるいは一辺が 20m 前後の円墳・方墳など、さまざまな規模と墳形の古墳から構成されている点である。 これらの古墳は昭和 31 年、いたすけ古墳が史跡指定され、昭和 49 年までに 7 基の古墳が史跡指定された。平成 26 年にはこれら 7 基の古墳を統合し、新たに 10 基の古墳を加えて名称変更し、17 基の古墳を「百舌鳥古墳群」として保護を図ることとした。平成 30 年には御廟山古墳内濠が追加指定され、現在は 18 基の古墳が史跡指定されている。 今回、追加指定しようとするのは百舌鳥古墳群の南東端部に位置するニサンザイ古墳の内濠である。この古墳の墳丘は東百舌鳥陵墓参考地として宮内庁が管理を行っている。宮内庁では墳丘の護岸及び法面保護を図るため、堺市教育委員会では墳丘裾部や内濠に関する基礎資料を得ることを目的に、平成 24 年度から 27 年度に発掘調査を実施した。そのうち平成 24 年度の調査は宮内庁と堺市教育委員会による同時調査である。その結果、墳長 300.3m、後円部直径 168.6m、後円部高 24.6m、前方部最大幅 246.4m、前方部高 25.9m の前方後円墳であり、墳丘は三段築成で、両側のくびれ部に造出を設けていたことが明らかとなった。墳丘の周囲には二重の周濠を有し、総長は約 480m に達する。なお、これまで遺構としては確認されていないものの、外濠の外側に面的な高まりが確認されており、外堤が存在する可能性が指摘されている。墳丘第一段斜面には葺石がほとんど葺かれていないか、葺かれていても極めてまばらであったとみられる。 内濠の後円部主軸線上では幅 12m、長さ 55m に及ぶ範囲で 7 列 35 基の柱穴が検出されている。柱穴は大きいもので一辺 0.9m、深さ 1m 前後で、掘方は方形に近い。これらの柱穴は内濠を横断していることから木橋遺構に伴うものと考えられる。ほとんどの柱穴で柱が抜き取られていることから、古墳築造の最終段階か築造直後に架けられ短期間で撤去されたものと考えられる。 出土遺物には円筒埴輪、朝顔形埴輪、蓋形埴輪、翳形埴輪、須恵器、木製蓋立ち飾り、笠形木製品、翳形木製品がある。その特徴から五世紀後半の築造と考えられる。 これらの調査成果を受けて、堺市では平成 28 年にニサンザイ古墳周濠を堺市指定史跡として指定し、保護を図っている。 このように、ニサンザイ古墳の調査は百舌鳥古墳群の中で墳長 300m という大型前方後円墳の実態を明らかにしたという点で重要である。今回、宮内庁によって東百舌鳥陵墓参考地として管理されているニサンザイ古墳墳丘の周囲に巡らされている内濠を追加指定し、保護の万全を図るものである。 文化庁文化財部監修『月刊文化財』第 665 号（平成 31 年 2 月）より抜粋		

①いたすけ古墳 指定説明文とその範囲

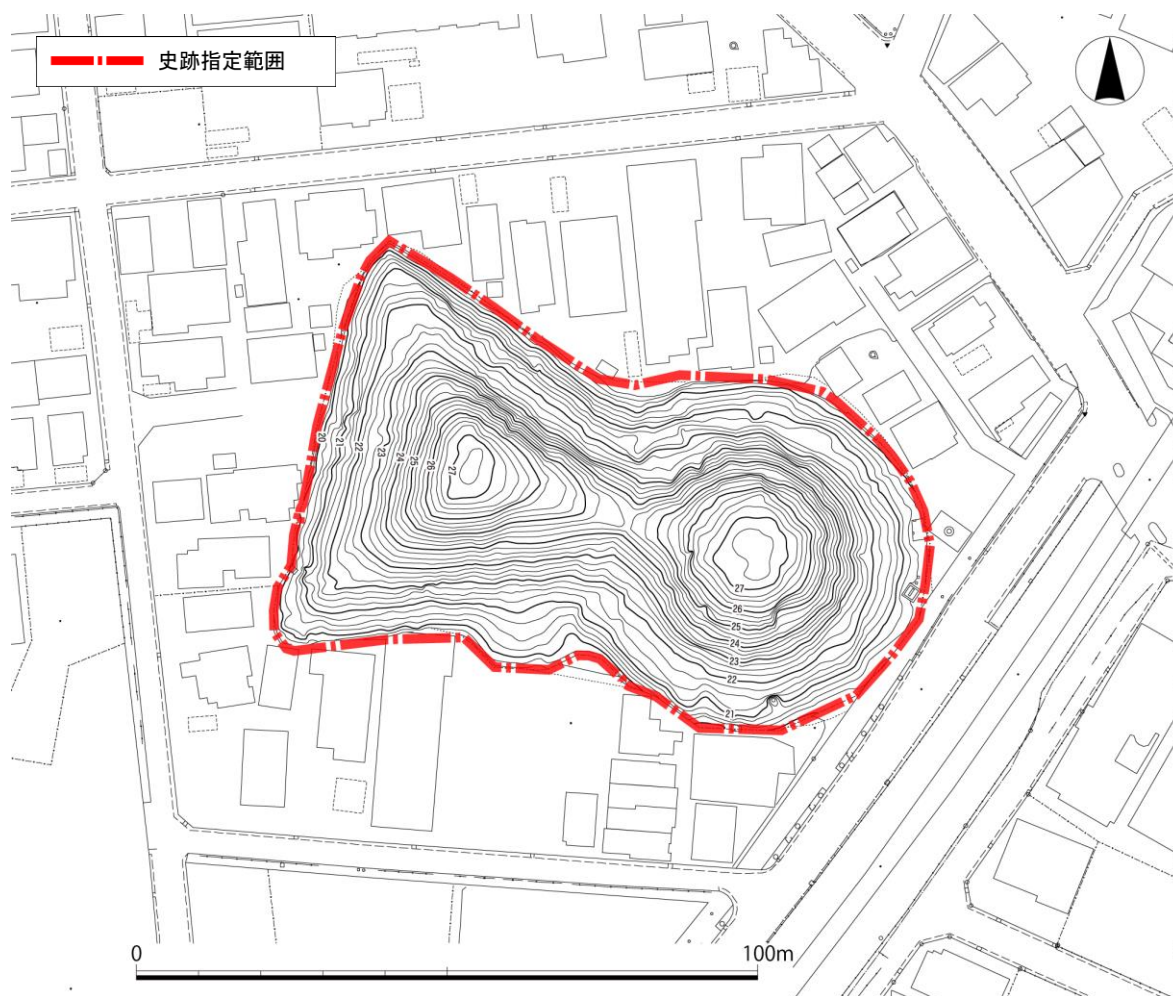
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 いたすけ古墳
所在地：堺市北区百舌鳥本町3丁340, 339-1, 339-2, 338	指定面積：29,977.08㎡
管理団体：堺市（昭和31年8月9日指定）	
指定説明：昭和31年・昭和37年『大阪府の文化財』・平成26年指定説明	
《昭和31年指定説明》 字板鶴と称せられる地に有する。前方部を西に面して営まれた前方後円墳で主軸の長さ約140mを有する宏壮な墳丘をなしている。封土は三段に築成され、くびれ部の南側には造り出しが残存し、周囲に堀がめぐらされている。仁徳天皇陵、履中天皇陵を中心とする百舌鳥古墳群の中においても主要な地位を占めるものであり、保存の状態もきわめて良好であり、わが国の古墳文化を考える上に価値深いものがある。 《昭和37年『大阪府の文化財』》巻末資料参照 《平成26年指定説明：百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第605号》	



①いたすけ古墳 史跡指定範囲

②長塚古墳 指定説明文とその範囲

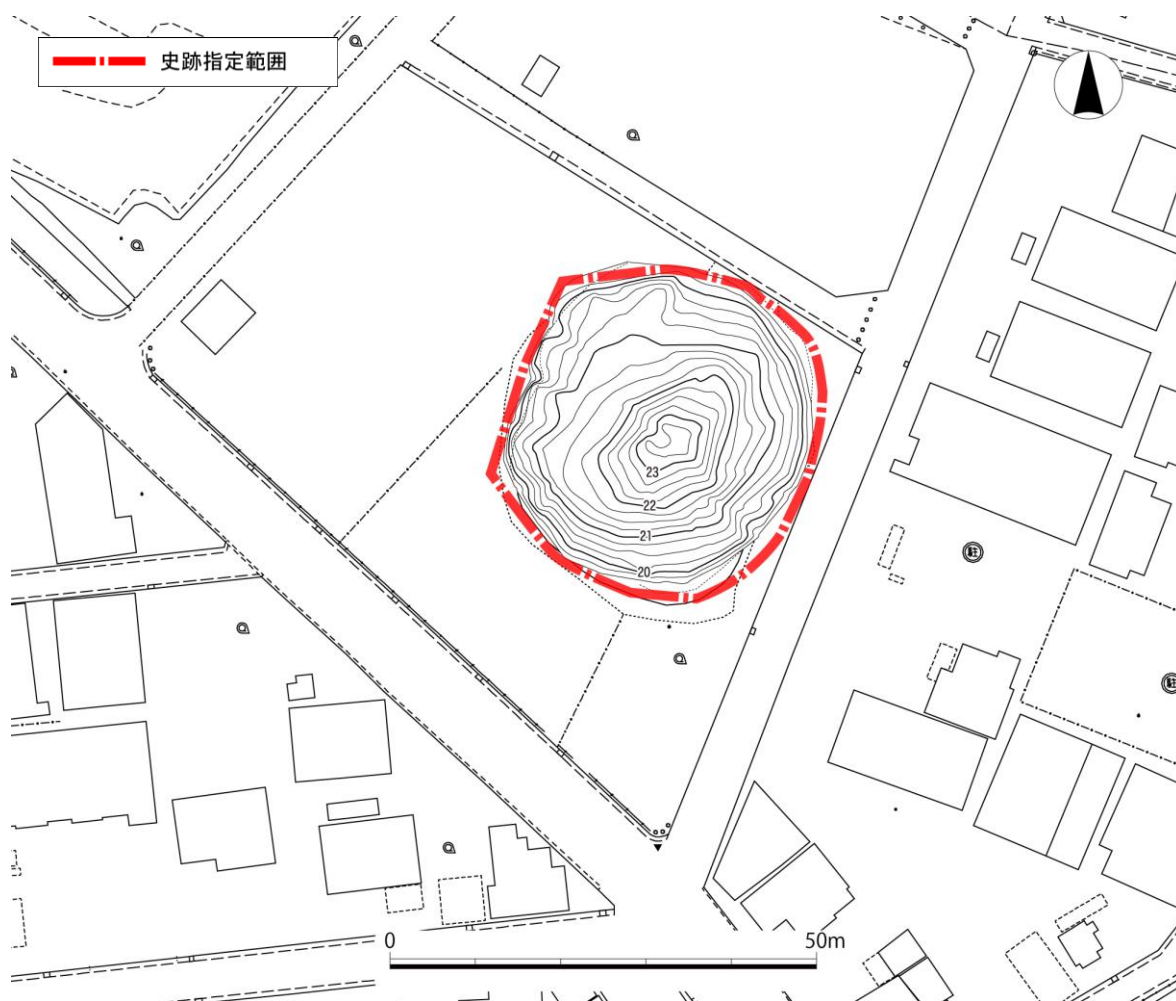
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 長塚古墳
所在地：堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁 260-1～260-5	指定面積：5,099.62 m ²
指定説明：昭和 33 年・平成 26 年指定説明 「昭和 33 年指定説明」 仁徳天皇陵の東南に近接して存在する。前方部をほぼ西に面する前方後円墳で、主軸の長さ約 100 mを有し、まわりに堀の跡をとどめる。ほぼ旧規を存しており、百舌鳥古墳群の一として重要である。 「平成 26 年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第 605 号」	



②長塚古墳 史跡指定範囲

③収塚古墳 指定説明文とその範囲

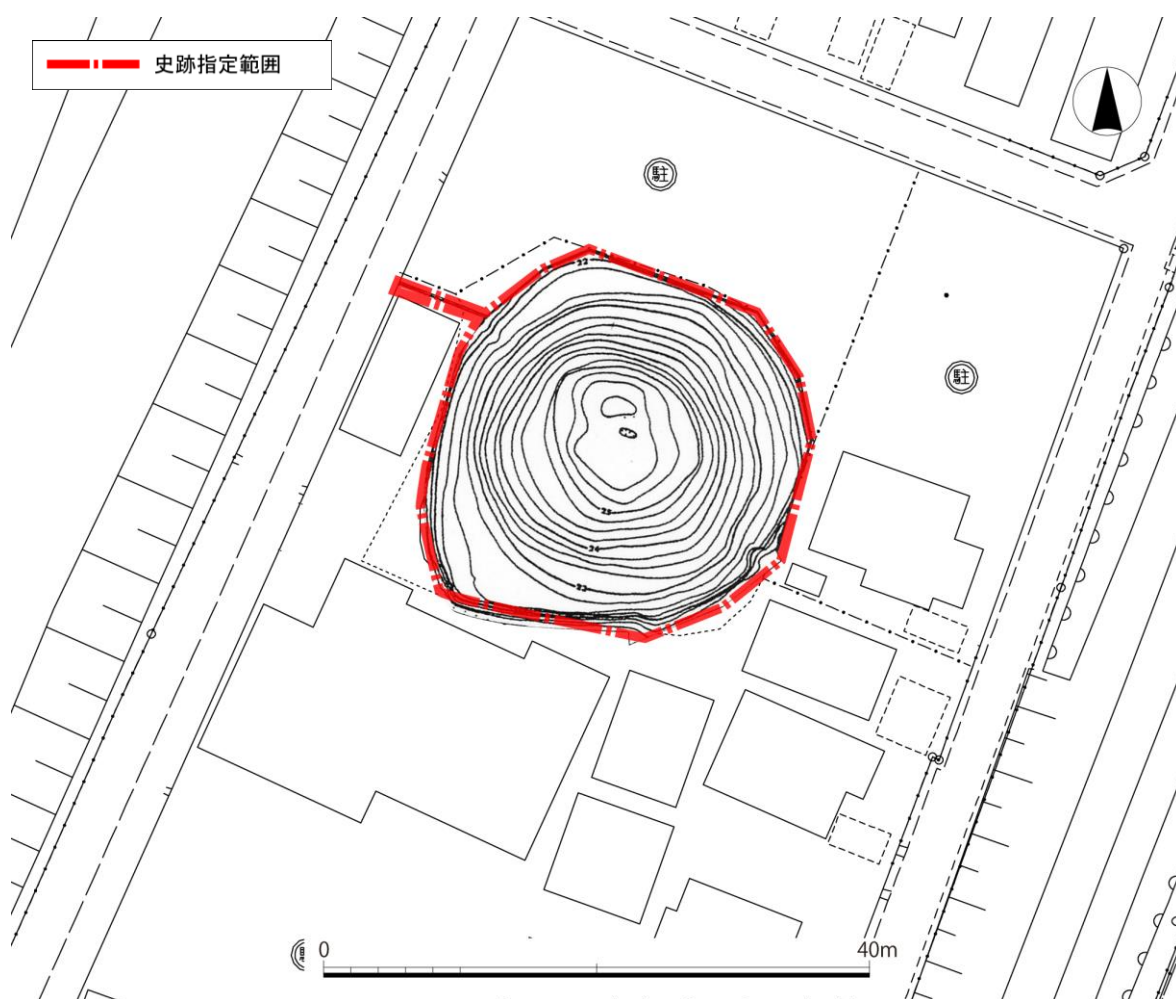
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 収塚古墳
所在地：堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁149	指定面積：743 m ²
指定説明：昭和33年・平成26年指定説明 「昭和33年指定説明」 仁徳天皇陵の東南に近接して存する。基底径約40m、高さ約4.5mの円墳をなし、北がわに堀の痕跡をとどめている。墳丘は低平でやや旧規を損なうも百舌鳥古墳群の一として重要である。 「平成26年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第605号」	



③収塚古墳 史跡指定範囲

④塚廻古墳 指定説明文とその範囲

種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 塚廻古墳
所在地：堺市堺区百舌鳥夕雲町 1 丁 27	指定面積：704 m ²
指定説明：昭和 33 年・平成 26 年指定説明 「昭和 33 年指定説明」 仁徳天皇陵の東方に近接して存する。基底径約 30m、高さ約 9.5mの円墳をなし、周囲に円筒埴輪列がめぐらされている。明治 45 年 6 月坪井正五郎博士、柴田常恵氏等によって発掘され封土深く刳抜いた丸木船状の木材施設があることがたしかめられ、鏡、刀、剣、勾玉、管玉、棗玉、丸玉、小玉等が発見された。 百舌鳥古墳群の一として重要な存在をなすものである。 「平成 26 年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第 605 号」	



④塚廻古墳 史跡指定範囲

⑤文珠塚古墳 指定説明文とその範囲

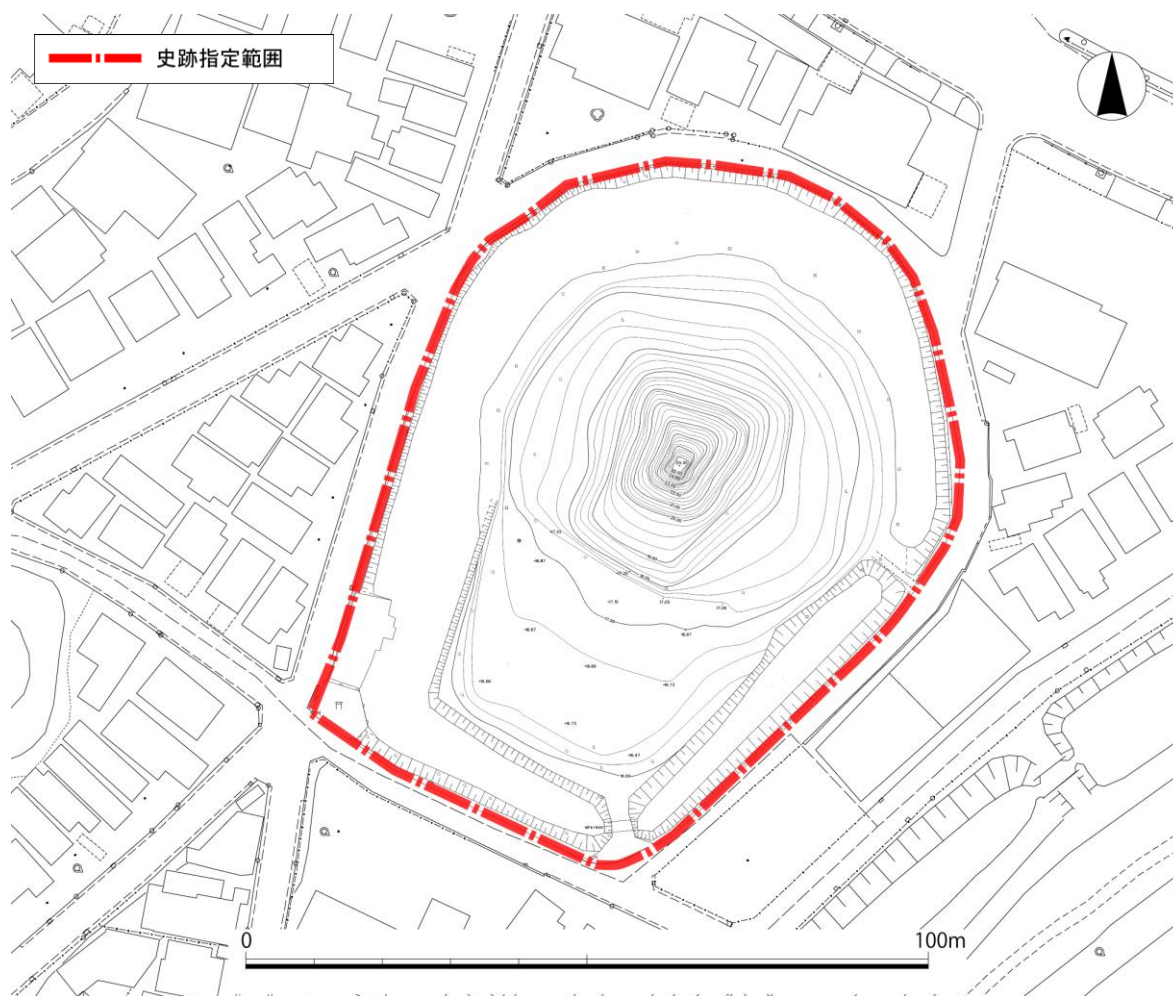
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 文珠塚古墳
所在地：堺市西区上野芝向ヶ丘町1丁772-3	指定面積：1,651 m ²
指定説明：昭和46年・平成26年指定説明 ＜昭和46年指定説明＞ 国鉄阪和線の上野芝駅の南方にあり、履中天皇陵の位置する台地の南方、石津川の支流を隔てた丘陵上に位置する前方後円墳である。墳丘の全長は約70m、前方部は幅約35m、高さ約5m、後円部は直径約35m、高さ約6mであるが、墳丘上に葺石、埴輪は認められず、内部主体、周濠などについては明らかにされていない。 この古墳は、丘陵の最高所に位置しているなどの占地条件からして、この百舌鳥野南古墳群の中での主墳として位置づけられる性格をもつものと考えられる。 現在、すでに古墳群としての形態は失われてはいるが、和泉地方における数少ない群集墳の主墳と目される古墳であり、学術上価値の高いものである。 ＜平成26年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第605号＞	



⑤文珠塚古墳 史跡指定範囲

⑥丸保山古墳 指定説明文とその範囲

種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 丸保山古墳
所在地：堺市堺区北丸保園 30, 31 - 1, 32	指定面積：6667.95 m ²
指定説明：昭和 47 年・平成 26 年指定説明 「昭和 47 年指定説明」 仁徳天皇陵の西北、御陵の外堤の西約 30mにある全長 80m、後円部径 60m、前方部幅 50mの前方後円墳で、幅約 10mの外濠をめぐらしている。前方部は早くから削平されていたが、その旧規はよく遺されている。 「平成 26 年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第 605 号」	



⑥丸保山古墳 史跡指定範囲

⑦乳岡古墳 指定説明文とその範囲

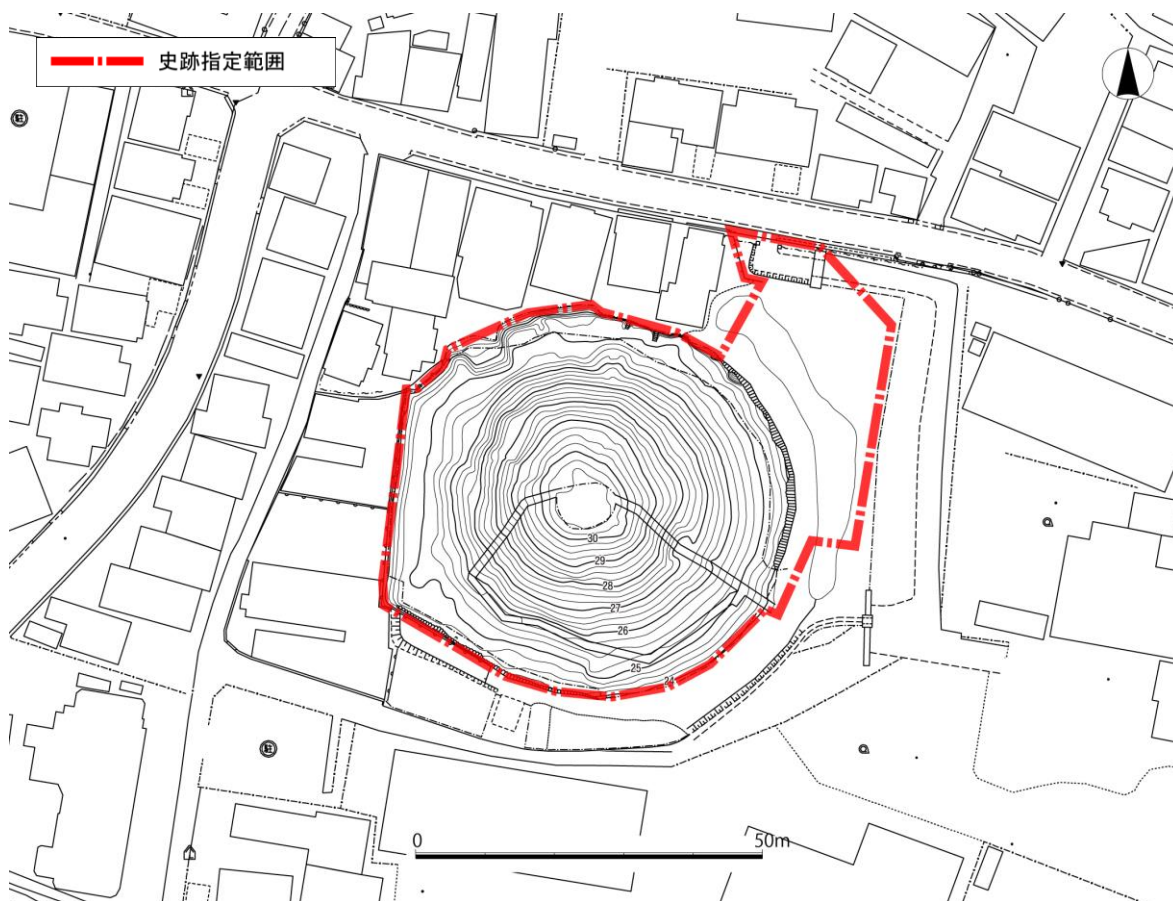
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 乳岡古墳
所在地：堺市堺区石津町2丁 620-1, 620-2, 620-34～620-39, 609-10, 634, 609-26～28	指定面積：5,888.74 m ²
指定説明：昭和49年・平成26年・平成28年指定説明 ≪昭和49年指定説明≫ わが国最大の古墳群である百舌鳥古墳群の最も西南に位置する大形の前方後円墳である。墳丘は前方部を西南に向けており、全長約150m、後円部径約94m、同高さ約14mの規模を有する。昭和47年発掘調査により、墳頂ほぼ中央に粘土で被われた長持形石棺とその外側に車輪石・鍬形石等が発見された。 現在、前方部のほとんどを失っているが、百舌鳥古墳群中西南部最も大阪湾寄りに築造された大形の前方後円墳として重要である。 ≪平成26年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第605号≫ ≪平成28年指定説明 百舌鳥古墳群（乳岡古墳 追加指定）『月刊文化財』第629号≫	



⑦乳岡古墳 史跡指定範囲

⑧御廟表塚古墳 指定説明文とその範囲

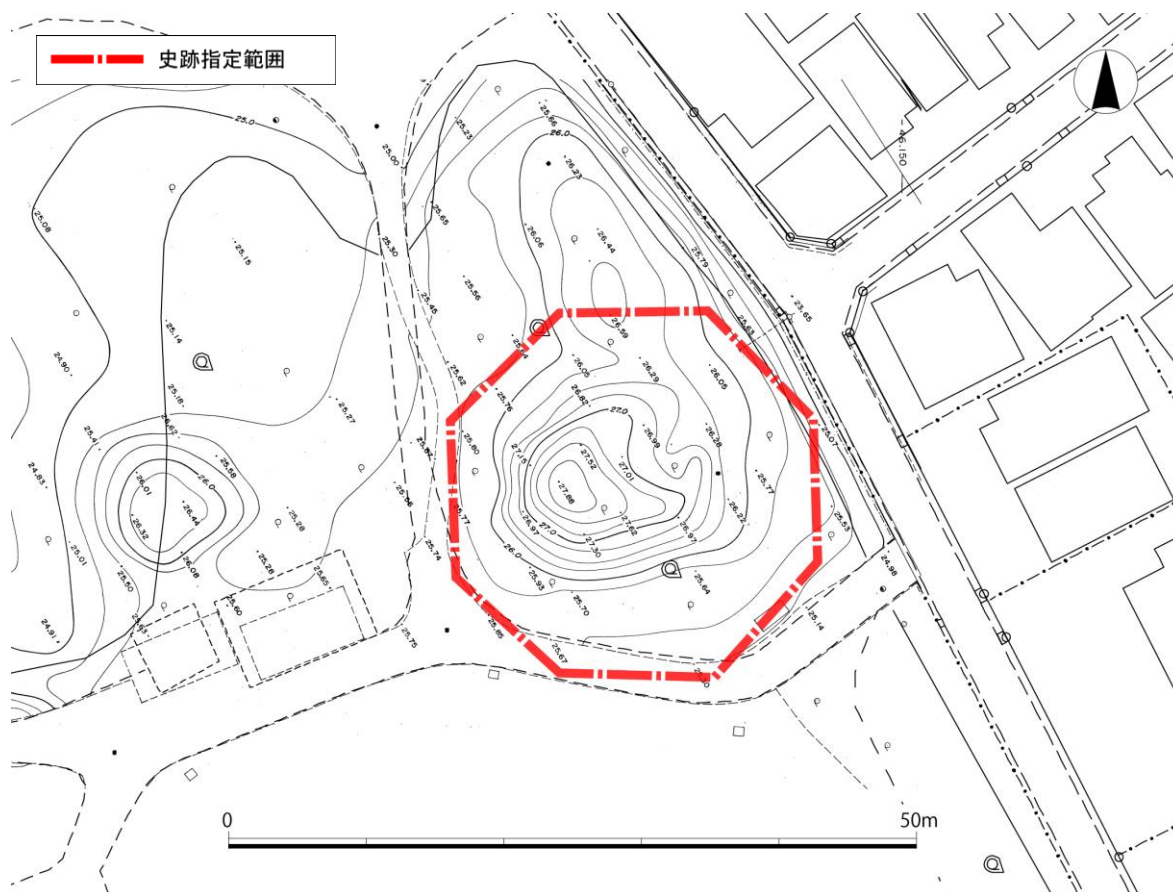
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 御廟表塚古墳
所在地：堺市 北区中百舌鳥町4丁 536-7の一部, 543-3, 546	指定面積：3,269.26㎡
指定説明：平成26年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第605号	



⑧御廟表塚古墳 史跡指定範囲

⑨ドンチャ山古墳 指定説明文とその範囲

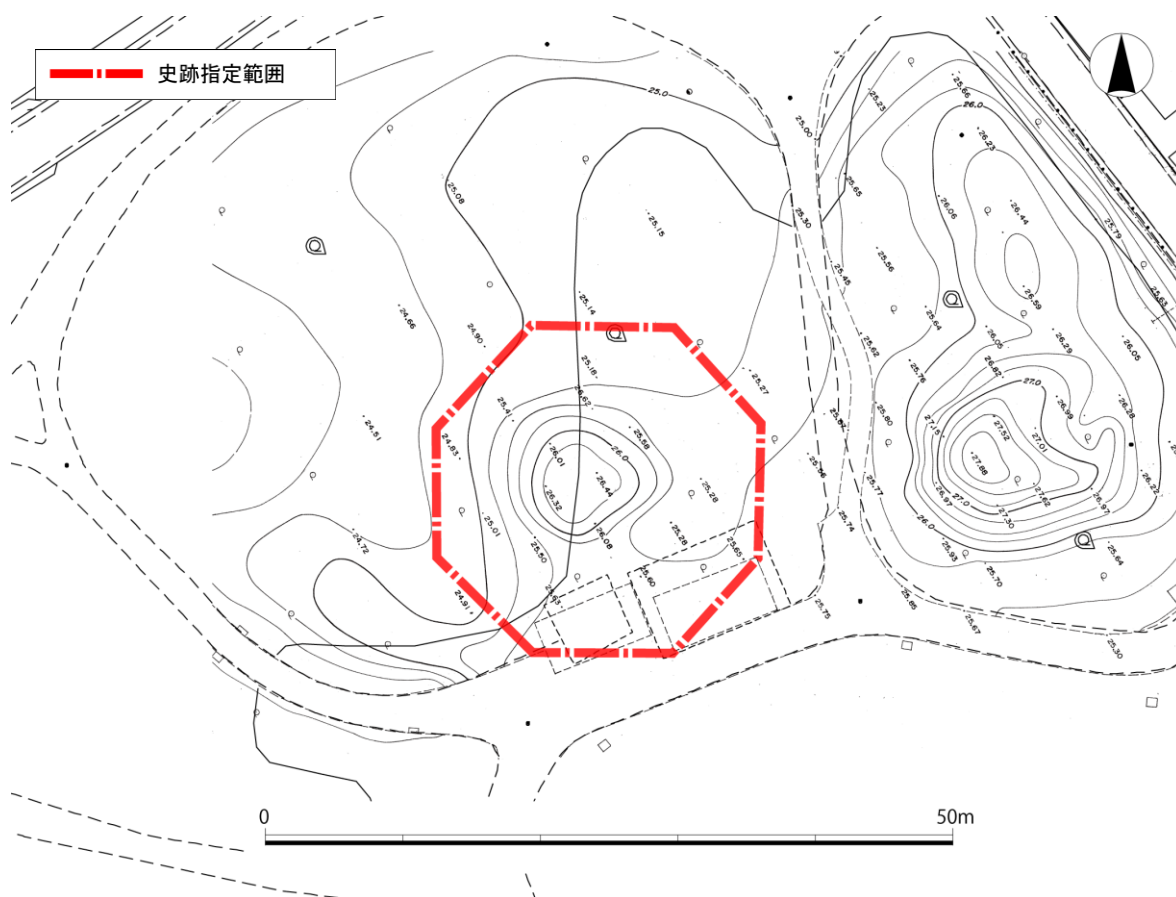
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 ドンチャ山古墳
所在地：堺市北区百舌鳥陵南町3丁294 一部	指定面積：578.07 m ²
指定説明：平成26年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第605号	



⑨ドンチャ山古墳 史跡指定範囲

⑩正楽寺山古墳 指定説明文とその範囲

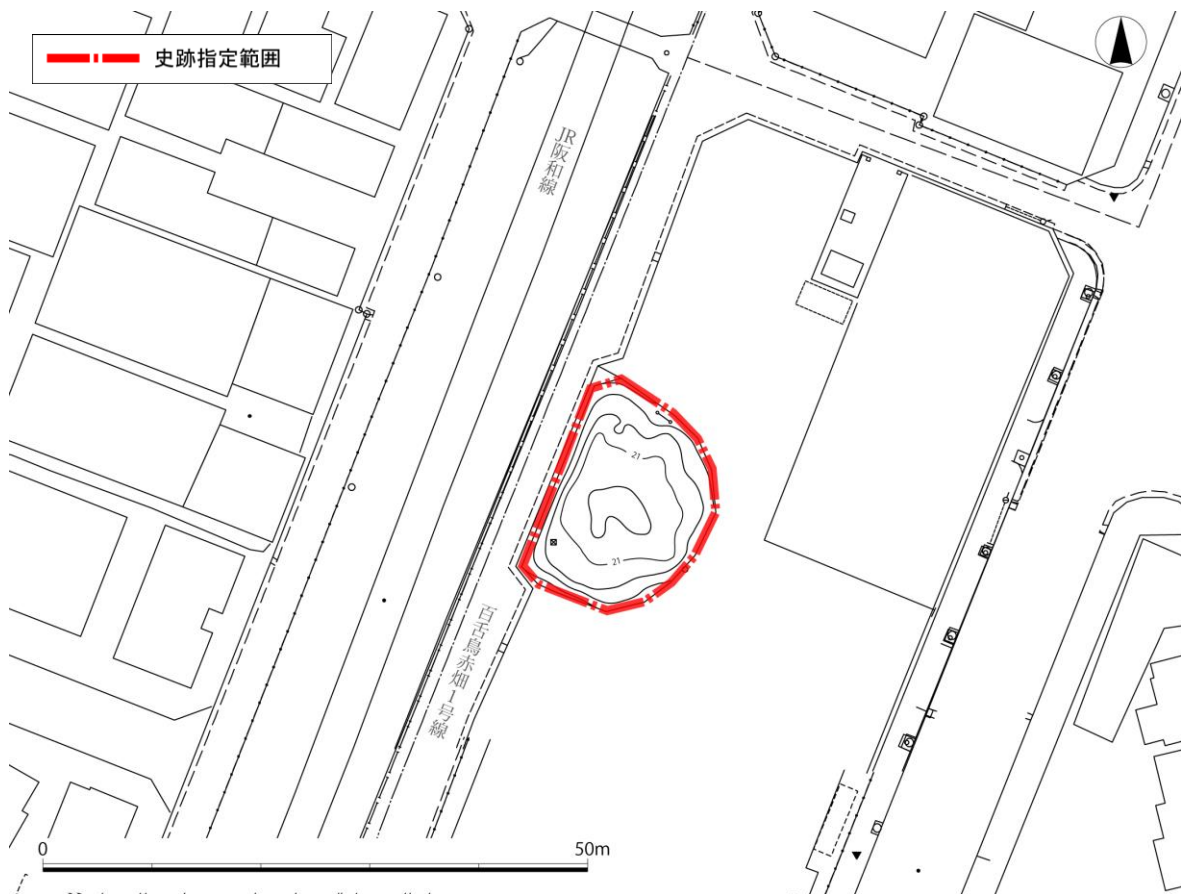
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 正楽寺山古墳
所在地：堺市北区百舌鳥陵南町 3 丁 294 一部	指定面積：459.17 m ²
指定説明：平成 26 年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第 605 号	



⑩正楽寺山古墳 史跡指定範囲

⑪鏡塚古墳 指定説明文とその範囲

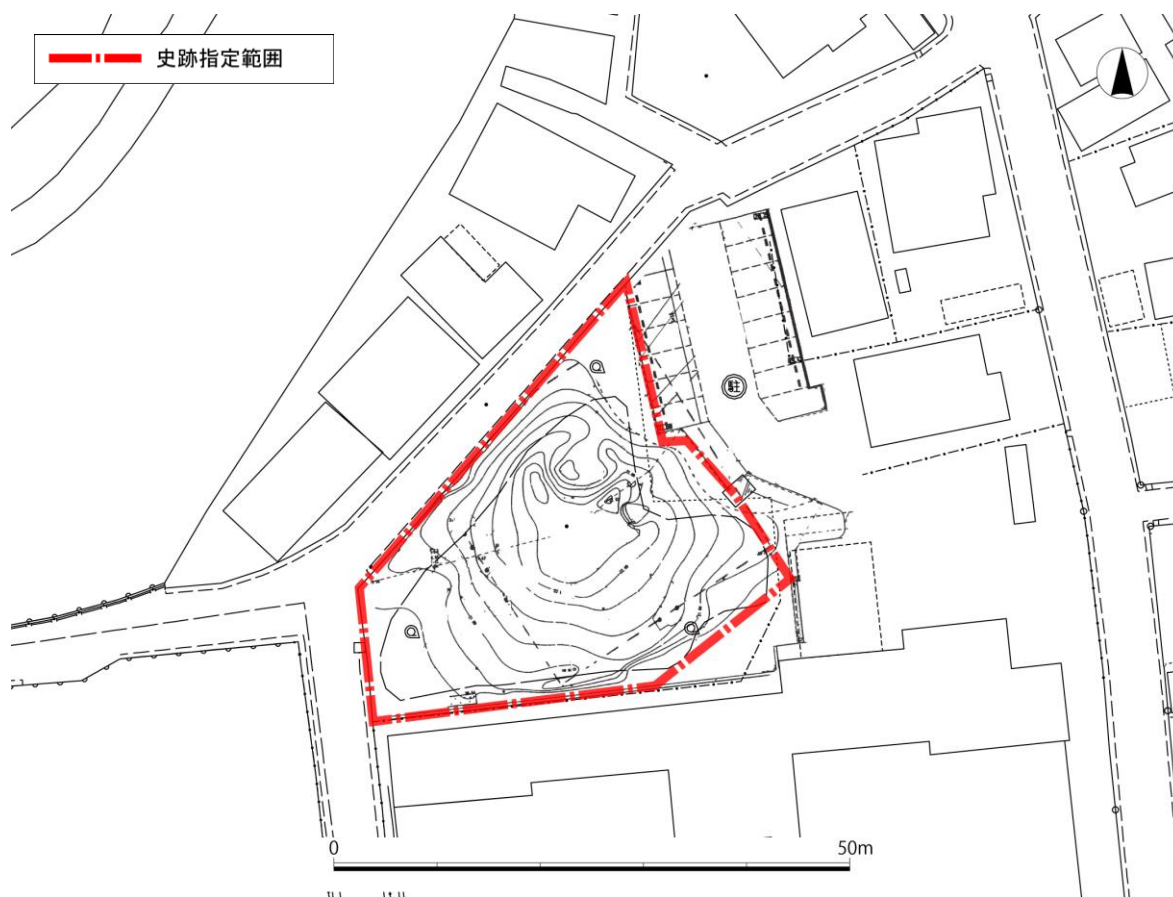
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 鏡塚古墳
所在地：堺市北区百舌鳥赤畑町2丁 90-1, 90-2, 91-1, 91-5 の各一部	指定面積：251.36 m ²
指定説明：平成26年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第605号	



⑪鏡塚古墳 史跡指定範囲

⑫善右工門山古墳 指定説明文とその範囲

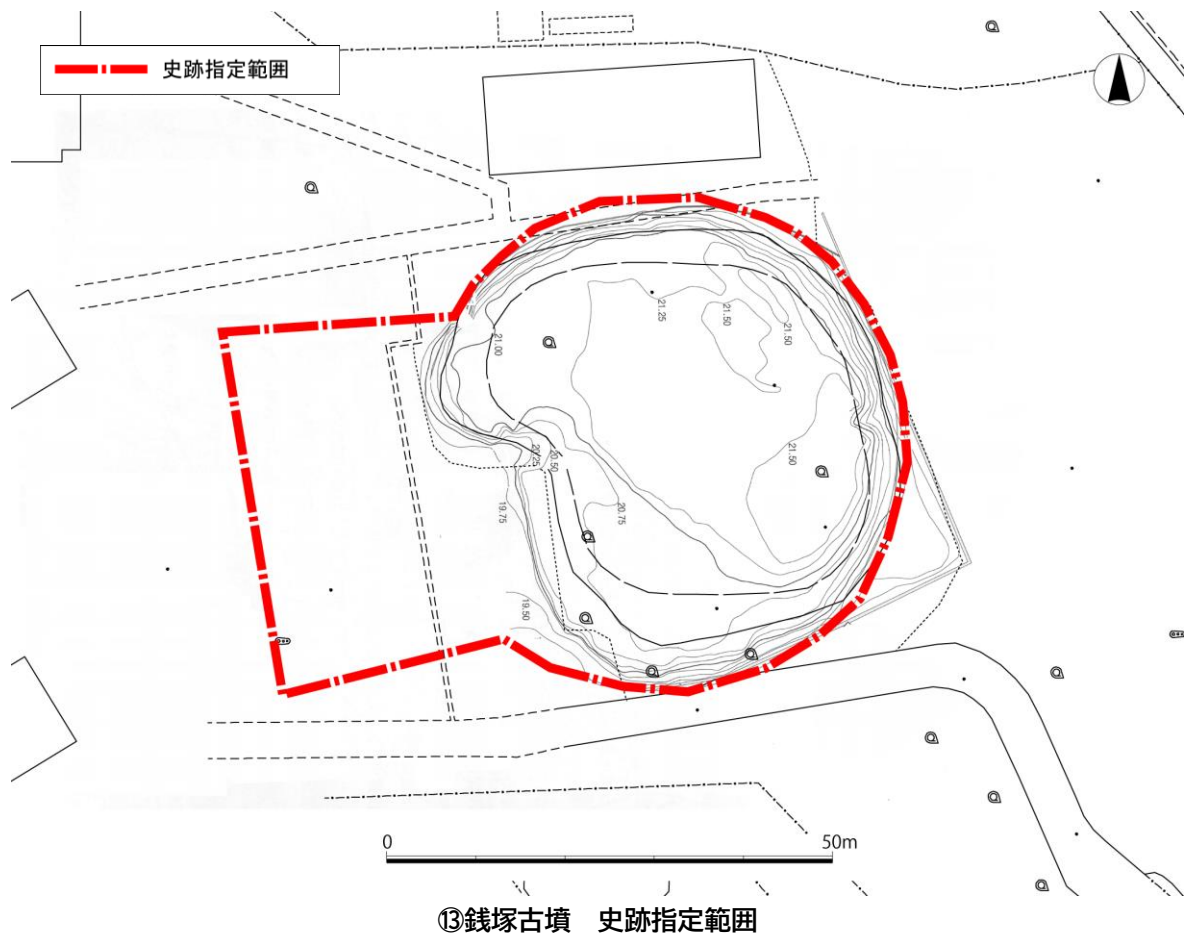
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 善右工門山古墳
所在地：堺市北区百舌鳥本町 3 丁 424-1, 430-1, 430-2 の各一部	指定面積：967.09 m ²
指定説明：平成 26 年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第 605 号	



⑫善右工門山古墳 史跡指定範囲

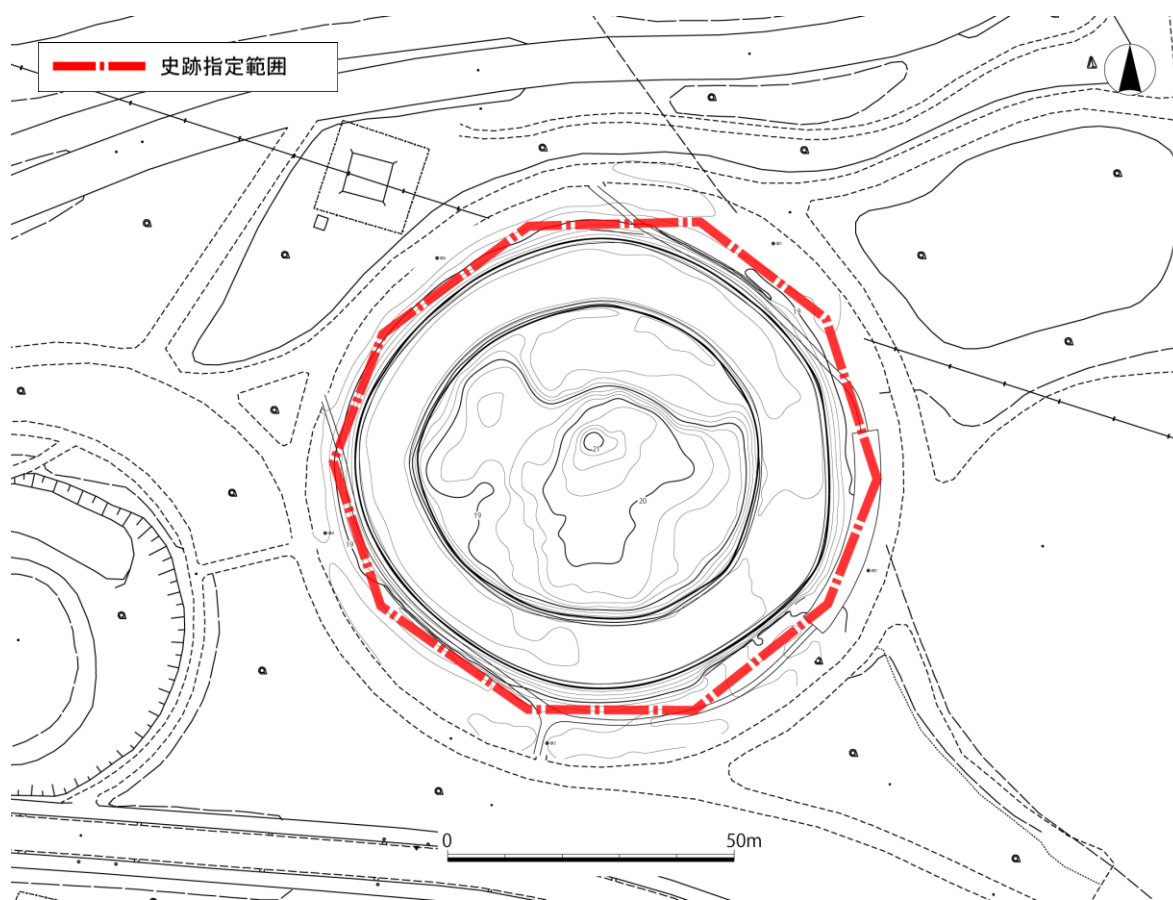
⑬銭塚古墳 指定説明文とその範囲

種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 銭塚古墳
所在地：堺市堺区東上野芝町1丁71-1 一部	指定面積：3031.51 m ²
指定説明：平成26年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第605号	



⑭グワショウ坊古墳 指定説明文とその範囲

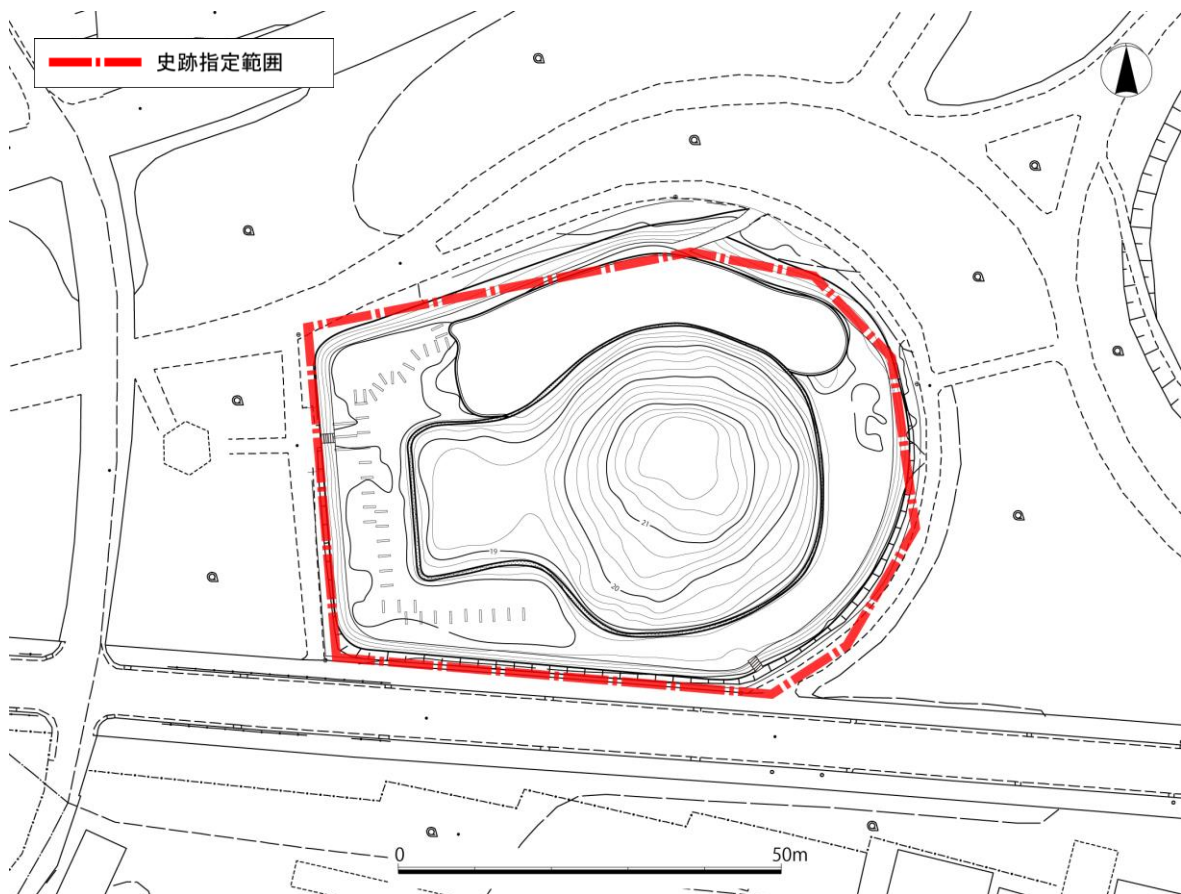
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 グワショウ坊古墳
所在地：堺市堺区百舌鳥夕雲町 3 丁 508 一部, 510, 511, 512-1 一部, 522 一部, 537 一部, 538 一部, 539 一部, 540, 541, 543, 544, 545 一部, 546, 603 一部(ほか里道・水路)	
指定面積：6,049.07 m ²	
指定説明：平成 26 年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第 605 号	



⑭グワショウ坊古墳 史跡指定範囲

⑮旗塚古墳 指定説明文とその範囲

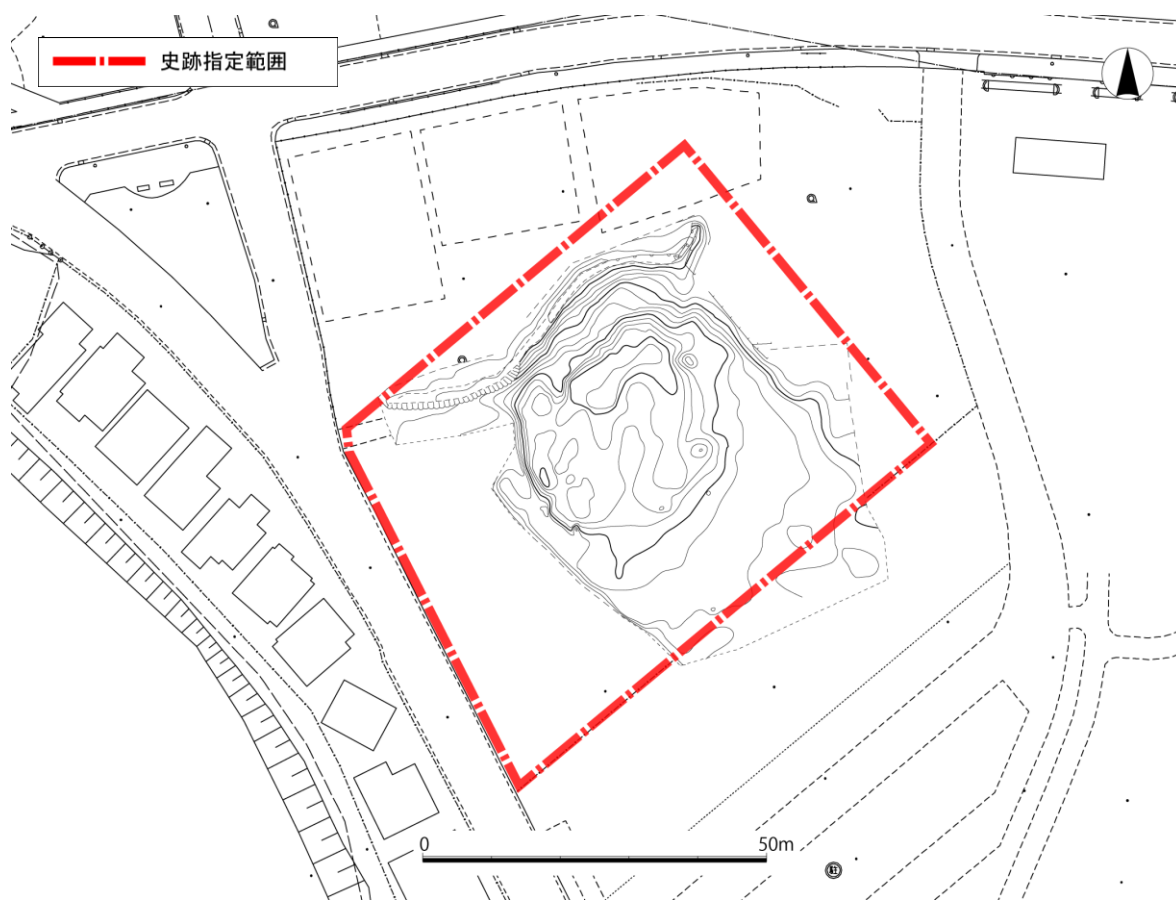
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 旗塚古墳
所在地：堺市堺区百舌鳥夕雲町3丁 530,526-1 一部, 528, 529, 531	指定面積：3,759.14 m ²
指定説明：平成26年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第605号	



⑮旗塚古墳史跡指定範囲

⑩寺山南山古墳 指定説明文とその範囲

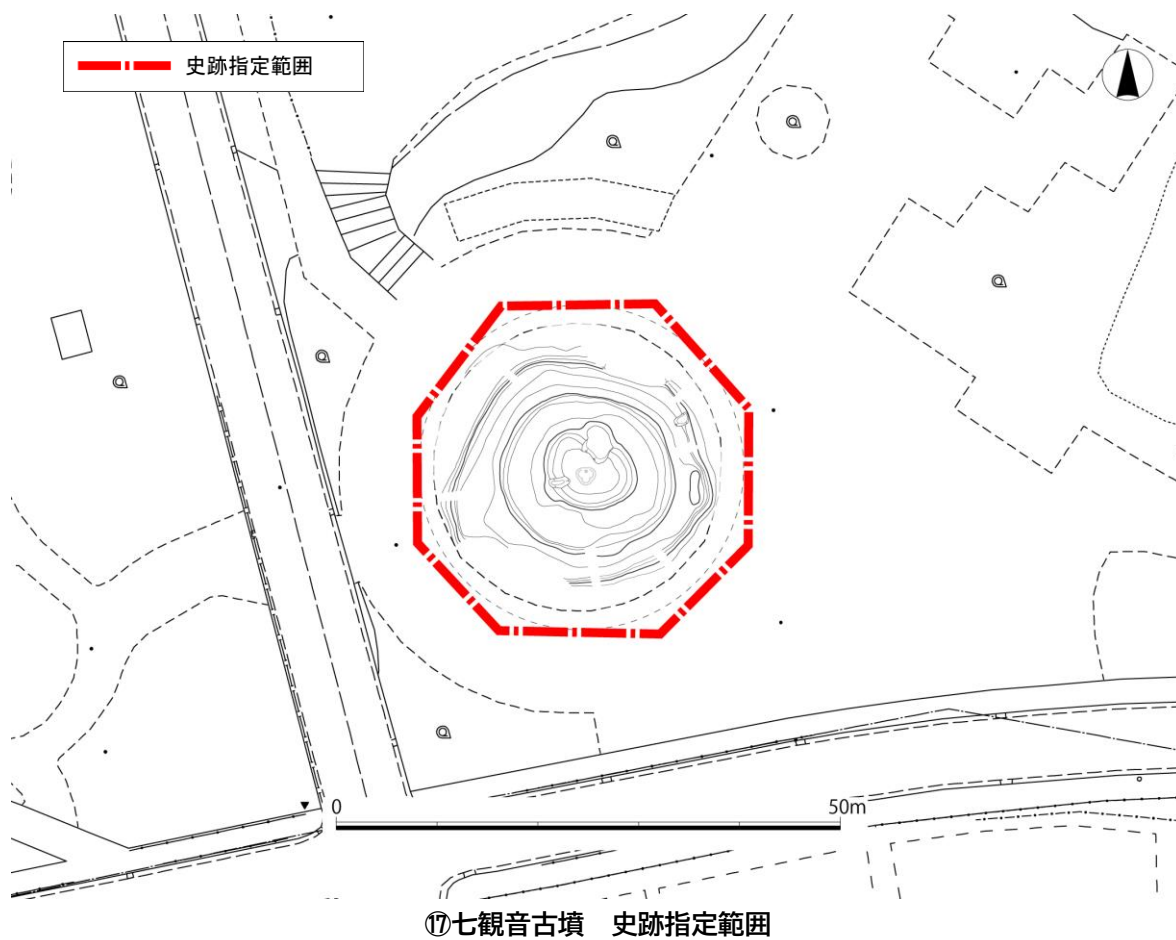
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 寺山南山古墳
所在地：堺市西区上野芝町 1 丁 314-1 , 309-1, 318-1, 318-4 一部 (ほか水路)	指定面積：4,154.75 ㎡
指定説明：平成 26 年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第 605 号	



⑩寺山南山古墳 史跡指定範囲

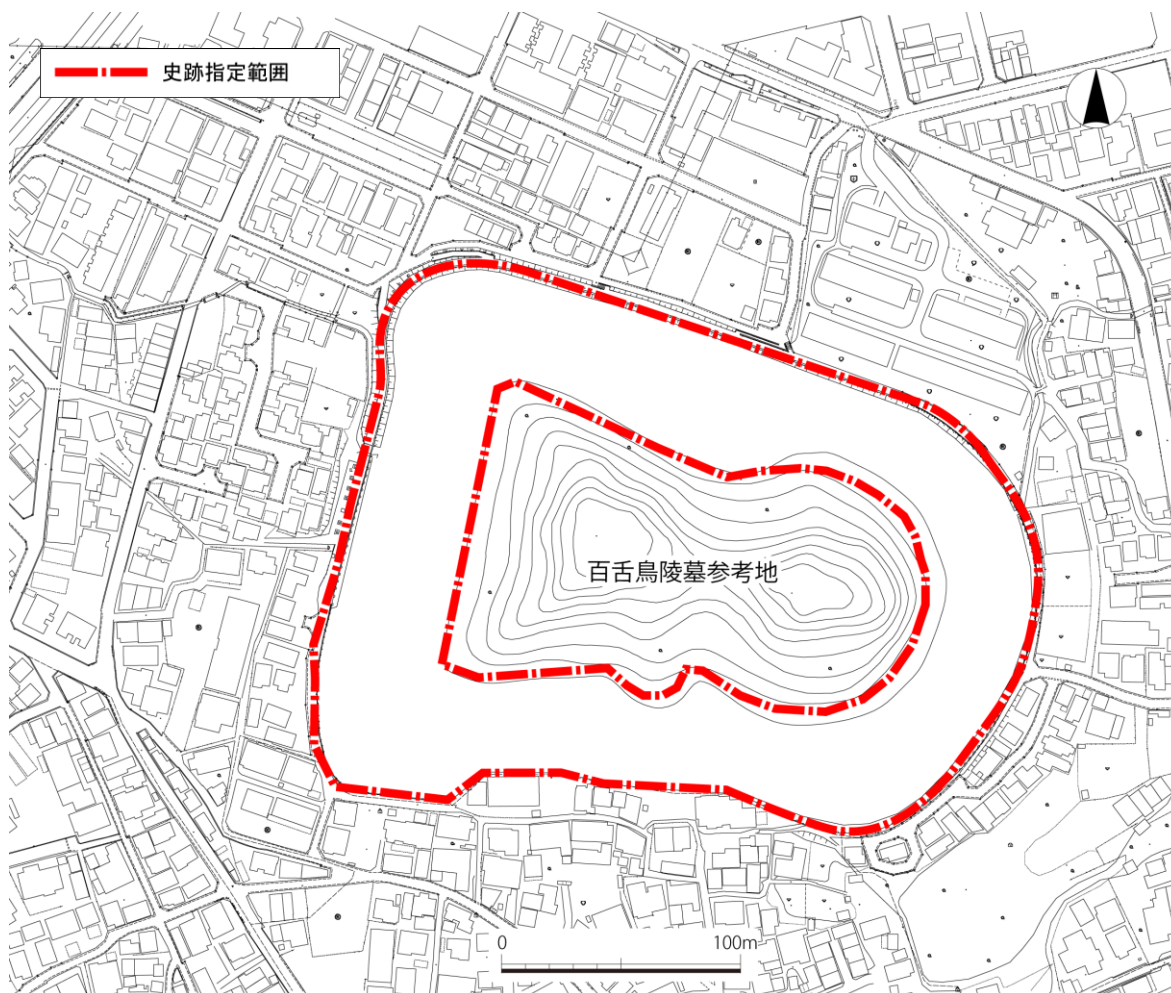
⑰七観音古墳 指定説明文とその範囲

種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 七観音古墳
所在地：堺市堺区旭ヶ丘北町5丁 226, 220-4 一部, 220-5 一部	指定面積：879.46 m ²
指定説明：平成26年指定説明 百舌鳥古墳群（統合・追加指定・名称変更）『月刊文化財』第605号	



⑮御廟山古墳内濠 指定説明文とその範囲

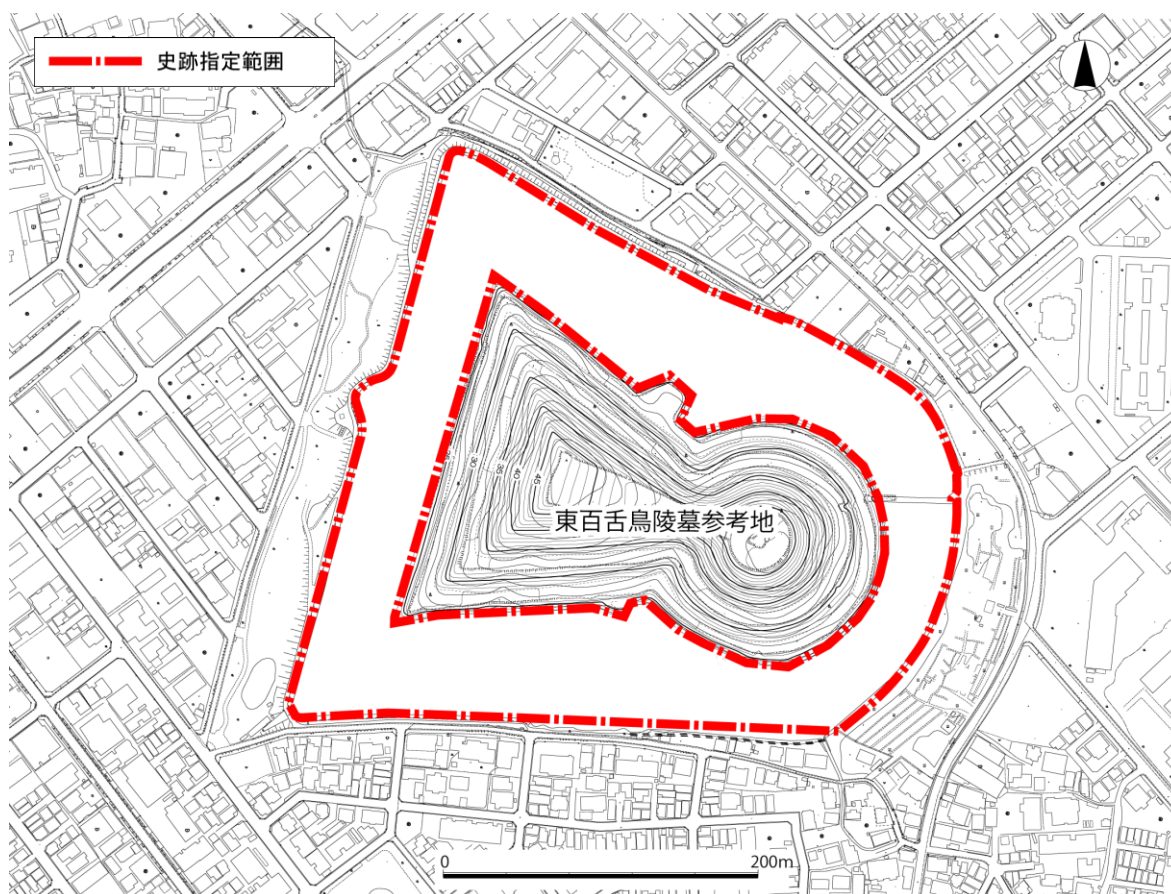
種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 御廟山古墳内濠
所在地：堺市北区百舌鳥本町 1 丁 20-1、21-7	指定面積：34,866.30 m ²
指定説明：平成 30 年指定説明 百舌鳥古墳群（追加指定・名称変更）『月刊文化財』第 660 号	



⑮御廟山古墳内濠 史跡指定範囲

⑨ニサンザイ古墳内濠 指定説明文とその範囲

種 別：史跡（古墳）	名 称：百舌鳥古墳群 ニサンザイ古墳内濠
所在地：堺市北区百舌鳥西之町3丁 420-1 一部、424-2	指定面積：61,349.29㎡
指定説明：平成31年指定説明 百舌鳥古墳群（追加指定・名称変更）『月刊文化財』第665号	



⑨ニサンザイ古墳内濠 史跡指定範囲

(3) 指定に至る調査成果

これまでの史跡百舌鳥古墳群に関する発掘調査の履歴は以下のとおりである。

平成 10 年（1998）までは周濠調査を中心に実施した。それ以降は周濠に加えて墳丘を調査し、近年は地中レーダ探査と併せて、各古墳の規模・内容を検証している。また、整備基本計画（第 1 期）に基づき、整備活用に向け史跡内の発掘調査を実施している。

史跡百舌鳥古墳群の主な調査履歴

調査年度	調査対象古墳	調査概要	報告書名 /発行年
昭和 44 年	①いたすけ古墳・ ⑫善右エ門山古墳	平板墳丘測量調査	1 /1974
昭和 47 年	①いたすけ古墳	周堤護岸設置工事に伴う範囲確認調査（発掘）	2
昭和 47 年	⑦乳岡古墳	埋葬施設内容確認調査（発掘）	1 /2008
昭和 48 年	⑤文珠塚古墳	平板墳丘測量調査	1 /1974
昭和 51 年 昭和 52 年	⑬ニサンザイ古墳	後円部側内濠・北側二重濠範囲確認調査（発掘） 南側・北側二重濠範囲確認調査（発掘）	1 /1978
昭和 56 年 昭和 57 年	⑬銭塚古墳	周濠・墳丘裾・前方部調査（試掘）	1 /2009
昭和 58 年	⑬七観音古墳	公園整備に伴う墳丘周囲調査（発掘）	1 /2008
	⑨ドンチャ山古墳	公園整備に伴う周濠・外周調査（発掘）	1 /1986
	⑩正楽寺山古墳	公園整備に伴う周濠・外周調査（発掘）	1 /1986
昭和 60 年	⑦乳岡古墳	周濠範囲確認調査（発掘）	2 /1986
昭和 61 年	③収塚古墳	水道管布設に伴う後円部東側周濠調査（試掘・立会）	1 /1989
	⑮旗塚古墳	公園墳丘裾護岸工事に伴う墳丘裾調査（発掘）	1 /1988
昭和 62 年	⑧御廟表塚古墳	駐車場整備に伴う後円部南東側周濠調査（発掘）	1 /1988
	⑫善右エ門山古墳	水道管布設に伴う古墳北側・周濠調査（立会）	1 /1989
平成元年	①いたすけ古墳	前方部南側外堤調査（発掘）	3 /1990
	④塚廻古墳	下水道管布設に伴う墳丘西側調査（試掘・立会）	1 /1996
平成 2 年	③収塚古墳	下水道管布設に伴う後円部東側周濠調査（試掘・立会）	2 /1996
平成 3 年	⑮御廟山古墳	周遊路工事に伴う後円部側二重濠調査（発掘）	1 /1994
平成 5 年	②長塚古墳	個人住宅建設に伴う後円部北側墳丘裾・周濠調査（発掘）	1 /1994
平成 6 年	②長塚古墳	個人住宅建設に伴う前方部西側周濠調査（発掘）	2 /1995
	①いたすけ古墳	下水道管布設に伴う後円部東側周濠調査（立会）	4 /1996
	⑫善右エ門山古墳	下水道管布設に伴う西側周濠調査（立会）	2 /1996
	⑧御廟表塚古墳	前方部南側周濠範囲確認調査（試掘・立会）	2 /2008

調査年度	調査対象古墳	調査概要	報告書名 /発行年
平成6年 平成7年	⑪鏡塚古墳	店舗建設に伴う北東から南側周濠調査(発掘)、 墳丘・南西側周濠調査(発掘)	1 /1996
平成7年	①いたすけ古墳	下水道管敷設工事に伴う前方部南側調査(立会)	5 /1997
平成9年	③収塚古墳	水道管布設に伴う南側周濠調査(試掘・立会)	3 /1999
平成12年	①いたすけ古墳	下水道管敷設工事に伴う南側外堤調査(立会)	6 /2001
平成11年 平成12年	⑯寺山南山古墳	周濠内容確認調査(発掘)	1 /2012
		墳丘・周濠内容確認調査(発掘)	2 /2002
平成12年	⑫善右エ門山古墳	墳丘範囲確認調査(発掘)	3 /2012
	⑲ニサンザイ古墳	西側外濠範囲確認調査(発掘)	2 /2001
平成14年	③収塚古墳	周濠調査(発掘)	4 /2003
平成14年	①いたすけ古墳	周濠部堆積物測量調査	
平成15年	②長塚古墳	水道管布設工事に伴う後円部東側周濠調査(立会)	3 /2005
		墳丘くびれ部南側調査	4
	③収塚古墳	後円部南東側周濠調査(発掘)	5 /2004
	⑤文珠塚古墳	墳丘北側範囲確認調査(発掘)	2 /2005
	⑫善右エ門山古墳	墳丘内容確認調査(発掘)	3 /2005
平成16年	②長塚古墳	墳丘くびれ部南側範囲確認調査(発掘)	5 /2006
	⑤文珠塚古墳	墳丘東側周濠範囲確認調査(発掘)	3 /2006
	④塚廻古墳	墳丘東側周濠調査(発掘)	2 /2005
平成17年	②長塚古墳	柵設置に伴う前方部墳丘北側側面調査(現状変更)	6 /2008
	②長塚古墳	墳丘前方部西側・北側範囲確認調査(発掘)	6 /2007
	⑤文珠塚古墳	墳丘前方部西側・北側範囲確認調査(発掘)	4 /2007
平成18年	③収塚古墳	前方部北側周濠範囲確認調査(発掘)	6 /2008
	②長塚古墳	墳丘前方部北側範囲確認調査(発掘)	7 /2008
	⑤文珠塚古墳	墳丘裾前方部南側範囲確認調査(発掘)	5 /2008
平成19年	②長塚古墳	墳丘後円部北側内容確認調査(発掘)	8 /2009
	⑤文珠塚古墳	墳丘後円部南側調査(発掘)	6 /2008
	③収塚古墳	墳丘裾・周濠・墳丘前方部裾北西側調査(発掘)	7 /2009
	⑮旗塚古墳	西側・東側外堤内容確認調査(試掘・立会)	2 /2008
	⑭グワシヨウ坊古墳	周濠・周囲範囲確認調査(試掘・立会)	1 /2008
		地中レーダ探査	2 /2009
	⑬銭塚古墳	後円部墳丘・墳丘裾調査(発掘)	1 /2009

調査年度	調査対象古墳	調査概要	報告書名 /発行年
平成 20 年	③収塚古墳	墳丘調査(発掘)、周濠調査(発掘)、地中レーダ探査	8 /2010
	⑮旗塚古墳	墳丘調査(発掘)、周濠調査(発掘)	3 /2011
		地中レーダ探査	3 /2011
	⑭グワシヨウ坊古墳	墳丘調査(発掘)、周濠調査(発掘)、地中レーダ探査、 墳丘土質分析	2 /2009
	⑲ニサンザイ古墳	外濠地中レーダ探査	4 /2009
	⑧御廟表塚古墳	地中レーダ探査	3 /2010
	⑯寺山南山古墳	墳丘北側調査(発掘)	3 /2010
平成 21 年	⑱御廟山古墳	宮内庁との同時調査 墳丘・周濠調査(発掘調査)	/2011
	③収塚古墳	地中レーダ探査	8 /2010
	④塚廻古墳	地中レーダ探査	3 /2010
	⑦乳岡古墳	地中レーダ探査	4 /2010
	②長塚古墳	地中レーダ探査	9 /2011
	⑤文珠塚古墳	地中レーダ探査	7 /2011
	⑨ドンチャ山古墳	墳丘調査(発掘)	2 /2011
	⑩正楽寺山古墳	墳丘調査(発掘)	2 /2011
平成 22 年	⑦乳岡古墳	水道管敷設工事に伴う調査(立会)	3 /2011
		水道管敷設工事に伴う調査(立会)	3 /2011
平成 22 年	⑯寺山南山古墳	地中レーダ探査、 墳丘調査(発掘)	1 /2012
		墳丘調査(発掘)	3 /2010
平成 24 年	⑧御廟表塚古墳	墳丘調査(発掘)	4 /2013
	⑲ニサンザイ古墳	墳端・濠調査(発掘)	5 /2018
平成 25 年	⑲ニサンザイ古墳	墳端・濠調査(発掘)	5 /2018
平成 26 年	③収塚古墳	濠調査(発掘) 前方部北西・南西隅	9 /2016
	⑲ニサンザイ古墳	墳端・濠調査(発掘)	5 /2018
平成 27 年	③収塚古墳	墳丘・濠調査(発掘) 前方部北西・南西隅	9 /2016
	⑲ニサンザイ古墳	濠調査(発掘)	5 /2018
平成 28 年	⑯寺山南山古墳	墳丘・濠調査(発掘) 墳丘北・南側	4 /2018
平成 29 年	⑥丸保山古墳	墳丘表面調査調査(発掘)、円筒埴輪列の検出	1 /2017
平成 30 年	⑧御廟表塚古墳	墳丘・濠調査(発掘)	5 /2020

古墳別調査報告書一覧

①いたすけ古墳	
1	堺市教育委員会「いたすけ古墳の測量調査報告」『堺市文化財調査報告』第2集 1974
2	堺市教育委員会「いたすけ古墳周堤工事に伴う調査」『堺市文化財調査報告』第2集 1974
3	堺市教育委員会「いたすけ古墳」『堺市文化財調査概要報告』第10冊 1990
4	堺市教育委員会「いたすけ古墳」『堺市文化財調査概要報告』第54冊 1996
5	堺市教育委員会「いたすけ古墳」『堺市文化財調査概要報告』第64冊 1997
6	堺市教育委員会「いたすけ古墳」『堺市文化財調査概要報告』第94冊 2001
②長塚古墳	
1	堺市教育委員会「長塚古墳」『平成5年度国庫補助事業発掘調査報告書』1994
2	堺市教育委員会「長塚古墳」『平成6年度国庫補助事業発掘調査報告書』1995
3	堺市教育委員会「平成14・15年度水道工事に伴う立会調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告』第107冊 2005
4	堺市教育委員会「史跡長塚古墳」『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』2005
5	堺市教育委員会「史跡長塚古墳」『平成17年度国庫補助事業発掘調査報告書』2006
6	堺市教育委員会「史跡長塚古墳」『平成18年度国庫補助事業発掘調査報告書』2007
7	堺市教育委員会「平成18年度国庫補助事業発掘調査報告」『百舌鳥古墳群の調査1』2008
8	堺市教育委員会「平成19年度国庫補助事業発掘調査報告」『百舌鳥古墳群の調査2』2009
9	堺市教育委員会「史跡長塚古墳の調査-地中レーダ探査-」『百舌鳥古墳群の調査4』2011
③収塚古墳	
1	堺市教育委員会「水道管布設工事に伴う発掘調査概要報告」『堺市文化財調査報告』第43集 1996
2	堺市教育委員会「下水道工事に伴う発掘調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告』第54冊 1996
3	堺市教育委員会「平成元年度下水道工事に伴う発掘調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告』第81冊 1999
4	堺市教育委員会「史跡収塚古墳」『平成14年度国庫補助事業発掘調査報告書』2003
5	堺市教育委員会「史跡収塚古墳」『平成15年度国庫補助事業発掘調査報告書』2004
6	堺市教育委員会「史跡収塚古墳の調査-OSZ-5次調査-」『百舌鳥古墳群の調査1』2008
7	堺市教育委員会「史跡収塚古墳の調査-OSZ-6次調査-」『百舌鳥古墳群の調査2』2009
8	堺市教育委員会「史跡収塚古墳の調査-地中レーダ探査・OSZ-7次調査-」『百舌鳥古墳群の調査3』2010
9	堺市教育委員会「収塚古墳(OSZ-8・9)発掘調査報告書」『百舌鳥古墳群の調査10』2016
④塚廻古墳	
1	大道弘雄「大仙陵畔の大発見(上)」『考古学雑誌』第2巻第12号 1912 大道弘雄「大仙陵畔の大発見(下)」『考古学雑誌』第3巻第1号 1912
2	堺市教育委員会「平成元年度下水道工事に伴う発掘調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告』第54冊 1996
3	堺市教育委員会「史跡塚廻古墳」『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』2005
4	堺市教育委員会「史跡塚廻古墳の調査-地中レーダ探査-」『百舌鳥古墳群の調査3』2010

⑤文珠塚古墳	
	1 堺市教育委員会「文珠塚古墳の測量調査報告」『堺市文化財調査報告』第2集 1974 2 堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳」『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』2005 3 堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳」『平成17年度国庫補助事業発掘調査報告書』2006 4 堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳」『平成18年度国庫補助事業発掘調査報告書』2007 5 堺市教育委員会「平成18年度国庫補助事業発掘調査報告」『百舌鳥古墳群の調査1』2008 6 堺市教育委員会「平成19年度国庫補助事業発掘調査報告」『百舌鳥古墳群の調査2』2009 7 堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳の調査-地中レーダ探査-」『百舌鳥古墳群の調査4』2011
⑥丸保山古墳	
	1 宮内庁書陵部「平成28年度 墳丘外表面調査の成果報告」『書陵部紀要』第69号 2017
⑦乳岡古墳	
	1 堺市教育委員会「百舌鳥古墳群の調査1」2008 2 堺市教育委員会「百舌鳥古墳群発掘調査報告」『堺市文化財報告第25集』1986 3 堺市教育委員会「百舌鳥古墳群の調査3」2010 4 堺市教育委員会「史跡乳岡古墳の調査-地中レーダ探査-」『百舌鳥古墳群の調査3』2011
⑧御廟表塚古墳	
	1 堺市教育委員会「御廟表塚古墳-周濠跡東南隅地点-」『昭和62年国庫補助事業発掘調査報告書』1988 2 堺市教育委員会「御廟表塚古墳」『百舌鳥古墳分の調査1』2008 3 堺市教育委員会「御廟表塚古墳の調査-地中レーダ探査-」『百舌鳥古墳群の調査3』2010 4 堺市教育委員会「御廟表塚古墳の調査(GBY-2)発掘調査報告書」『百舌鳥古墳群の調査7』2013 5 堺市教育委員会「御廟表塚古墳の調査(GBY-3)の調査」『百舌鳥古墳群の調査14』2020
⑨ドンチャ山古墳	
	1 堺市教育委員会「百舌鳥古墳群発掘調査報告」『堺市文化財補調査報告第25集』1986 2 堺市教育委員会「ドンチャ山2号墳の調査-DN2-2次調査-」『百舌鳥古墳分の調査4』2011 3 堺市教育委員会「附章(補遺)ドンチャ山古墳と正楽寺山古墳の復元案について」『百舌鳥古墳群の調査7』2013
⑩正楽寺山古墳	
	1 堺市教育委員会「百舌鳥古墳群発掘調査報告」『堺市文化財補調査報告第25集』1986 2 堺市教育委員会「正楽寺山古墳の調査-SRJ-2次調査-」『百舌鳥古墳分の調査4』2011 3 堺市教育委員会「附章(補遺)ドンチャ山古墳と正楽寺山古墳の復元案について」『百舌鳥古墳群の調査7』2013
⑪鏡塚古墳	
	1 堺市教育委員会「鏡塚古墳-KGZ-1・2地点」『平成7年度国庫補助事業発掘調査報告書』1996
⑫善右衛門山古墳	
	1 堺市教育委員会「昭和62年度 水道管布設に伴う立会調査報告」『堺市文化財調査報告第43集』1989 2 堺市教育委員会「平成5年度・6年度 下水道工事に伴う立会調査概要報告」 『堺市文化財調査概要報告第54冊』1996 3 堺市教育委員会「善右衛門山古墳」『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』2005 4 堺市教育委員会「善右衛門山古墳の調査」『百舌鳥古墳群の調査6』2012

⑬銭塚古墳	
1	大阪府教育委員会 『銭塚古墳-大阪府立堺支援学校福祉整備事業に伴う発掘調査-』 大阪府埋蔵文化財調査報告 2008-5 2009
⑭グワシヨウ坊古墳	
1	堺市教育委員会 「グワシヨウ坊古墳」『百舌鳥古墳群の調査 1』 2008
2	堺市教育委員会 「グワシヨウ坊古墳-GWS-2 次-」『百舌鳥古墳群の調査 2』 2009
⑮旗塚古墳	
1	堺市教育委員会 「旗塚古墳発掘調査報告書」『堺市文化財調査報告第 39 集』 1988
2	堺市教育委員会 「旗塚古墳」『百舌鳥古墳群の調査 1』 2008
3	堺市教育委員会 「旗塚古墳の調査-HTT-2 次・HTT-3 次調査-」『百舌鳥古墳群の調査 4』 2011
⑯寺山南山古墳	
1	堺市教育委員会 「寺山南山古墳の調査」『百舌鳥古墳群の調査 6』 2012
2	堺市教育委員会 「寺山南山古墳 TYM-2 地点・堺市上野芝 1 丁 992 他」 『平成 13 年度国庫補助事業発掘調査報告書』 2002
3	堺市教育委員会 「寺山南山古墳 TYM-3 次調査」『百舌鳥古墳群の調査 3』 2010
4	堺市教育委員会 「寺山南山古墳 TYM-5 発掘調査報告書」『百舌鳥古墳群の調査 12』 2018
⑰七観音古墳	
1	堺市教育委員会 「七観音古墳」『百舌鳥古墳群の調査 1』 2008
⑱御廟山古墳	
1	堺市教育委員会 「御廟山古墳（周濠部）発掘調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告』第 44 冊 1994
2	堺市教育委員会 「平成 5・6 年度下水道工事に伴う立会調査概要報告－御廟山古墳－」 『堺市文化財調査概要報告』第 54 冊 1996
3	宮内庁書陵部 『書陵部紀要』第 61 号〔陵墓篇〕 2010
4	堺市教育委員会 『百舌鳥古墳群の調査 5 御廟山古墳（GBY-6）発掘調査報告書』 2011
⑲ニサンザイ古墳	
1	堺市教育委員会 『ニサンザイ古墳一重掘及び二重掘範囲確認調査概要』 1978
2	堺市教育委員会 『堺市文化財調査概要報告』第 42 冊 1994
3	堺市教育委員会 『堺市文化財調査概要報告』第 54 冊 1996
4	堺市教育委員会 『堺市文化財調査概要報告』第 81 冊 1999
5	堺市教育委員会 『堺市文化財調査概要報告』第 86 冊 2000
6	堺市教育委員会 『平成 12 年度国庫補助事業発掘調査報告書』 2001
7	堺市教育委員会 『堺市文化財調査概要報告』第 100 冊 2003
8	堺市教育委員会 『百舌鳥古墳群の調査』1 2008
9	堺市教育委員会 『百舌鳥古墳群の調査』2 2009
10	堺市教育委員会 『百舌鳥古墳群の調査』11 2018
11	宮内庁書陵部 『書陵部紀要』第 65 号〔陵墓篇〕 2014

各古墳の発掘調査成果は以下のとおり記載する。

①いたすけ古墳 調査履歴

百舌鳥古墳群のほぼ中央にある前方部を西に向けた前方後円墳で、規模は全長 146m、後円部径 90m、高さ 12.2m、前方部幅 99m、高さ 11.4mの 3 段築成で、南側のくびれ部に造り出しを有する。古墳の周囲には盾形の周濠が巡り、濠の南側には堤が築かれている。周囲には善右エ門山古墳のほか、かつては播磨塚古墳、吾呂茂塚古墳が存在していた。埋葬施設は未確認であるが、葺石と埴輪が確認されている。

昭和 44 年（1969）に平板測量を実施し本古墳の規模を確認している。周堤護岸工事に伴い範囲確認調査を実施し、周堤の土層堆積状況により南側の堤は旧地形の地山を利用したものではなく盛土で成形したことが確認できた。平成 14 年（2002）には周濠部堆積物測量調査を実施し、堆積物の科学分析を行った。また、平成 24 年度より地元高校の協力で周濠の水質調査を実施し環境改善に取り組んでいる。

この古墳は昭和 30 年（1955）頃に住宅造成のため破壊の危機に瀕したが、市民運動によって保存された経緯を持つ。当時、後円部から出土した衝角付冑型埴輪は、本市の文化財保護のシンボルマークになっている。

①いたすけ古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／発行年
昭和 44	堺市教育委員会	測量	墳丘平板測量 // 一／円筒埴輪・須恵器壺片採集	1 /1974
昭和 47	堺市教育委員会	堤護岸工事	周堤発掘 // 外堤／一	2 /1974
平成元	堺市教育委員会	地域会館	前方部南外堤発掘 // 外堤盛土／埴輪・土師器	3 /1990
平成 6	堺市教育委員会	下水道管布設	後円部東周囲立会 // 一／円筒埴輪	4 /1996
平成 7	堺市教育委員会	下水道管布設	前方部南周囲立会 // 外堤盛土／一	5 /1997
平成 12	堺市教育委員会	下水道管布設	南側周囲立会 // 外堤盛土／一	6 /2001
平成 14	堺市教育委員会	測量	周濠部堆積物分析	



昭和 40 年代の様子（南西から）



平成 29 年 (2017) 航空写真



昭和 17 年 (1942) 航空写真

②長塚古墳 調査履歴

長塚古墳は、前方部を西に向けた、全長 106.4m、後円部径 59.4m、後円部高 9.2m、前方部幅 75.2mの前方後円墳である。JR 阪和線百舌鳥駅の南西側、信太山台地上に位置し、かつては古墳の北・南側にそれぞれ谷が通っていたが、造成により埋められている。周濠は既に埋まり宅地化し、墳端近くまで住宅が接している。かつては、長塚古墳の南側に狐塚古墳や茂右衛門山古墳が存在していた。

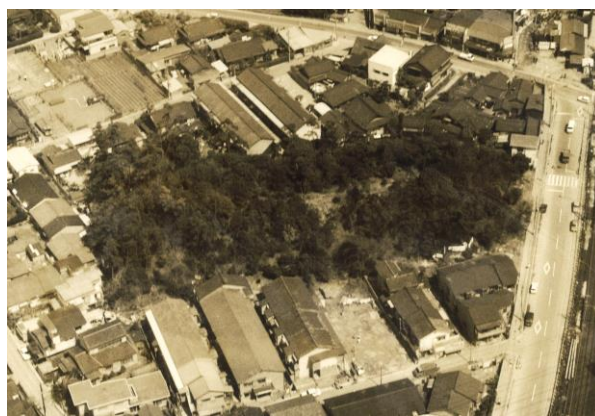
平成 5・6 年（1993・1994）の周濠調査により周濠の範囲を推定し、平成 16 年（2004）から 20 年（2008）に行われた墳丘調査により、墳丘は 2 段築成であり、南側の造り出しは 1 段目のテラスより低い位置に設けていることが判明した。また、地中レーダ探査では、後円部頂の中央で南北 4m 余り、東西 8m 以上の墓壇に石材を用いた主体部の存在が推定された。出土した円筒埴輪や蓋形埴輪の特徴から、5 世紀中頃から後半の築造である。

②長塚古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／発行年
平成 5	堺市教育委員会	個人住宅	後円部北墳丘裾発掘 // - / -	1 /1994
平成 6	堺市教育委員会	個人住宅	前方部西周濠発掘 // 周濠・転落葺石／円筒埴輪	2 /1995
平成 15	堺市教育委員会	水道管布設	後円部東周濠立会 // 周濠 / -	3 /2005
平成 15	堺市教育委員会	内容確認	くびれ部南発掘 // 転落葺石／円筒埴輪・形象埴輪	4 /2005
平成 16	堺市教育委員会	内容確認	墳丘南発掘 // 葺石・テラス／円筒埴輪・蓋形埴輪	5 /2006
平成 17	堺市教育委員会	柵設置	前方部墳丘北発掘 // 墳丘流出土／円筒埴輪	6 /2007
平成 17	堺市教育委員会	内容確認	前方部側面発掘 // テラス・転落葺石／埴輪・須恵器	6 /2007
平成 19	堺市教育委員会	内容確認	前方部北発掘 // テラス／円筒埴輪・蓋形埴輪	7 /2008
平成 20	堺市教育委員会	内容確認	後円部北発掘 // 墳丘封土／円筒埴輪・形象埴輪他	8 /2009
平成 21	堺市教育委員会	地中レーダ	墳丘探査 // 段築・主体部を推定	9 /2011



昭和 46 年（1971）航空写真



昭和 48 年（1973）航空写真



平成 29 年（2017） 航空写真



昭和 17 年（1942） 航空写真

③収塚古墳 調査履歴

仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の東南隅付近にある古墳で、後円部のみ史跡指定されている。信太山台地上に位置し、かつては古墳の北側に谷が通っていたが、造成により埋められている。周濠は既に埋まり前方部は削平されているため、外観は円墳状を呈する。埋葬施設など、本墳の内容に関する情報は限られ、大戦当時頂上にたくさんの短甲片が散乱していたことが伝わるのみである。

平成 14 年（2002）から同 20 年（2008）までに断続的に行われた周濠及び前方部の調査及び平成 20 年度の史跡内・墳丘の調査、さらに平成 27 年（2015）の調査により、濠を含めた全長約 72.5m、墳長 59mの帆立貝形古墳に復元できた。平成 20 年度の調査では、1 段目テラスに相当する平坦面に埴輪列・葺石基底石、その前面には埴裾と 2 次的に分布する葺石群が出土し、墳丘の規模・形状を復元し得る資料として重要である。復元された墳丘は、前方部を西に向け、後円部径 42m、後円部高 4.1m、前方部幅 27mを測る。出土した埴輪や須恵器の特徴から仁徳天皇陵古墳（大山古墳）にやや遅れて築造された 5 世紀中頃の古墳であり、同古墳に付随する古墳と考えられている。

③収塚古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／発行年
昭和 61	堺市教育委員会	水道管布設	後円部東周濠立会 // 周濠埋土／埴輪	1 /1989
平成 2	堺市教育委員会	下水道管布設	後円部東周濠立会 // 周濠／埴輪・須恵器他	2 /1996
平成 9	堺市教育委員会	水道管布設	南側周濠立会 // —／—	3 /1999
平成 14	堺市教育委員会	内容確認	墳丘南周濠発掘 // 周濠／円筒埴輪・蓋形埴輪	4 /2003
平成 15	堺市教育委員会	個人住宅	後円部南東周濠発掘 // —／—	5 /2004
平成 18	堺市教育委員会	内容確認	前方部北発掘 // 周濠／円筒埴輪・特殊須恵器	6 /2008
平成 20	堺市教育委員会	内容確認	前方部西北裾発掘 // 周濠・墳丘裾／埴輪・須恵器	7 /2009
平成 20	堺市教育委員会	内容確認	墳頂～周濠発掘 // 埴輪列・テラス・周濠／埴輪他	8 /2010
平成 20・21	堺市教育委員会	地中レーダ	後円部～周濠外周探查 // 周濠・墳丘段築を推定	8 /2010
平成 26・27	堺市教育委員会	内容確認	前方部西発掘 // 周濠・前方部墳丘裾・葺石／埴輪・須恵器・瓦器他	9 /2016



昭和 46 年(1971)航空写真



平成 29 年（2017） 航空写真



昭和 17 年（1942） 航空写真

④塚廻古墳 調査履歴

直径 35m、高さ 5.1mの円墳で、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の外周にある。

明治 45 年（1912）に調査が行われ、埋葬施設と埴輪列を確認した。埋葬施設からは、銅鏡 2 面や刀剣と共に硬玉・碧玉・ガラス玉のほか、滑石で作られた勾玉・管玉・白玉などの玉類が多数出土している。平成 21 年（2009）に実施した地中レーダ探査では、明治 45 年（1912）調査時の調査区が確認された。帆立貝形古墳の可能性も指摘されていたが、その後の調査により円墳である可能性が高まり、南側を中心に濠の輪郭が推定できる。

④塚廻古墳 調査履歴一覧

調査 年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名/ 発行年
明治 45			主体部他発掘 // 木棺・埴輪列／銅鏡・玉類・埴輪他	1 /1912
平成元	堺市教育委員会	下水道管布設	墳丘西周濠立会 // 周濠／円筒埴輪・須恵器	2 /1996
平成 7	堺市教育委員会	分譲住宅	墳丘南周濠調査 // 周濠／－	3 /2005
平成 16	堺市教育委員会	個人住宅	墳丘東周濠発掘 // 周濠外肩／－	3 /2005
平成 21	堺市教育委員会	地中レーダ	墳丘周濠探査 // 周濠・明治 45 年の発掘跡を推定	4 /2010



昭和 46 年(1971)航空写真



平成 29 年（2017） 航空写真



昭和 17 年（1942） 航空写真

⑤文珠塚古墳 調査履歴

文珠塚古墳は、履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）の位置する南方、石津川の支流である百済川を隔てた丘陵上に独立して立地し、現在の標高で 26m という古墳群でも最高所に築かれ、前方部を西に向けた、全長 59.1m、後円部径 36.3m、前方部幅 27.3m の前方後円墳である。

平成 16 年度から平成 19 年度にかけて実施した範囲確認調査により周濠は当初からなく、掘割り状遺構の存在が認められた。平成 21 年（2009）には地中レーダ探査を実施し、当古墳が 2 段築成で、範囲確認調査で確認された掘割り状の遺構が全周していることが推定できた。

⑤文珠塚古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／発行年
昭和 48	堺市教育委員会	測量	墳丘平板測量	1 /1974
平成 15	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘北発掘 // 一/円筒埴輪・形象埴輪	2 /2005
平成 16	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘東周濠発掘 // 掘割り/円筒埴輪・形象埴輪	3 /2006
平成 17	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘前方部西・北発掘 // 墳丘テラス・溝/埴輪・須恵器	4 /2007
平成 18	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘前方部南発掘 // 一/円筒埴輪	5 /2008
平成 19	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘後円部南発掘 // 一/円筒埴輪・瓦器・瓦	6 /2008
平成 21	堺市教育委員会	地中レーダ	墳丘探査 // 段築、掘割り状遺構範囲を推定	7 /2011



昭和 36 年頃の文珠塚古墳近景（南西から）

昭和 36 年（1961）頃の古墳近景（南西から）



昭和 40 年代頃の古墳近景（南東から）



平成 29 年（2017） 航空写真



文珠塚古墳

昭和 17 年（1942） 航空写真

⑥丸保山古墳 調査履歴

仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の北西側、信太山台地の西端に位置し、同古墳に付随する古墳の可能性を有する。墳丘は、全長 87m、後円部径 60m、後円部高 10.3m、前方部幅 40mの前方部を南に向けた帆立貝形古墳である。

史跡指定前の調査はなく、平成 29 年度に宮内庁が墳丘の保全を目的に墳丘外表面調査並びに現位置を保っている露出円筒埴輪列の調査を実施した。調査の全般にわたって宮内庁と地元自治体である本市との連携が行われた。

⑥丸保山古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／発行年
平成 29	宮内庁	墳丘保全	後円部表面発掘 // 円筒埴輪列/円筒埴輪・土師質土器焙烙	1 /2017



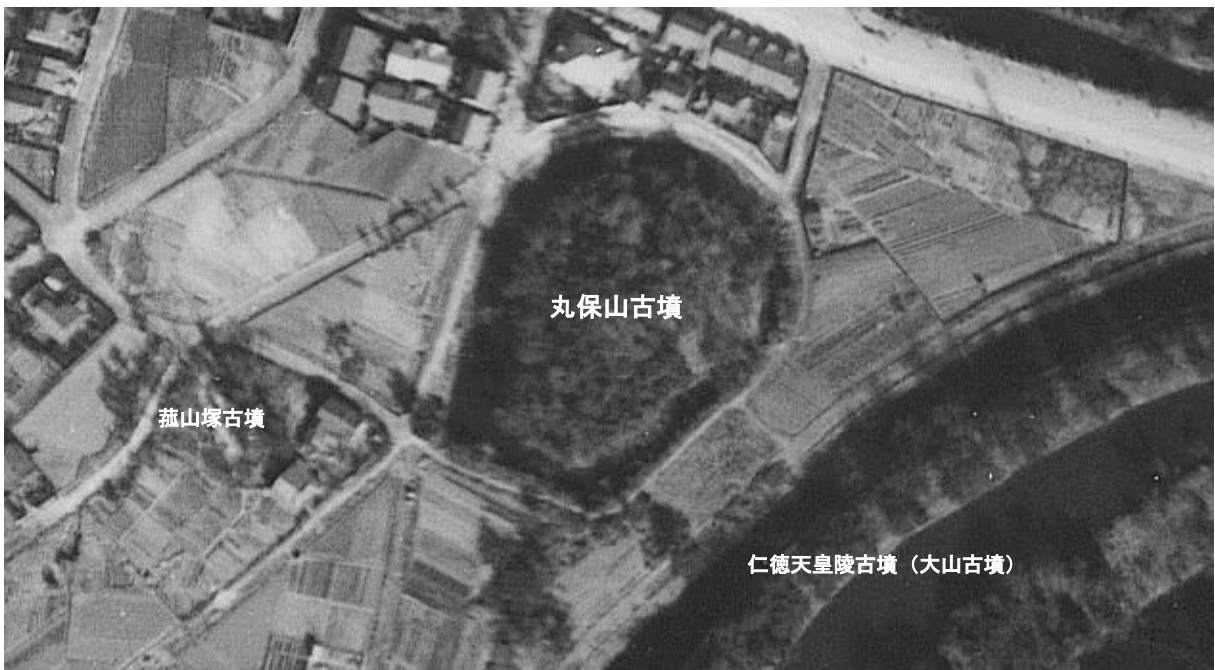
昭和 42 年(1967) 遠景（南東から）



昭和 46 年(1971)航空写真



平成 29 年（2017） 航空写真



昭和 17 年（1942） 航空写真

⑦乳岡古墳 調査履歴

百舌鳥古墳群の南西部、信太山台地の西端に位置し、石津川に向かって開口する旧河谷と流路の侵食から免れた微高地に築かれている。墳丘長が155mの大型前方後円墳で、昭和初期に前方部を失っているが、後円部は一部改変されながらも直径94m、高さ14mの規模で残っている。

墳頂部に残る平坦面は、公有化以前に所在した寺院建築の造成によるものである。昭和47年（1972）に墳頂部に残る高まりの調査を実施し、長持形石棺が残存することが確認された。石棺の周辺から多数の腕輪形石製品（鍬形石3個体、車輪石18個体、異形石製品1個体）が出土している。石棺は埋め戻され、流出防止のため土砂の上にモルタルが貼られている。周濠は埋没しているが、昭和60年（1985）、後円部西側で宅地開発に先立ち発掘調査を実施し、幅約30mの濠を検出した。平成21年（2009）には墳丘後円部側斜面で墳丘崩落状況の確認のため墳丘構築層の上面までの緊急調査を実施し、表土には草の根が密に蔓延っており、比較的安定していることを確認した。また、同年地中レーダ探査を実施し、当古墳が3段築成であることが推定できた。

⑦乳岡古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／発行年
昭和47	堺市教育委員会	内容確認	墳頂部発掘 // 石棺／埴輪・鍬形石・車輪石他	1 /2008
昭和60	堺市教育委員会	範囲確認	後円部西周濠発掘 // 周濠／埴輪・瓦器他	2 /1986
平成21	堺市教育委員会	水道管布設	立会 // 前方部周濠／－	3 /2011
平成21	堺市教育委員会	地中レーダ	墳丘探査 // 3段築成を推定、墳頂部の石棺の検出	4 /2010



昭和60年度 後円部西側周濠調査



昭和50年(1975)航空写真



平成 29 年（2017） 航空写真



乳岡古墳

昭和 17 年（1942） 航空写真

⑧御廟表塚古墳 調査履歴

百舌鳥古墳群の東辺にある前方部を西に向けた帆立貝形古墳で、百舌鳥川を見下ろす台地の縁辺部に立地し、川を挟んだ対岸には向き合うように定の山古墳が立地する。前方部は失われ、現在は後円部と周濠の一部が残る。

昭和 62 年度に造成工事に伴い後円部南東側の濠の発掘調査を実施し、幅 9.6m、深さ 1.45 mの濠を確認した。平成 6 年（1994）には宅地開発に伴う確認調査を実施し、前方部前面の濠の外肩の位置を推定することができた。平成 11 年度には住宅開発に伴って削平された前方部及びくびれ部の確認・立会調査を実施し前方部北側の濠を確認したほか、くびれ部で東西方向に 2 個体並んだ円筒埴輪を検出した。平成 20 年（2008）の地中レーダ探査では、後円部中央に埋葬施設が存在する可能性が高まった。また、平成 24 年度の発掘調査では後円部は 2 段築成であり、テラスに埴輪列が並び 2 段目斜面の裾と葺石を検出した。これらの調査成果により、本古墳の全長は 84.8m、後円部径は 67.6m、前方部幅は 32.0mとなり周濠を含めた全長は 97.0mと復元できた。築造時期は、円筒埴輪より 5 世紀後半である。平成 30 年（2018）に古墳主軸線上での調査を加え、本古墳の復元を再検討できた。

⑧御廟表塚古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／発行年
昭和 62	堺市教育委員会	駐車場整備	後円部南東周濠発掘 // 周濠／埴輪・瓦器・土師質土器	1 /1998
平成 6	堺市教育委員会	範囲確認	前方部南周濠発掘 // 周濠／－	2 /2008
平成 11	堺市教育委員会	宅地開発	周濠・前方部立会 // 周濠・埴輪列／－	2 /2008
平成 20	堺市教育委員会	地中レーダ	墳丘周濠探査 // 段築・周濠を推定	3 /2010
平成 24	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘発掘 // 葺石、埴輪列／埴輪・瓦質土器・陶磁器	4 /2013
平成 30	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘・濠主軸線上他発掘 // 後円部墳丘・周濠／埴輪他	5 /2020



平成 24 年度調査 埴輪列・葺石検出状況



平成 24 年調査前 近景（南から）



平成 29 年（2017） 航空写真



昭和 17 年（1942） 航空写真

⑨ドンチャ山古墳 調査履歴

ドンチャ山古墳は、信太山台地上の美濃川北岸に位置する、直径 26m、現況高 2.2mの円墳である。陵南中央公園にあり、正楽寺山古墳と接するように築造されている。また西側にはかつて平井塚古墳が存在していた。

昭和 58 年度に公園整備にあたって確認調査を実施し、古墳の可能性は高いものの墳丘裾近くに後世の盛土が加えられている可能性が指摘された。平成 21 年度の調査では、墳丘は 2 段築成であり、盛土の構築方法である天地返しによる鱗状層序を確認し、古墳であることが確定し、古墳築造時期は 6 世紀前半と考えられる。本墳をはじめ、正楽寺山古墳やかつて存在したとされる平井塚古墳、文山古墳と共に美濃川に向かって下降を開始する傾斜変換点付近の段丘面に近接して、一列に並ぶように配置され、独立した小さな群を形成しているように見える。これらの古墳と美濃川を挟んだ対岸には、百舌鳥古墳群の築造に関与した技術者集団の集落跡と考えられている土師遺跡がある。本墳や近接する古墳は、当地に集落を構えた古墳築造技術者集団の首長墓であり、百舌鳥古墳群の終焉を示す古墳であると考えられる。

⑨ドンチャ山古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／刊行年
昭和 58	堺市教育委員会	公園整備	周濠・外周発掘 // 墳丘裾／埴輪・須恵器	1 /1986
平成 21	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘発掘 // 墳丘盛土／須恵器・瓦質土器・陶磁器	2 /2011

⑩正楽寺山古墳 調査履歴

正楽寺山古墳は、信太山台地上の美濃川北岸に位置する、直径 16m、現況高 1.4mの円墳である。陵南中央公園にあり、ドンチャ山古墳と接するように築造されている。

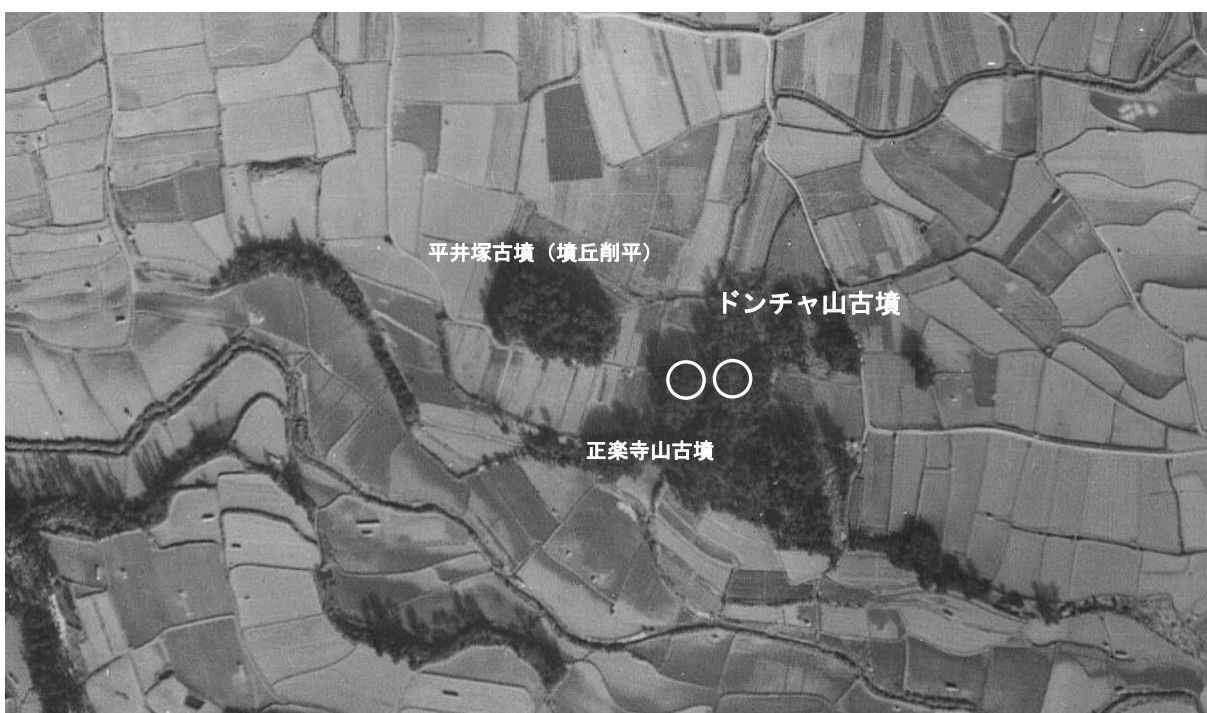
昭和 58 年度に公園整備にあたり確認調査が実施された。古墳本来の墳丘盛土が確認できず、古墳である確証は得られなかった。平成 21 年度の範囲確認調査で古墳と判断できる墳丘盛土を検出した。また、墳頂部に墓壇の可能性が高い落ち込みを検出した。これらの成果より、濠幅約 4m以上、径 16m前後を測る 2 段築盛の円墳と復元できた。出土遺物から、6 世紀前半の築造であると考えられる。

⑩正楽寺山古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／刊行年
昭和 58	堺市教育委員会	公園整備	周濠・外周発掘 // 一／須恵器	1 /1986
平成 21	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘発掘 // 墳丘盛土／須恵器・瓦	2 /2011



平成 29 年 (2017) 航空写真



昭和 17 年 (1942) 航空写真

⑪鏡塚古墳 調査履歴

仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の東側、信太山台地上に位置する。昭和 7 年（1932）に着工した土地区画整理により周辺は盛土され墳丘頂部のみ露出している。

平成 6・7 年（1994・1995）の発掘調査で墳丘盛土の裾部及び周濠を検出したことより、直径 26mの円墳であることが確認できた。周濠から出土した遺物より築造時期は 5 世紀中頃であると考えられる。

⑪鏡塚古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／刊行年
平成 6	堺市教育委員会	店舗	北東～南周濠発掘 // 周濠/円筒埴輪・朝顔形埴輪	1 /1996
平成 7	堺市教育委員会	店舗	墳丘・南西周濠発掘 // 周濠・流出葺石／須恵器・埴輪	1 /1996



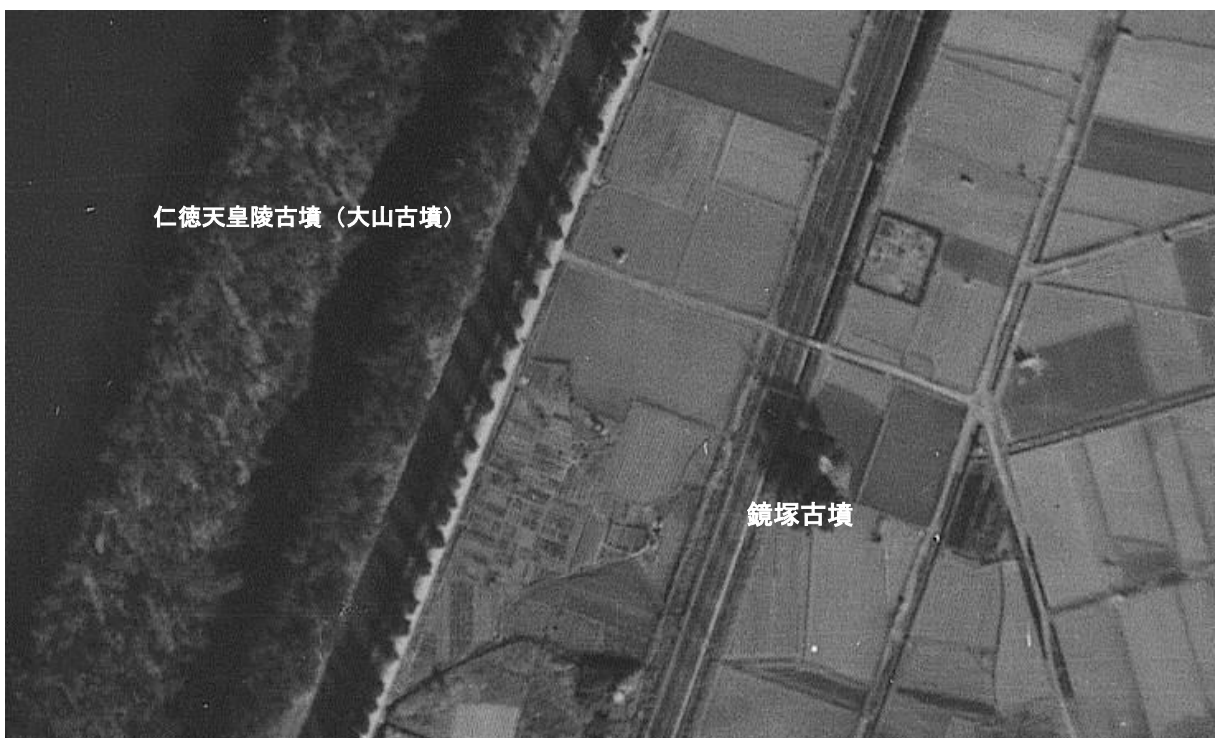
平成 6 年調査前の鏡塚古墳（北から）



平成 6 年度調査墳丘裾検出状況



平成 29 年（2017） 航空写真



昭和 17 年（1942） 航空写真

⑫善右エ門山古墳 調査履歴

善右エ門山古墳は、信太山台地上の百舌鳥川北岸に位置する、一辺 28m、現況高 2.4mの方墳である。いたすけ古墳の外堤と接するように築造されていることから、かつて存在していた播磨塚古墳、吾呂茂塚古墳と共に同古墳に付随する古墳と考えられる。古墳北側及び西側は道路により、南側は造成により墳丘が削平されている。

平成 6 年度に本古墳といたすけ古墳との間の道路で下水道管敷設工事に伴う立会調査を実施したものの本古墳に関する遺構は検出していない。平成 12 年度には、墳丘のテラスを 2m 間隔で巡る円筒埴輪を 2 か所で確認した。また、墳丘周囲には濠などの区画施設を有さないことを確認した。続いて平成 15 年度には平成 12 年度に検出した埴輪列を直線的に伸ばした延長上で原位置を保つ円筒埴輪を検出したことから、一辺 28m の方墳として復元できた。埴輪・須恵器などの出土遺物より築造時期は 5 世紀前半で、いたすけ古墳と同時期である。

⑫善右エ門山古墳 調査履歴一覧

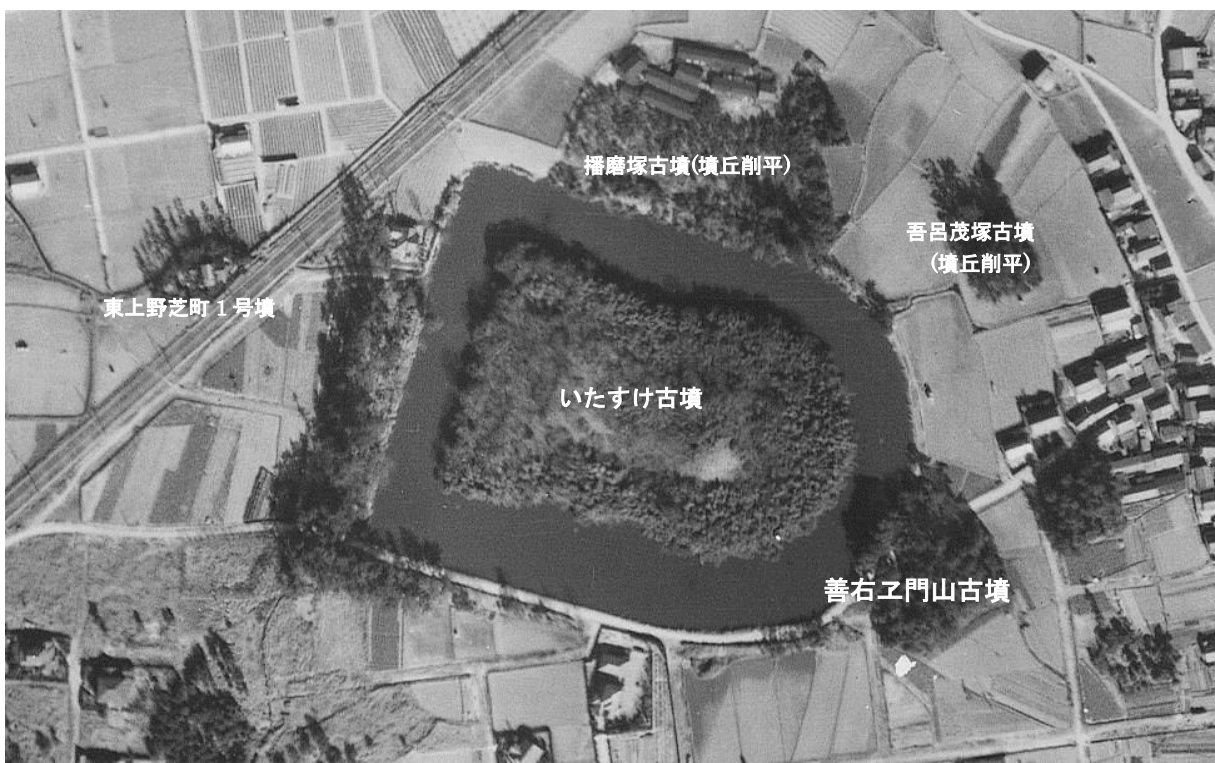
調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／刊行年
昭和 62	堺市教育委員会	水道管布設	北周濠立会 // — / —	1 /1989
平成 6	堺市教育委員会	下水道管布設	西周濠立会 // — / 円筒埴輪	2 /1996
平成 12	堺市教育委員会	範囲確認	墳丘発掘 // 円筒埴輪列・礫敷き／埴輪・須恵器他	4 /2012
平成 15	堺市教育委員会	内容確認	墳丘発掘 // 円筒埴輪列／円筒埴輪	3 /2005



平成 15 年度調査 埴輪列・葺石検出状況



平成 29 年（2017） 航空写真



昭和 17 年（1942） 航空写真

⑬銭塚古墳 調査履歴

百舌鳥古墳群の中央部、いたすけ古墳の北西方にあり、全長 72m、現況高 2.0m、後円部径 54m、前方部幅約 44mの前方部を西に向けた帆立貝形古墳である。墳丘は後円部 2 段目上方並びに前方部が削平されているために、現状では扁平な円墳のような外観を呈している。明治 18 年（1885）から大正 4 年（1915）までの間に前方部が削平された。

昭和 56・57 年度に実施された範囲確認調査では、墳丘が全長 72m、後円部径約 54m、前方部幅約 44mの規模と推定された。さらに平成 19 年度で行った発掘調査で、1 段目テラスと考えられる部分で原位置を保つ円筒埴輪列が検出された。また、前方部南西隅のコーナーと推測される地山の段差が検出され、規模が判明した。埋葬施設は未確認で副葬品は不明確である。なお、濠は確認されていない。出土した埴輪より、5 世紀後半の築造と推測できる。

⑬銭塚古墳 調査履歴一覧

調査 年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名/ 刊行年
昭和 56	大阪府教育委員会	学校整備	外周・墳丘裾・前方部発掘 // 周濠／円筒埴輪	1 /2009
平成 19	大阪府教育委員会	学校整備	後円部墳丘・外周発掘 // 周濠・円筒埴輪列／埴輪他	1 /2009



平成 29 年（2017） 航空写真



昭和 17 年（1942） 航空写真

⑭グワショウ坊古墳 調査履歴

大仙公園内、旗塚古墳の東側にある長軸（東西）61m、短軸（南北）56m、現況高 3.5mの卵形の円墳で、墳丘は2段築成と考えられる。円墳で径 61mという大きさは、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）に接する径 62mの大安寺山古墳に次ぐ大きさで、全国でも有数である。周囲には濠が巡り、葺石と埴輪が検出されているが、埋葬施設の構造や副葬品は不明である。昭和 50 年代の公園造成時には、既に墳丘上部は削平され平らであった。墳丘裾並びに周濠外堤は公園整備により玉石上の護岸が施された。同古墳の西側には旗塚古墳が位置し、さらに谷を挟んで北東側には、かつて鳶塚古墳・原山古墳が存在していた。

平成 19 年度の調査では、濠から外側における削平が顕著であるものの、古墳の濠埋土は比較的良好に残存していることを確認した。また、平成 20 年度の調査では、西側が張り出した卵形を呈する墳形で、墳丘には天地返しとも呼ばれる鱗状層序^{うろこじょうそうじょ}が観察された。盛土の土壌分析により古墳築造前は周辺に水田耕作地が存在する可能性があり、盛土は採土前に火入れを行うなどの準備がなされていたことが判明した。遺物は原位置を留めない円筒埴輪・形象埴輪・須恵器・ミニチュア鉄鍬が出土した。これらの出土遺物から 5 世紀後半の築造と考えられる。

⑭グワショウ坊古墳 主な調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／刊行年
平成 19	堺市教育委員会	内容確認	墳丘・周濠・周囲発掘 // 濠／須恵器・円筒埴輪	1 /2008
平成 20	堺市教育委員会	地中レーダ	周濠東外縁探查 // 公園造成前の地形推定	2 /2009
平成 20	堺市教育委員会	内容確認	墳丘・周濠・周囲発掘 // 墳丘盛土・周濠／円筒埴輪・形象埴輪・須恵器・ミニチュア鉄鍬	2 /2009



平成 20 年度調査 墳丘裾 墳丘盛土堆積状況（東から）



平成 29 年（2017） 航空写真



昭和 17 年（1942） 航空写真

⑮旗塚古墳 調査履歴

百舌鳥古墳群の中央部、前方部を西に向けた帆立貝形古墳である。後円部東側や前方部西側では第1斜面から墳丘裾へ至る墳丘盛土の一部が削平されているものの、墳丘北側は比較的良好に残っている。大仙公園内にあり、本古墳の西側にあるグワショウ坊古墳と共に都市緑化植物園として位置づけられ、植物の自然の生態系を観察する森林推移実験見本園として修景されている。

昭和 61 年度に実施された整備工事に伴う立会調査では、石見型埴輪いわみがたはにわを採集している。平成 19 年度の調査で、濠幅は前方部側約 5.9m、後円部側約 5.2mとなることが分かった。また、幅 3.4mの蒲鉾状に盛り上がる段丘相当層の高まりが数か所で認められ、周囲に葺石と埴輪列を備えた堤の存在が推定できた。平成 20 年度は、周濠内の調査と墳丘内の調査を実施した。調査では埴輪列と第1斜面に原位置を保つ葺石を確認した。墳丘は2段築成で墳丘長 57.9m、後円部径 41.5m、前方部長 24.7mの規模が復元できた。また、墳丘南側くびれ部後円部寄り葺石を伴う約 12.5mの幅で外方へ張り出す造り出しを有するなど、墳丘の形状を復元する貴重な資料を得た。濠は、盾形に巡り周囲に葺石と埴輪列を備えた幅 3.4mの堤が存在する可能性が高い。埋葬施設の構造や副葬品の内容は不明で、円筒埴輪・石見型埴輪より5世紀代の築造であると考えられる。

⑮旗塚古墳 調査履歴一覧

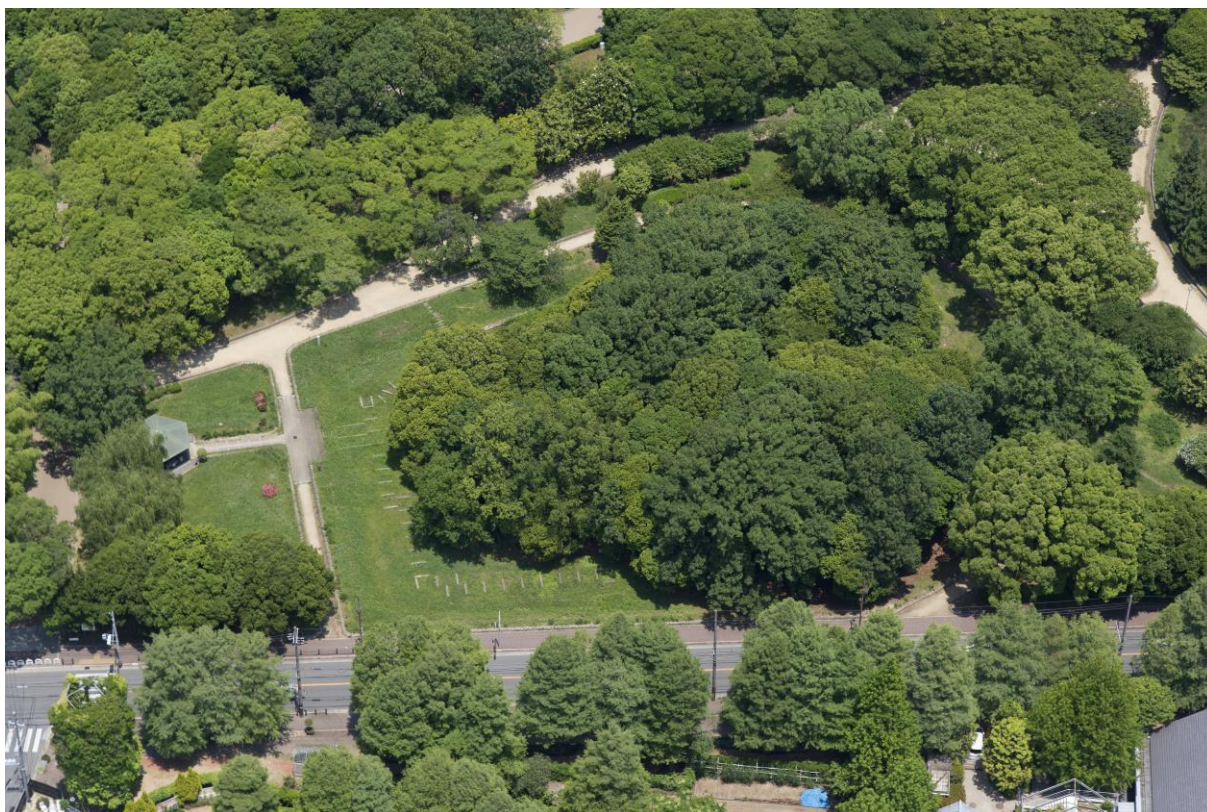
調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／発行年
昭和 61	堺市教育委員会	墳丘裾護岸	墳丘裾発掘 // 転落葺石/円筒埴輪・盾形埴輪他	1 /1988
平成 19	堺市教育委員会	内容確認	西・東外堤発掘 // 堤／円筒埴輪	2 /2008
平成 20	堺市教育委員会	内容確認	墳丘裾・周濠発掘 // 造り出し／埴輪・須恵器他	3 /2011
平成 20	堺市教育委員会	地中レーダ	周濠・墳丘探査 // 周濠の範囲・形状を推定	3 /2011



平成 20 年度調査 造り出し出土状況



埴輪列・葺石出土状況



平成 29 年（2017） 航空写真



昭和 17 年（1942） 航空写真

⑩寺山南山古墳 調査履歴

百舌鳥古墳群の中央部、履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）の後円部側外周にあり、同古墳に付随する古墳と考えられる。墳丘は 2 段築成の方墳で、現況高は 3.0m である。昭和 36 年（1961）頃に墳丘上に住宅が建設された際に、比高差 4m 以上の墳丘は削平を受け、約半分の墳丘高になっている。本古墳の南東側は大仙公園並びに駐車場として整備されている。

平成 11 年度から平成 22 年度までの調査により、墳形は長方形を呈し、2 段築成の方墳に復元できた。築造時期は、最古段階の須恵器が出土していることより 5 世紀初頭と推測できる。第 1 次調査では、墳丘西隅において天地返しによる鱗状層序からなる墳丘盛土が確認された。また、墳丘の北東・南東側で濠と推測される区画遺構を検出した。平成 12 年度の調査では、墳丘北隅付近の北東辺で墳丘のテラスと下段斜面及びテラス上に直線的に樹立した円筒埴輪列を検出した。さらに、南東辺で直線的に繋がる濠を検出し、方墳であることが確定した。平成 20 年度の調査では、墳丘北西辺でテラス面と円筒埴輪列を検出し、墳丘テラス北隅の位置が確定した。平成 22 年度には地中レーダ探査を実施し、埋葬主体部に相当する反射面は得られなかったが、墳丘上のテラスや濠の位置を示す反射面を得た。その成果に基づき実施した発掘調査では、墳丘南東辺のテラス上で上段斜面葺石とその基底石、原位置を保つ円筒埴輪列、下段斜面上の葺石を検出し、墳丘端から 2 段目斜面までの形状が明らかとなった。また、南西側の濠は履中天皇陵古墳の外周溝と共有していた可能性が高いことが判明した。史跡指定後、整備基本計画に従い整備を寺山南山古墳から実施すべく、平成 28 年度に調査を実施した。墳丘の規模は、短辺 39.2m（南辺）と 39.25m（北辺）、長辺 44.0m（西辺）と 44.7m（東辺）に復元できた。東辺では造り出しを確認し、造り出し及び第 1 段テラスから円形埴輪・家形埴輪・土師器・須恵器・土玉状製品が出土したことから、造り出しと第 1 段テラスで形象埴輪や土器を用いた祭祀が行われたことを確認できた。

⑩寺山南山古墳 主な調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置//主な遺構/主な遺物	書名/ 刊行年
平成 11	堺市教育委員会	内容確認	周濠発掘 // 周濠/円筒埴輪他を検出	1 /2012
平成 12	堺市教育委員会	内容確認	墳丘・周濠発掘 // 円筒埴輪列/流出葺石、埴輪他	2 /2002
平成 20	堺市教育委員会	内容確認	墳丘北西隅発掘 // テラス・円筒埴輪列/埴輪他	3 /2010
平成 22	堺市教育委員会	地中レーダ	墳丘・周濠探査 // 墳丘段築・周濠を推定	1 /2012
平成 22	堺市教育委員会	内容確認	墳丘・周濠発掘//周濠・テラス・葺石・円筒埴輪列/埴輪他	1 /2012
平成 28	堺市教育委員会	内容確認	墳丘・濠発掘 // 葺石・テラス・円筒埴輪列・周濠/埴輪	4 /2018



平成 29 年（2017） 航空写真



昭和 17 年（1942） 航空写真

⑰七観音古墳 調査履歴

履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）の外周にあり、同古墳に付随する現況高 3.0mの円墳と考えられる。寺山南山古墳やかつて存在していた七観山古墳と共に履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）に付随する古墳と考えられる。埋葬施設は、未調査のため不明であるが、碧玉製の琴柱形石製品が出土したといわれている。

昭和 58 年（1983）の公園整備に伴う測量及び発掘調査では、墳丘盛土と墳丘裾の可能性のある地山の立ち上がりを確認し、直径 32.5mの円墳に復元できた。濠の明瞭な肩や堆積層は検出されていないことから、古墳築造当初から明瞭な濠は設けられなかった可能性がある。出土した円筒埴輪から履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）と時期差がそれほどないと考えられている。

⑰七観音古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置//主な遺構/主な遺物	書名/発行年
昭和 58	堺市教育委員会	公園整備	墳丘周囲発掘 // 墳丘裾・墳丘盛土/円筒埴輪・蓋形埴輪	1 /2008



昭和 58 年度調査 土層堆積状況



調査前全景（東から）



平成 29 年（2017） 航空写真



昭和 17 年（1942） 航空写真

⑱御廟山古墳内濠 調査履歴

御廟山古墳は百舌鳥古墳群の中央部に位置し、墳丘長 203m、後円部高 18.3mを測る、百舌鳥古墳群では 4 番目の規模を誇る前方後円墳である。埋葬施設や副葬品は不明である。墳丘は 3 段に築かれ、くびれ部南側に造り出しが設けられている。墳丘の周りには御廟池と呼ばれる盾形の濠と堤が残る。かつては二重に濠が巡らされ、周囲には現存する万代山古墳のほか、滑石製石製品などの出土で知られるカトンボ山古墳など陪塚と考えられる古墳が数基あった。

平成 3 年度、百舌鳥三陵周遊路建設工事に先立ち実施した後円部側の発掘調査では、二重に巡らされた濠を確認した。また、平成 6 年度に下水道管敷設工事に伴う前方部側の立会調査でも二重濠の存在が確認された。平成 20 年度、宮内庁と堺市が同時調査を実施した。その結果、墳丘の規模を墳丘長 203m、後円部径 113m、前方部最大幅 136mと復元した。下段テラスでは高さ 75 cm前後の円筒埴輪が隙間なく並んで出土し、造り出しの上面やその周辺からは多種多様な形象埴輪が出土した。中でも、冪形埴輪と神社建築に通じる造形の冪形埴輪が注目される。また、ミニチュア土器や生焼けの須恵器と共に魚や筥を表した土製品などが出土したことは、造り出しで行われた儀礼の一端を示すと考えられる。これら出土した遺物から、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）に先行する 5 世紀前半の築造と考えられる。

⑱御廟山古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置//主な遺構/主な遺物	書名/刊行年
平成 3	堺市教育委員会	周遊路	後円部側周囲発掘 // 外濠/埴輪・瓦・陶磁器他	1 /1994
平成 6	堺市教育委員会	下水道布設	前方部南立会 // 外濠/円筒埴輪他	2 /1996
平成 20	堺市教育委員会	内容確認	宮内庁と同時調査、墳丘裾・周濠発掘 // 葺石・墳丘構築層/埴輪・恵器・陶磁器他	3 /2010 4 /2011



平成 20 年度調査

造り出し

くびれ部
北側





平成 29 年 (2017) 航空写真



昭和 17 年 (1942) 航空写真

⑨ニサンザイ古墳内濠 調査履歴

ニサンザイ古墳は百舌鳥古墳群の南西部にある、前方部を西に向けた前方後円墳である。埋葬施設や副葬品は不明である。墳丘の周りには御陵池（仁山田池）と呼ばれる盾形の濠と堤が残る。周囲には陪塚と考えられる経塚古墳やこうじ山古墳があった。

本古墳内濠並びに墳丘の調査は、平成 24 年度から行われ、平成 24 年度は宮内庁と堺市が同時調査した。それぞれの管理地を調査し、宮内庁は墳丘を、市は墳丘裾・内濠を同時に調査し、相互に成果を共有した。結果、墳丘規模は墳丘長 300.3m、後円部径 168.6mとなることが判明した。第 1 段斜面は葺石がほとんど葺かれていないか、葺かれていても極めてまばらであったことから、古墳築造に伴う省力化が始まっていたと考えられる。造り出しからは埴輪列とその内側に据えられたままの須恵器大甕の底部が出土したものの、御廟山古墳に比べて形象埴輪の種類が少なく、造り出しで行われた儀礼の変容を示唆する。一方、濠内からは木製 蓋、立ち飾り、笠形木製品、^{さしば}翳形木製品など多様な木製品が出土した。墳丘や内堤には土製の埴輪だけでなく多くの木製品が並べられ、木製品を多用した儀礼が行われていたと考えられる。後円部の主軸線上で、濠に架けられた木橋遺構を検出した。規模は長さ 55m、幅 12mで、古墳時代の木橋としては国内最大である。橋は古墳築造の最終段階か築造直後に架けられ、短期間で撤去されたと推測する。巨大古墳で行われた葬送儀礼や古墳の付帯施設を考える上で重要である。出土した遺物から仁徳天皇陵古墳（大山古墳）より新しく、5 世紀後半の築造と考えられる。

⑨ニサンザイ古墳 調査履歴一覧

調査年度	調査主体	調査原因	調査概要：調査位置 // 出土遺構／出土遺物	書名／刊行年
昭和 45	堺市教育委員会	護岸余水口	北西隅立会 // 堤／—	4 /1999
昭和 51・52	堺市教育委員会	範囲確認	南・北側二重濠発掘 // 外濠/埴輪・笠形木製品他	1 /1978
平成 2	堺市教育委員会	河川改修	前方部北西隅立会 // 外濠・周堤帯/埴輪・瓦器他	2 /1994
平成 6	堺市教育委員会	下水道管布設	南側面立会 // 周濠の堤／円筒埴輪	3 /1996
平成 9	堺市教育委員会	下水道管布設	北くびれ～前方部立会 // 外濠/円筒埴輪・瓦器他	4 /1999
平成 10	堺市教育委員会	下水道管布設	後円部北周堤立会 // 外濠/円筒埴輪・瓦質土器	5 /2000
平成 12	堺市教育委員会	公園整備	前方部周堤発掘 // 外濠／埴輪・瓦器他	6 /2001
平成 13	堺市教育委員会	下水道管布設	後円部東南周堤立会 // なし／なし	7 /2003
平成 20	堺市教育委員会	地中レーダ	後円部外濠探查 // 外濠を推定	9 /2009
平成 24	堺市教育委員会	内容確認	宮内庁と同時調査、後円部墳端・濠発掘 // 墳端・濠・木橋/埴輪・木製品・須恵器他	10 /2018 11 /2014
平成 25	堺市教育委員会	内容確認	後円部墳端・濠発掘 // 墳端・葺石/埴輪・木製品他	10 /2018
平成 26	堺市教育委員会	内容確認	前方部墳端・濠発掘 // 墳端／埴輪・木製品他	10 /2018
平成 27	堺市教育委員会	内容確認	後円部墳端・濠発掘 // 墳端・濠/埴輪・須恵器他	10 /2018



平成 29 年 (2017) 航空写真



昭和 17 年 (1942) 航空写真

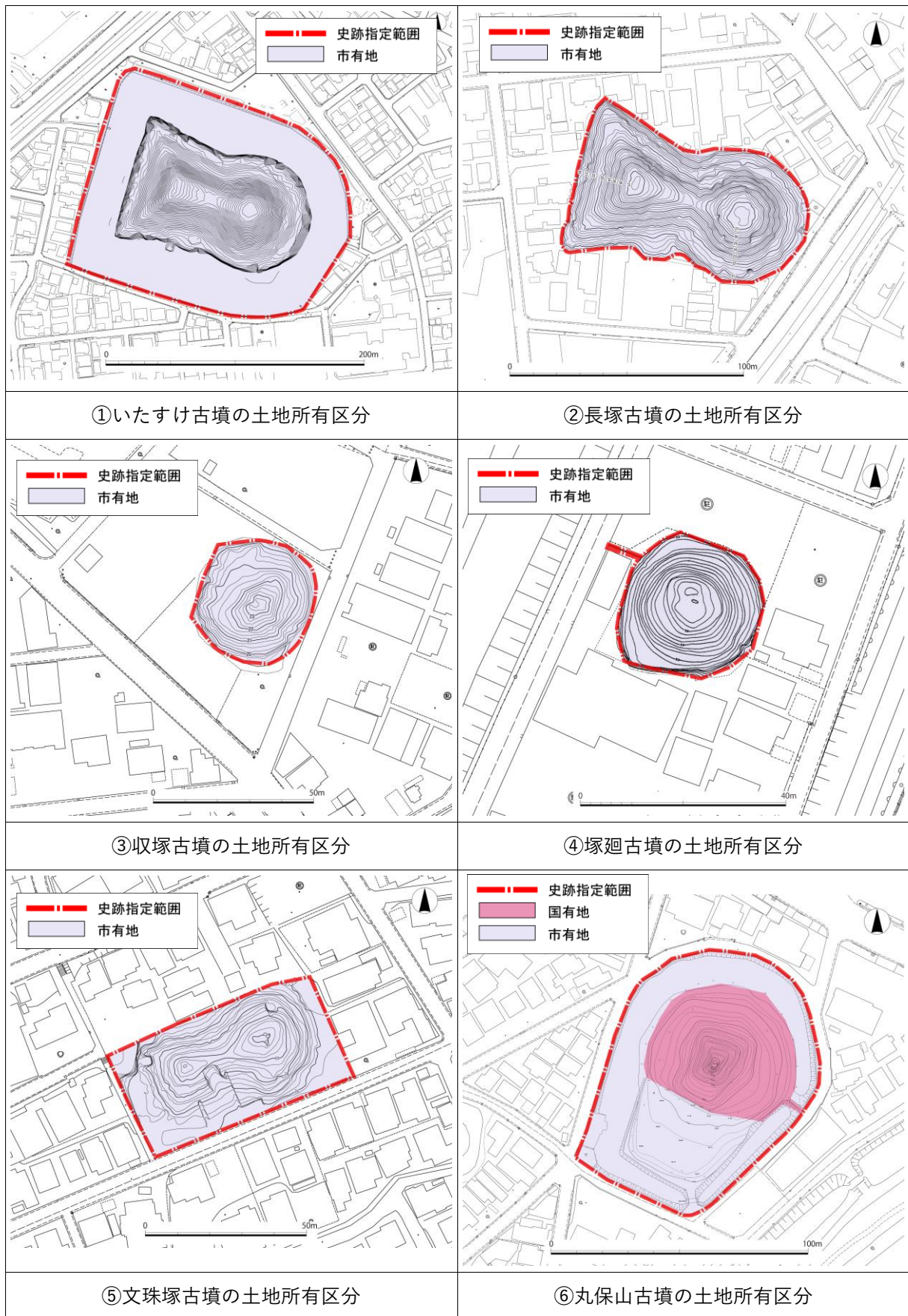
(4) 指定地の状況

昭和31年（1956）のいたすけ古墳の史跡指定以降、昭和時代に指定された古墳は順次指定地内の公有化が進められた。また平成26年（2014）に追加された主な古墳は、大仙公園をはじめとする公園開設にあたり、古墳を保存活用する公園の整備計画のもと、古墳の墳丘並びに周辺の公有化が行われていた。大仙公園では昭和22年（1947）の都市計画決定に基づき、事業認可された区域において公有化が進んでいる。現在、史跡指定されている19基の古墳のうち、17基は公有化が完了している。指定古墳でも墳丘や周濠部分に未指定地及び民有地が残されている古墳がある。指定古墳の指定地の公有化状況と墳丘や周濠部分の未指定地は下記のとおりである。

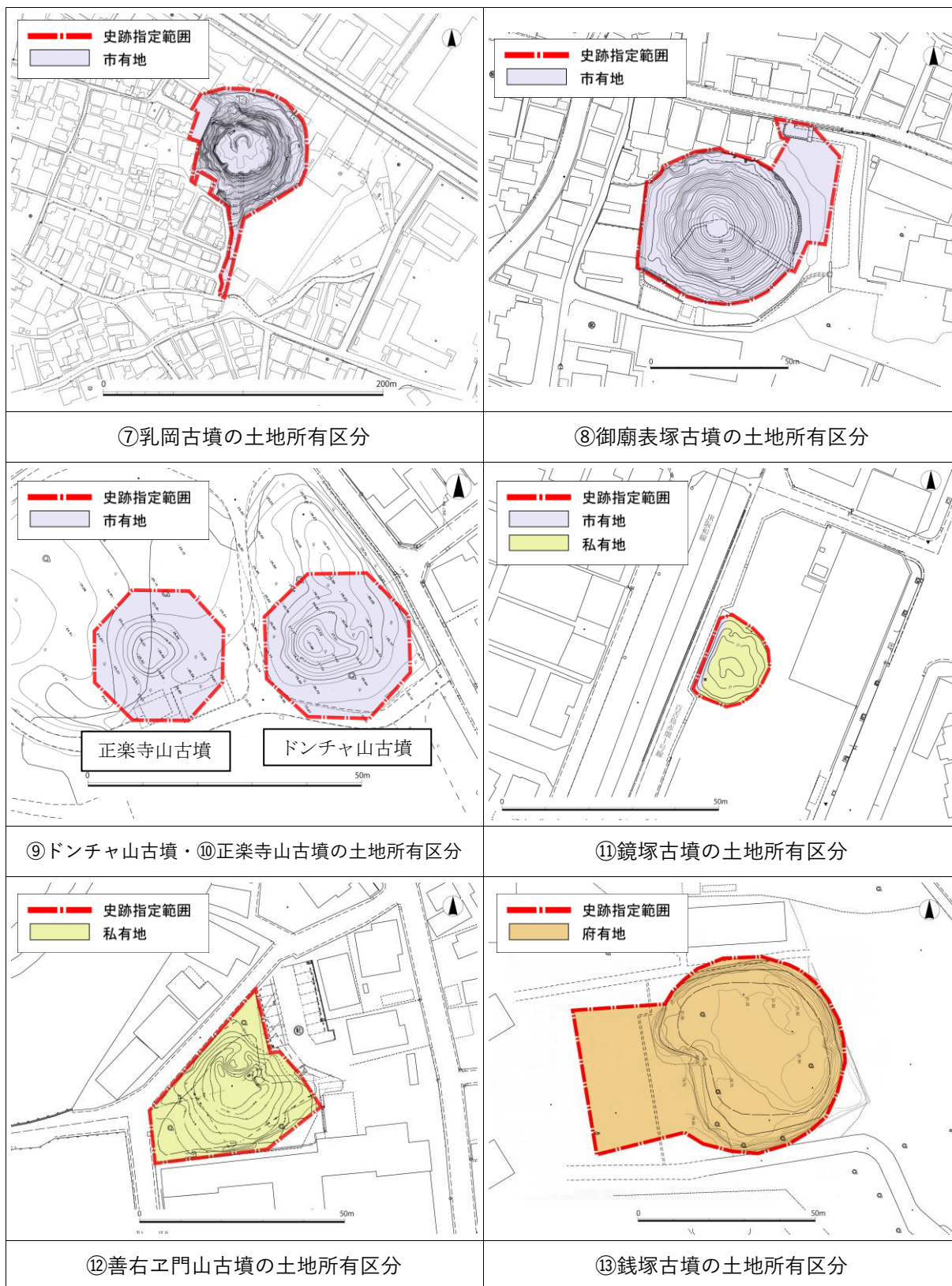
指定地170,345.36m²（令和3年3月現在）のうち民有地は1,183.01m²であり、それ以外は公有地としてそれぞれの所有者が管理を行い、文化財保護法第113条第1項の規定による指定を受けた管理団体は存在しない。

史跡指定古墳公有化状況

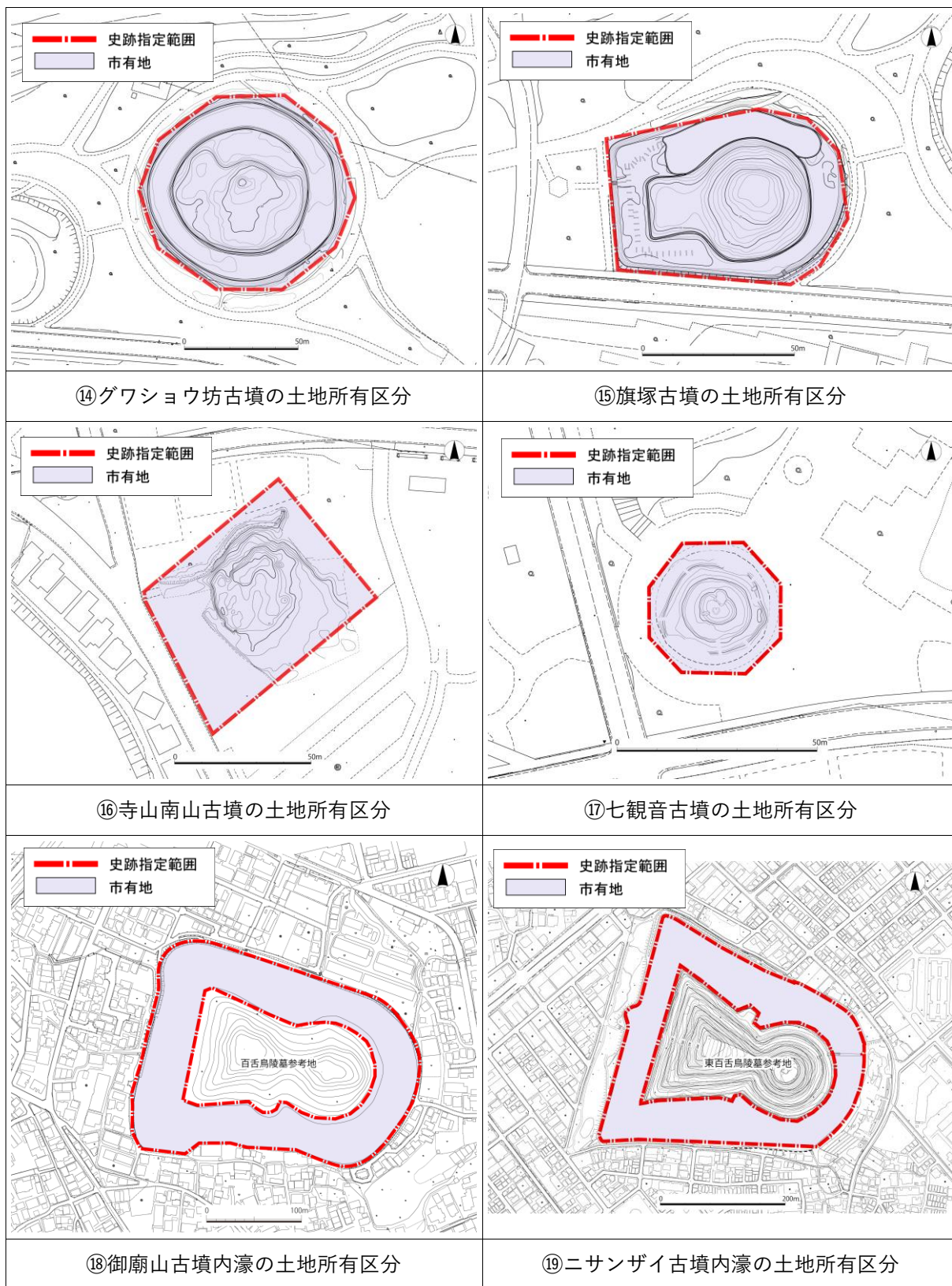
古墳名	公有化状況	所有者	未指定地	未指定地の所有者
①いたすけ古墳	完了	堺市		
②長塚古墳	完了	堺市	周濠	個人・堺市
③収塚古墳	完了	堺市	墳丘及び周濠	個人・堺市
④塚廻古墳	完了	堺市	周濠	個人・堺市
⑤文珠塚古墳	完了	堺市		
⑥丸保山古墳	完了	堺市・国		
⑦乳岡古墳	完了	堺市	墳丘及び周濠	個人・堺市
⑧御廟表塚古墳	完了	堺市	墳丘及び周濠	個人・堺市
⑨ドンチャ山古墳	完了（公園）	堺市		
⑩正楽寺山古墳	完了（公園）	堺市		
⑪鏡塚古墳	一部完了（道路）	個人・堺市	墳丘及び周溝	個人・堺市
⑫善右エ門山古墳	未	個人	いたすけ古墳外堤	個人・堺市
⑬銭塚古墳	完了（学校）	大阪府		
⑭グワショウ坊古墳	完了（公園）	堺市		
⑮旗塚古墳	完了（公園）	堺市		
⑯寺山南山古墳	完了（公園）	堺市		
⑰七観音古墳	完了（公園）	堺市		
⑱御廟山古墳内濠	完了	堺市		
⑲ニサンザイ古墳内濠	完了（公園）	堺市		



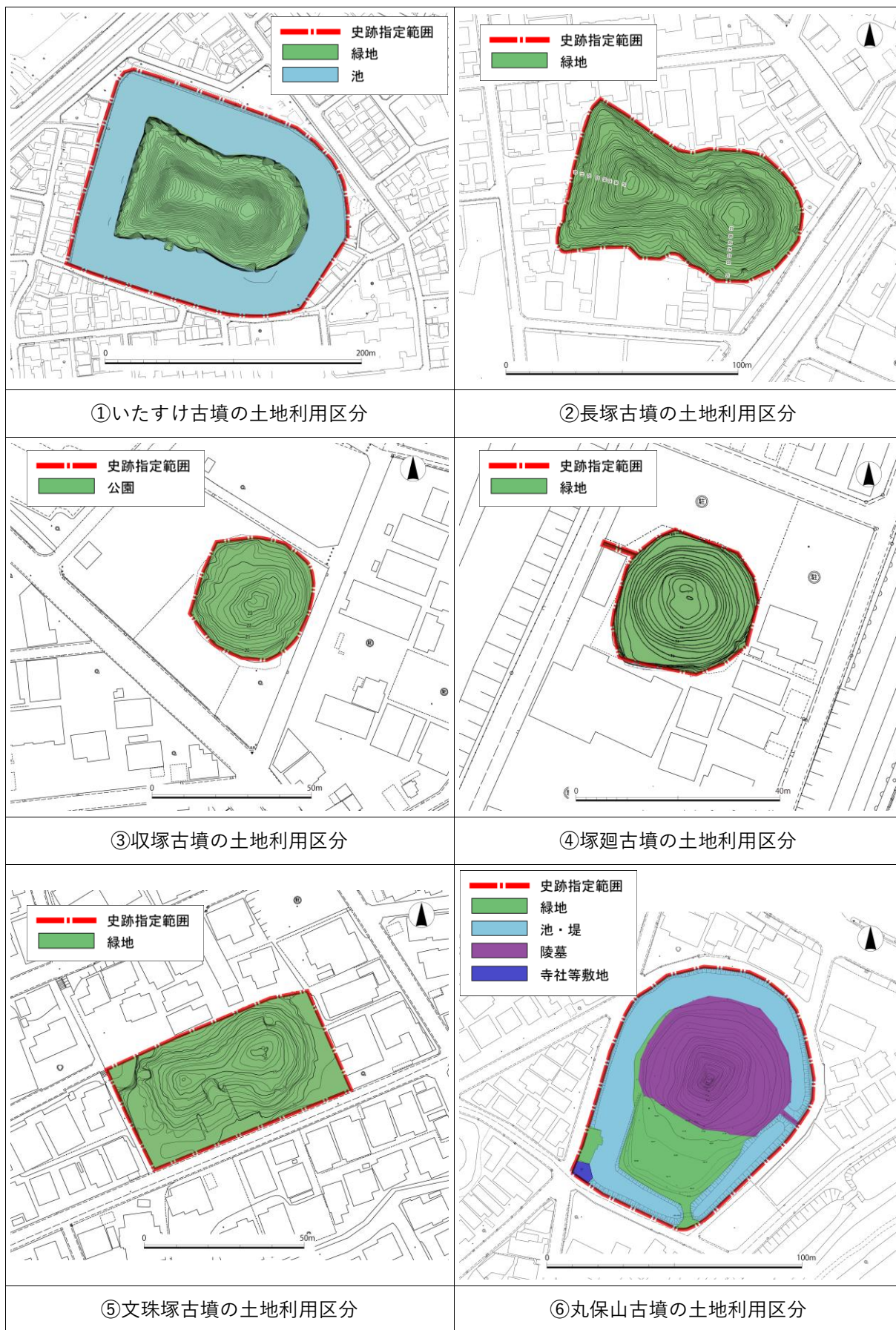
各古墳 土地所有区分図



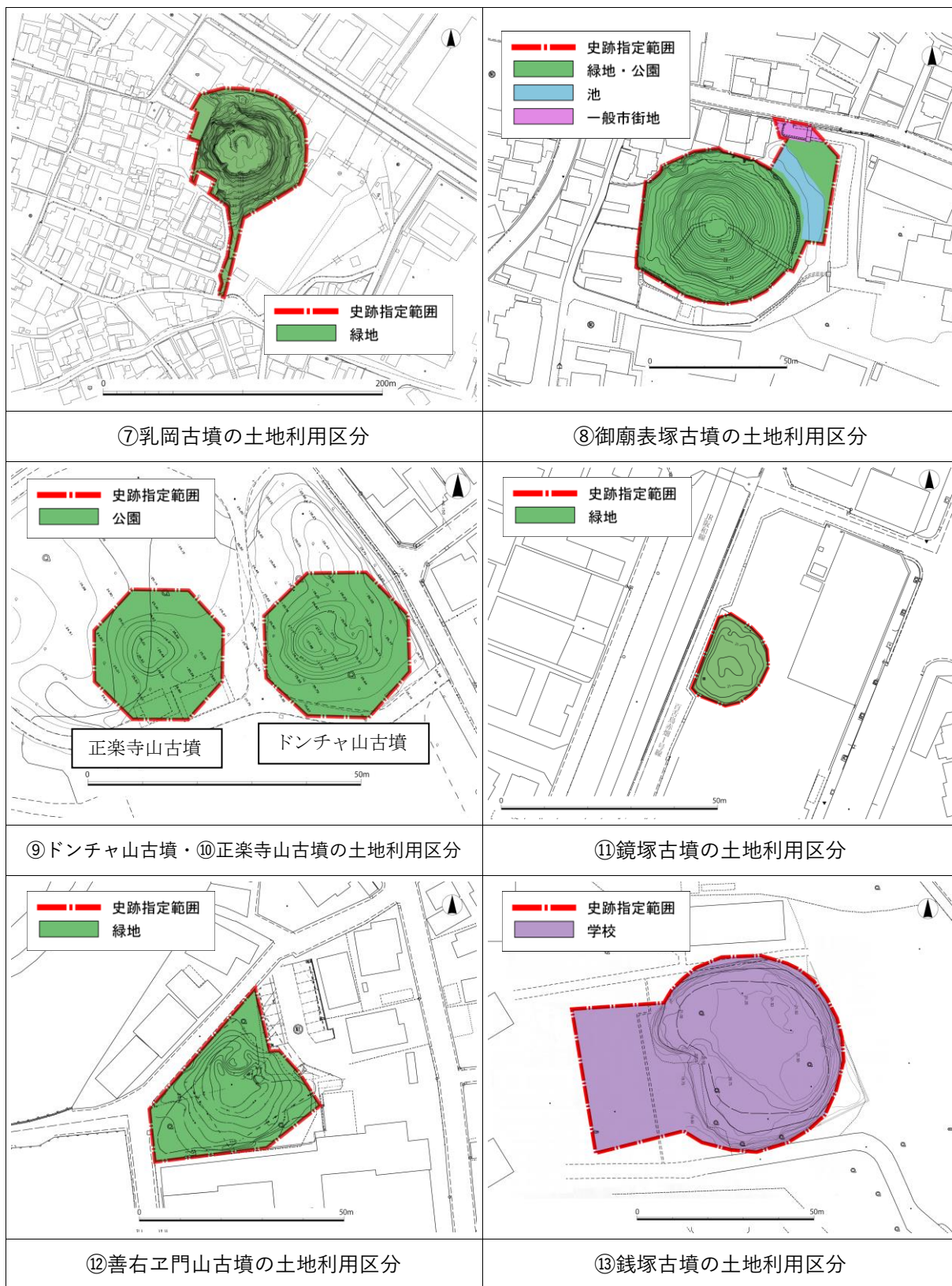
各古墳 土地所有区分図



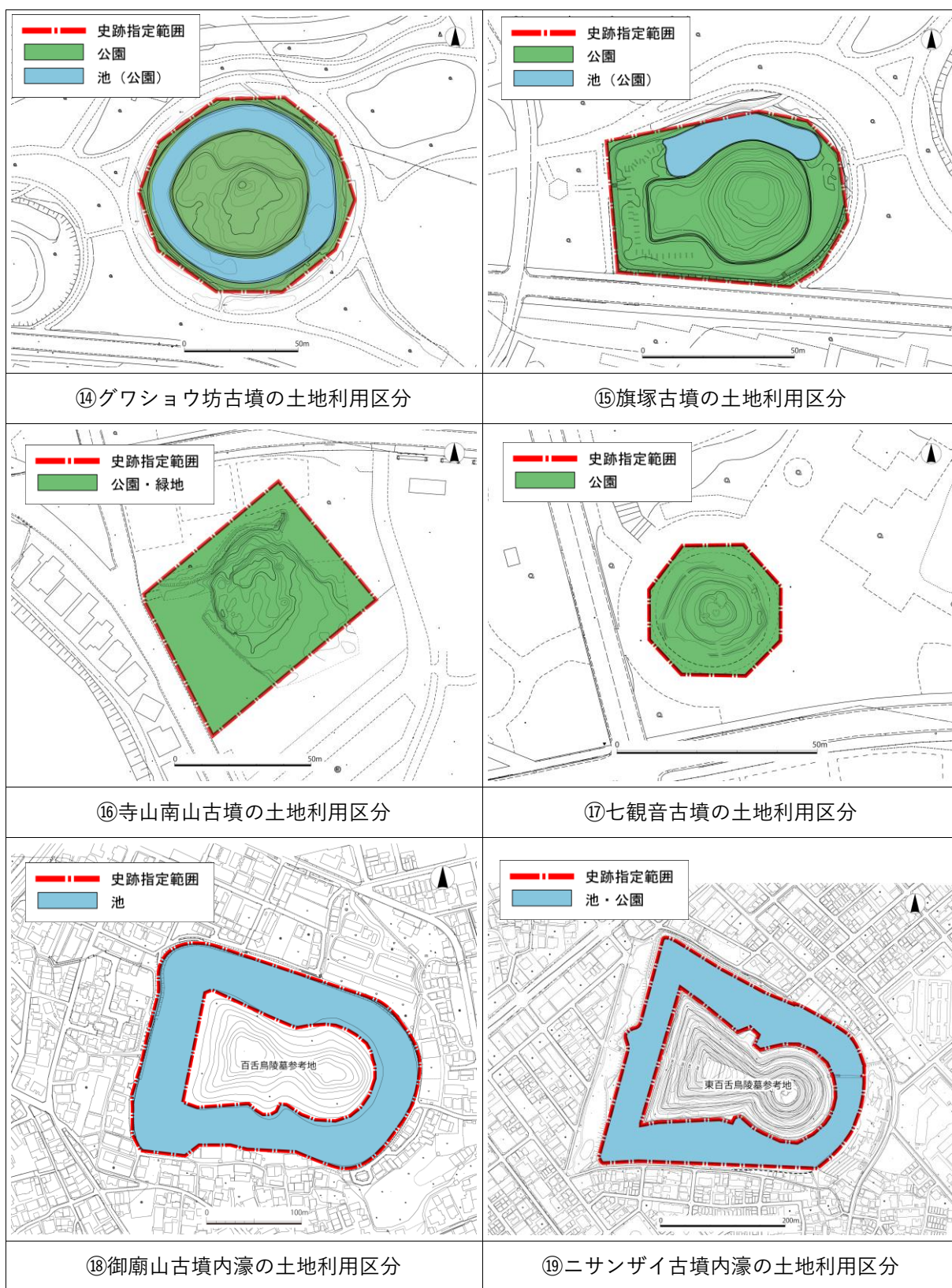
各古墳 土地所有区分図



各古墳 土地利用区分図



各古墳 土地利用区分図



各古墳 土地利用区分図

第3節 関連法規制

文化財保護法に基づき史跡に指定されている範囲は、文化財保護法の規制を受ける。また、陵墓は皇室典範により「天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓」と定められたものであり、その管理は国有財産法に基づき国が直接行ってきた。皇室による祭祀が現に行われている場であり、広く皇室及び国民の追慕の対象であるというその性格に鑑み、今後も静安と尊厳の保持を最も大切なこととして管理を行うことから、開発が行われる余地はない。史跡周辺での開発などを規制する主な法令は、景観法・都市計画法・野外広告物法で、これらの法令に基づき、条例などの規定により建築物の高さ、建築物の色彩などの形態意匠・屋外広告物の設置を規制している。開発行為を行う場合には事前に許可・認定を得ることを義務付け、行政機関が適切に審査・指導・助言することで、史跡周辺の良好な景観、環境が保全されている。さらに、公園内及び公園に隣接して多くの古墳が存在し、大仙公園をはじめとする公園は都市公園法に基づいて設置され周辺環境の良好な景観形成に寄与している。

①文化財保護法

文化財保護法に基づき史跡に指定されている範囲は、文化財保護法の規制を受け、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は文化財保護法第125条に基づき文化庁長官などの許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。現状変更申請が必要な行為・内容などについては別途本計画の第6章に定める。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などを行う際には、掘削に着手する前に文化財保護法第93条第1項、第94条第1項に基づき文化庁長官に届け出なければならない。さらに、工事中、若しくは試掘確認調査などにより包蔵地の新規発見が生じた際においても、文化財保護法第96条、97条に基づき文化庁長官に届け出なければならない。

②国有財産法

国有財産法は国有財産の取得・維持・保存及び運用並びに処分について定めている。国有財産法において、国有財産は行政財産（公用財産、公共用財産、皇室用財産、森林経営用財産）と普通財産に分類される。陵墓は皇室用財産として担当省庁により良好な状態での維持管理がなされるべきと定められている。皇室用財産は、国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもので、行政財産の一種である。各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用、その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。

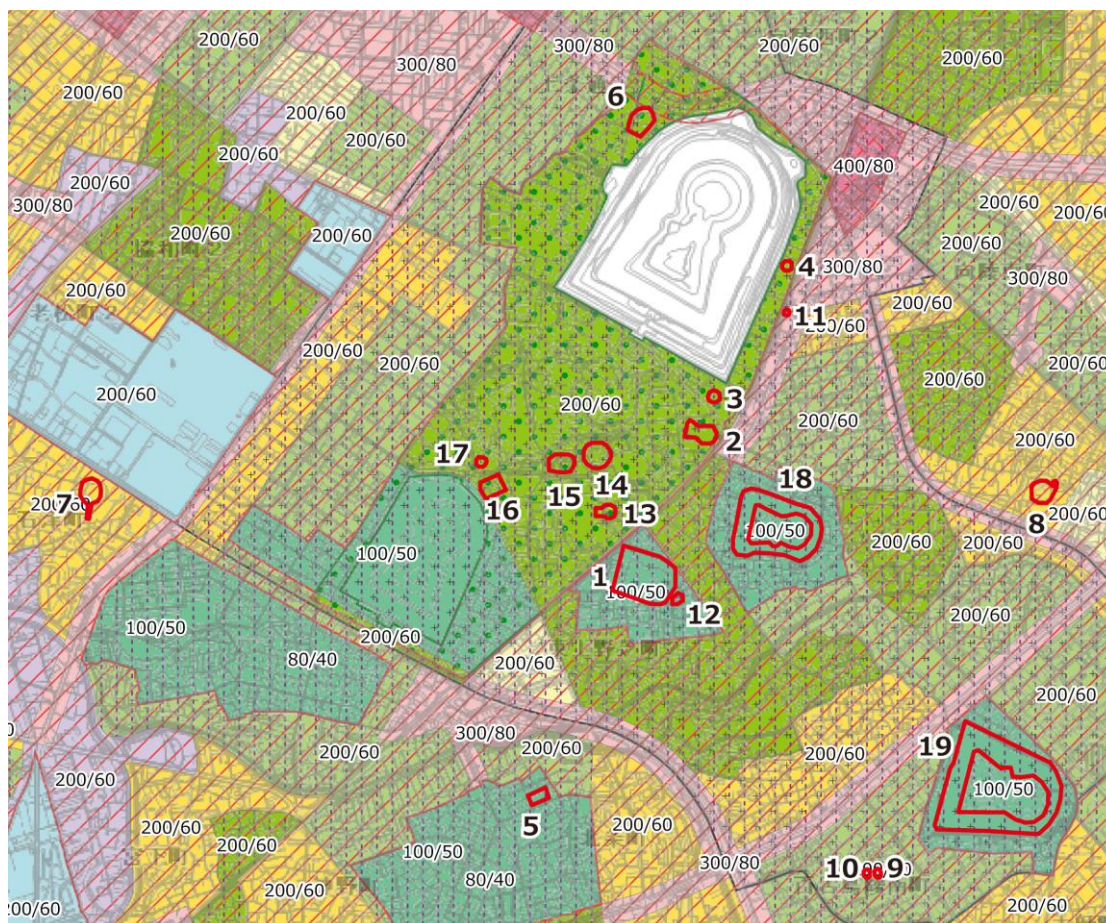
③都市計画法

各古墳は市街化区域となっており、用途地域などが定められている。各古墳の地域地区（用途地域など）及び都市計画施設の位置づけについては以下のとおりである。

各古墳の都市計画決定の内容

番号	古墳名	地域地区（用途地域など）の内容	都市計画施設
1	いたすけ古墳 （世界遺産 構成資産）	●用途地域：第一種低層住居専用地域 （建蔽率-50%,容積率-100%） ●高度地区：第一種 ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 （いたすけ公園）
2	長塚古墳 （世界遺産 構成資産）	●用途地域：第一種中高層住居専用地域 （建蔽率-60%,容積率-200%） ●高度地区：第四種 ●風致地区：大仙風致地区（建蔽率-40%） ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
3	収塚古墳 （世界遺産 構成資産）	●用途地域：第一種中高層住居専用地域 （建蔽率-60%,容積率-200%） ●高度地区：第四種 ●風致地区：大仙風致地区（建蔽率-40%） ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
4	塚廻古墳 （世界遺産 構成資産）	●用途地域：第一種中高層住居専用地域 （建蔽率-60%,容積率-200%） ●高度地区：第四種 ●風致地区：大仙風致地区（建蔽率-40%） ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
5	文珠塚古墳	●用途地域：第一種低層住居専用地域 （建蔽率-50%,容積率-100%） ●高度地区：第一種	—
6	丸保山古墳 （世界遺産 構成資産）	●用途地域：第一種中高層住居専用地域 （建蔽率-60%,容積率-200%） ●高度地区：第四種 ●防火・準防火地域：一部準防火地域 ●風致地区：大仙風致地区（建蔽率-40%） ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	一部都市計画公園 （大仙公園）
7	乳岡古墳	●用途地域：第一種住居地域 （建蔽率-60%,容積率-200%） ●防火・準防火地域：準防火地域	—
8	御廟表塚古墳	●用途地域：第一種住居地域 （建蔽率-60%,容積率-200） ●防火・準防火地域：準防火地域	—
9	ドンチャ山古墳	●用途地域：第二種中高層住居専用地域 （建蔽率-60%,容積率-200%） ●高度地区：第四種 ●防火・準防火地域：準防火地域 ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 （陵南中央公園）

番号	古墳名	地域地区（用途地域など）の内容	都市計画施設
10	正楽寺山古墳	●用途地域：第二種中高層住居専用地域（建蔽率-60%, 容積率-200%） ●高度地区：第四種 ●防火・準防火地域：準防火地域 ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 （陵南中央公園）
11	鏡塚古墳	●用途地域：近隣商業地域（建蔽率-80%, 容積率-300%） ●高度地区：第五種 ●防火・準防火地域：準防火地域 ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	—
12	善右エ門山古墳 （世界遺産 構成資産）	●用途地域：第一種低層住居専用地域（建蔽率-50%, 容積率-100%） ●高度地区：第一種 ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	—
13	銭塚古墳 （世界遺産 構成資産）	●用途地域：第一種中高層住居専用地域（建蔽率-60%, 容積率-200%） ●高度地区：第四種 ●風致地区：大仙風致地区（建蔽率-40%） ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
14	グワショウ坊古墳	●用途地域：第一種中高層住居専用地域（建蔽率-60%, 容積率-200%） ●高度地区：第四種 ●風致地区：大仙風致地区（建蔽率 40%） ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
15	旗塚古墳 （世界遺産 構成資産）	●用途地域：第一種中高層住居専用地域（建蔽率-60%, 容積率-200%） ●高度地区：第四種 ●風致地区：大仙風致地区（建蔽率-40%） ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
16	寺山南山古墳 （世界遺産 構成資産）	●用途地域：第一種中高層住居専用地域（建蔽率-60, 容積率-200%） ●高度地区：第四種 ●風致地区：大仙風致地区（建蔽率-40%） ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
17	七観音古墳 （世界遺産 構成資産）	●用途地域：第一種中高層住居専用地域（建蔽率-60%, 容積率-200%） ●高度地区：第四種 ●風致地区：大仙風致地区（建蔽率-40%） ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
18	御廟山古墳内濠 （世界遺産 構成資産）	●用途地域：第一種低層住居専用地域（建蔽率-50%, 容積率-100%） ●高度地区：第一種 ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	—
19	ニサンザイ古墳内濠 （世界遺産 構成資産）	●用途地域：第一種低層住居専用地域（建蔽率-50%, 容積率-100%） ●高度地区：第一種 ●景観地区：百舌鳥古墳群周辺景観地区	都市計画公園 （御陵山公園）



1 いたすけ古墳	2 長塚古墳	3 収塚古墳	4 塚廻古墳	5 文珠塚古墳
6 丸保山古墳	7 乳岡古墳	8 御廟表塚古墳	9 ドンチャ山古墳	10 正楽寺山古墳
11 鏡塚古墳	12 善右エ門山古墳	13 銭塚古墳	14 グワシヨウ坊古墳	15 旗塚古墳
16 寺山南山古墳	17 七観音古墳	18 御廟山古墳内壕	19 ニサンザイ古墳内壕	

	第一種低層住居専用地域		商業地域
	第二種低層住居専用地域		準工業地域
	第一種中高層住居専用地域		工業地域
	第二種中高層住居専用地域		工業専用地域
	第一種住居地域		防火地域
	第二種住居地域		準防火地域
	準住居地域		高度地区
	近隣商業地域		風致地区
			景観地区

④都市公園法

史跡百舌鳥古墳群の 19 基のうち 13 基の古墳が、公園内及び隣接して位置している。いたすけ古墳はいたすけ公園、ニサンザイ古墳内濠は御陵山公園に隣接し、グワショウ坊古墳・七観音古墳・旗塚古墳・収塚古墳・寺山南山古墳は大仙公園内にあり、長塚古墳・塚廻古墳・丸保山古墳・銭塚古墳は大仙公園予定地にある。また、正楽寺山古墳・ドンチャ山古墳は陵南中央公園内にある。大仙公園内には図書館・博物館・日本庭園の施設をはじめ、グワショウ坊古墳・七観音古墳・旗塚古墳を含む約 10ha に都市緑化植物園が開設されている。都市緑化植物園は昭和 52 年（1977）から着手され、グワショウ坊古墳・旗塚古墳は、樹林の編成を見る森林推移実験見本園、水生・湿生植物園として修景されていた。

これらの公園は、都市公園法により施設の規格化、管理の適正化を図り、適切な維持が効果的に運用されている。本市における公園管理は、同法、同法に基づく施行令、堺市公園条例、同施行規則などにより運用されている。

都市公園法に定める都市公園に位置する史跡百舌鳥古墳群一覧

公園名称	古墳名称	区分	開設年	開設面積 (ha)	沿 革
いたすけ公園	①いたすけ古墳	近隣公園	昭和 46	0.35	昭和 42 年：百舌鳥本町土地区画整理事業
陵南中央公園	⑨ドンチャ山古墳 ⑩正楽寺山古墳	近隣公園	昭和 56	1.34	昭和 56 年：百舌鳥陵南土地区画整理事業
大仙公園	③収塚古墳 ⑭グワショウ坊古墳 ⑮旗塚古墳 ⑯寺山南山古墳 ⑰七観音古墳	総合公園	昭和 42	38.50	昭和 22 年：都市計画決定 昭和 38 年：事業着手 昭和 52 年：都市緑化植物園整備に着手 昭和 57 年：都市緑化植物園開園 昭和 61 年：都市緑化センター開館 平成 28 年：収塚古墳広場完成
大仙公園 予定地	②長塚古墳 ④塚廻古墳 ⑥丸保山古墳 ⑬銭塚古墳				
御陵山公園	⑱ニサンザイ古墳内濠	風致公園	平成 13	1.59	昭和 40 年：都市計画決定 昭和 51 年：事業着手

*近隣公園は主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とし 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置、総合公園は都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とし 1 箇所当たり面積 10ha～50ha 未満を標準とする。風致公園は、主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置。

⑤堺市風致地区内における建築などの規制に関する条例

大仙公園周辺は「都市の風致を維持するため定める地区」として大仙風致地区に指定されており、次のいずれかの行為を行う場合は、許可が必要になる。

○許可が必要な行為

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物など」という。）の新築・改築・増築及び移転
- (2) 建築物などの色彩の変更
- (3) 宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 木竹の伐採
- (6) 土石の類の採取
- (7) 屋外における土石、廃棄物、又は再生資源のたい積

○許可基準

- (1) 建築物の新築・改築・増築又は移転行為
 - ① 高さが15m以下であること。
 - ② 建蔽率が40%以下であること。
（防火地域内、街区の角地など 建築基準法と同等の緩和はありません。）
 - ③ 外壁、柱等の面から後退距離は道路境界から1.8m以上、その他の境界から1m以上であること。
 - ④ 位置・規模・形態・意匠及び色彩が周辺の風致と著しく不調和でないこと。
 - ⑤ 緑化率及び基準植栽密度を確保すること。



大仙風致地区範囲図

緑化率

敷地面積	緑化率
500m ² 未満	100分の20
500m ² 以上1,000m ² 未満	100分の25
1,000m ² 以上	100分の30

※基準植栽密度とは、「必要緑化面積」の10m²あたり高木1本（中木2本で1本に換算することができる。）

以上の植栽密度をという。小数点第2位以下切り捨て。第1位を0.5刻みで切り上げる。

※必要緑化面積（m²）＝敷地面積（m²）×緑化率

(2) 工作物の新築等

道路に接する部分の敷地境界沿いに高さが1.5m以上（最大5m以下とする）の擁壁を設けようとする場合は、高さの2分の1以上の植栽空間を設けること。（最大1.8mの後退とする。）

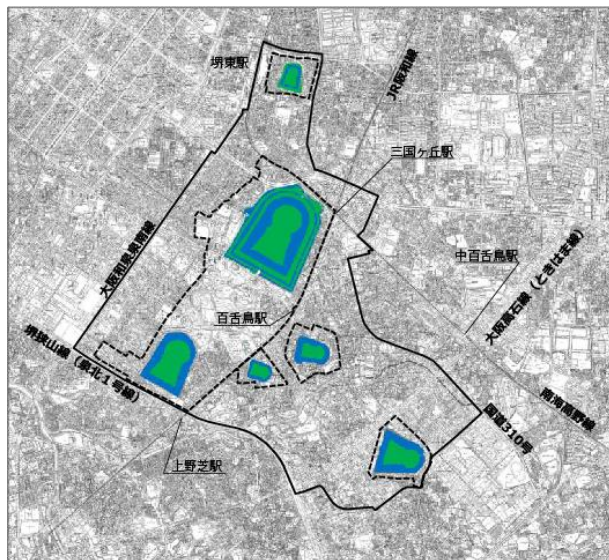
⑥堺市景観条例

本市では市全域を景観計画区域として景観法に基づく景観計画を策定しており、景観条例に基づき、以下の行為については届出・許可が必要となる。

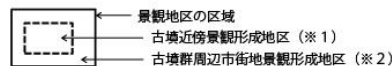
対象	行為の種別		対象規模
建築物	新築・増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (※1)		次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) ・建築物の高さが15mを超えるもの ・地上6階以上のもの ・延べ面積が3,000㎡を超えるもの
工作物	新設・増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (※2)	高架道路など	・地上からの高さが5mを超えるもの
		橋梁など	・幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの
		上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの ・高さが15mを超えるもの ・建築物に設置する場合で、その高さが10mを超えかつ建築物との合計高さが15mを超えるもの
広告物	広告物の表示・移転、若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置・改造・移設・修繕若しくは色彩の変更		次のいずれかに該当するもの ・広告物又は広告物を掲出する物件の高さが15mを超えるもの ・建築物と一体になって設置される場合で、広告物又は広告物を掲出する物件の高さが10mを超え、かつ建築物の高さとの合計が15mを超えるもの ・広告物又は広告物を掲出する物件で、広告物の表示面積の合計が40㎡を超えるもの

※1) 建築物の増築・改築については、増築又は改築をする場合の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。また、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

※2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。



【凡例】



(※1) 「古墳近傍景観形成地区」

：巨大前方後円墳の周囲で、都市計画において、第一種低層住居専用地域、又は風致地区に指定されている区域であり、景観計画に位置付けられています。

(※2) 「古墳群周辺市街地景観形成地区」

：百舌鳥古墳群周辺景観地区に指定された区域のうち、「古墳近傍景観形成地区」を除く区域であり、景観計画に位置付けられています。

百舌鳥古墳群周辺景観地区

第4節 世界遺産百舌鳥・古市古墳群の概要

世界遺産とは昭和47年（1972）にユネスコで採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づいて、世界遺産一覧表へ記載される、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」（Outstanding universal value）を持つ文化財とされている。日本は平成4年（1992）に世界遺産条約に批准し、令和3年（2021）7月時点で194か国が締結している。

「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」は令和元年（2019）7月にアゼルバイジャンで開催された第43回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載されることが決定した。

百舌鳥古墳群史跡等指定区分一覧

	国指定 史跡 19 基	陵墓 23 基	市指定 史跡 3 基	未指定古墳 5 基
世界遺産構成資産 23 基	①いたすけ古墳	永山古墳	永山古墳周濠	
	②長塚古墳	竜佐山古墳	竜佐山古墳周濠	
	③収塚古墳	孫太夫山古墳	孫太夫山古墳前方部及び周濠	
	④塚廻古墳	反正天皇陵古墳		
	⑫善右エ門山古墳	仁徳天皇陵古墳		
	⑬銭塚古墳	大安寺山古墳		
	⑮旗塚古墳	茶山古墳		
	⑯寺山南山古墳	履中天皇陵古墳		
	⑰七観音古墳	菰山塚古墳		
	⑱御廟山古墳内濠	御廟山古墳		
	⑲ニサンザイ古墳内濠	ニサンザイ古墳		
	⑥丸保山古墳※	丸保山古墳※		
		源右衛門山古墳		
		銅亀山古墳		
	⑤文珠塚古墳	桧塚古墳		定の山古墳
	⑦乳岡古墳	樋の谷古墳		かぶと塚古墳
	⑧御廟表塚古墳	狐山古墳		万代山古墳
	⑨ドンチャ山古墳	西酒呑古墳		鎮守山塚古墳
	⑩正楽寺山古墳	東酒呑古墳		東上野芝1号墳
	⑪鏡塚古墳	経堂古墳		
	⑭グワショウ坊古墳	坊主山古墳		
		鈴山古墳		
		天王古墳		

※後円部のみ史跡と陵墓が重複

国指定史跡19基のうち世界遺産構成資産は12基（陵墓3基重複：御廟山古墳・ニサンザイ古墳・丸保山古墳）

世界遺産委員会決議

第 43 回世界遺産委員会における審議で採択された決議文は次のとおりである。

第 43 回世界遺産委員会・百舌鳥・古市古墳群にかかる決議

Decision: 43 COM 8B.18 The World Heritage Committee, 1. Having examined Documents HC/19/43.COM/8B and HC/19/43.COM/INF.8B1, 2. Inscribes the Mozu-Furuichi Kofun Group: Mounded Tombs of Ancient Japan, Japan, on the World Heritage List on the basis of criteria (iii) and (iv); 3. Adopts the following Statement of Outstanding Universal Value: Brief synthesis Located on a plateau above the Osaka Plain, the Mozu-Furuichi Kofun Group is a serial property of 45 components which contains 49 kofun ('old mound'), a large and distinctive type of burial mound. The selected kofun are found in two major clusters, and are the richest tangible representation of the culture of the Kofun period in Japan from the 3rd to 6th centuries, a period before Japanese society became an established centralised state under the influence of the Chinese system of law. The kofun have a range of contents, such as grave goods (weapons, armour, ornaments); and clay figures used to decorated the mounds, known as haniwa (in the form of cylinders arranged in rows, or representations of objects, houses, animals and people). Understood as tombs for kings' clans and affiliates during this period, some of the kofun are <i>Ryobo</i> (imperial mausolea) and are managed by Japan's Imperial Household Agency. The serial components have been	決議: 43 COM 8B.18 世界遺産委員会は、 1. 文書 WHC/19/43.COM/8B および WHC/19/43.COM/INF.8B1 を確認し、 2. 百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—（日本）を評価基準 (iii) (iv) に基づき、世界遺産一覧表に記載し、 3. 以下の顕著な普遍的価値の言明を採択し、総合的所見 大阪平野の台地に位置する百舌鳥・古市古墳群は、45 の構成資産から成る資産であり、49 基の古墳（“古い” “塚”）が含まれる。古墳とは、大きくて独特な墳墓である。これらの選ばれた古墳は二つの大きなまとまりで存在し、日本の古墳時代（3 世紀から 6 世紀）の文化を最も豊かに顕示するものである。古墳時代は、日本社会が中国の法制度の影響のもと中央集権化される前の時代であった。古墳は、副葬品（武器、武具、装飾品）や、埴輪という呼称で知られる墳丘を装飾する土製品（列状に並べられた円筒形のもの、あるいはモノ・家・動物・人物を象ったもの）などさまざまなものを内包する。この時代の王たちの一族や関係者の墓と理解され、一部の古墳は陵墓（皇室の墓）として宮内庁によって管理されている。構成資産は、日本全国にある 16 万基ものの中から選ばれた古墳であり、古墳時代の最盛期と考えられている古墳時代中期（4 世紀後半から 5 世紀後半）を代表するものである。本資産の「属性」は、49 基の墳墓、それらの幾何学的形状、築造方法と材料、濠、考古遺物と内包物（副葬品、埋葬施設、埴輪を含む）である。古墳のセッティング、大阪地域における古墳の視覚的存在感、古墳間のいま残る物理的・視覚的つながりは、重要な属性である。また、独特な葬送習慣と、儀礼のための使用の物証であることも同様である。
--	--

selected from a total of 160,000 kofun from around Japan and represent the 'middle kofun' period (late 4th to late 5th centuries) which is considered to be the peak of the Kofun period. The attributes of the property are the 49 burial mounds, their geometric forms, methods and materials of construction, moats, archaeological materials and contents (including grave goods, burial facilities and the haniwa). The settings of the kofun, their visual presence in the Osaka region, and the remaining physical and visual links between the kofun are important attributes; as is the evidence of the distinctive funerary practices and ritual uses. Criterion (iii): While 160,000 kofun are found throughout Japan, the Mozu-Furuichi Kofun Group represents and provides exceptional testimony to the culture of the Kofun period of Japan's ancient history. The 45 components demonstrate the period's socio-political structures, social class differences and highly sophisticated funerary system. Criterion (iv): The Mozu-Furuichi Kofun Group demonstrates an outstanding type of ancient East Asian burial mound construction. The role of the kofun in the establishment of social hierarchies within this particular and significant historical period, as well as the tangible attributes such as the clay sculptures, moats and geometric terraced mounds reinforced by stone, are outstanding. Integrity The Mozu and Furuichi groups of kofun provide a cohesive narrative of the kingly power	評価基準 (iii) 古墳は日本各地に 16 万基存在するものの、日本古代の古墳時代の文化を代表し、また類まれな物証を提供するものが百舌鳥・古市古墳群である。45 の構成資産は、この時代の社会政治的構造、社会的階層差および高度に洗練された葬送体系を証明している。 評価基準 (iv) 百舌鳥・古市古墳群は、古代東アジアの墳墓築造のひとつの顕著な類型を示すものである。古墳、およびその有形の属性である土像、濠、幾何学的な段築をもち、石で補強した墳丘は、この歴史的に重要な時代における社会階層の形成のうえで顕著な役割を果たしたものである。 完全性 百舌鳥グループと古市グループの古墳は、一体的な王権を物語るものである。それは、49 基の古墳の密集、さまざまな型式と規模、副葬品と埴輪、今日も続く儀礼における使用
---	---

expressed through the clustering of the 49 kofun, the range of types and sizes, the grave goods and haniwa, and the continuing ritual uses and high esteem that these sites hold within Japanese society. The integrity of the serial property is based on the rationale for the selection of the components and their ability to convey the Outstanding Universal Value of the kofun. The intactness of the individual components, the material evidence of the mounds and their context, and the state of conservation are also determinants of integrity. Issues that impact on the integrity of the serial property include loss of some features (such as moats), and changes to the uses and settings of the components due to the close proximity of urban development.	および日本社会の中で今なおたいへん重んじられていることによって表わされている。本資産の完全性は、構成資産選択の論拠、およびそれらの構成資産が古墳の顕著な普遍的価値を伝える能力に基づいている。個々の構成資産、物証としての墳墓および周辺環境が原状通りであること、そして保全状況も完全性の決定要因である。本資産の完全性に影響する課題としては、一部の特徴的な要素（例えば濠）が失われること、市街地開発に近接することからくる構成資産の用途や周辺環境（セッティング）の変化などが挙げられる。
Authenticity Despite changed uses and landscape treatments, and the high degree of 20th century urbanisation of the Osaka region, the kofun are a significant visible and historical presence within the present-day landscape. The authenticity of the selected kofun is demonstrated by their forms, materials and extensive archaeological contents, as well as the esteem which they engender in Japanese society. While the <i>Ryobo</i> generally demonstrate a high degree of authenticity, there are variations within the series. There is a need to ensure that seibi works are subject to impact assessment and reviewed in order to sustain the authenticity of the kofun.	真実性 用途や景観が変化し、また大阪地域が 20 世紀に高度に市街化したにもかかわらず、古墳は今日の景観の中で重要な視覚的、歴史的存在感をもっている。構成資産に選ばれた古墳の真実性は、その形状、材料、豊富な考古学的内包物（遺構・遺物）、そしてそれらの古墳が日本社会から集めている尊崇の念によって証明されている。陵墓がおしなべて高度な真実性を証明している一方で、真実性の度合いは構成資産によってまちまちに異なる。古墳の「整備」行為／工事を遺産影響（H I A）評価の対象とし、古墳の真実性保持のため、確実に検証を行う必要がある。
Management and protection requirements Legal protection of the components is provided by national and local government laws. <i>Ryobo</i>	保存管理と保護の要件 国および地方政府の法令によって構成資産の法的保護がなされている。陵墓である構成資産は皇室典範と国有財産法により、史跡

components are protected by the Imperial House Law and the National Property Act; and the 'Historic Site' components are protected by the Law for the Protection of Cultural Properties. Some components have both designations. The Municipal Historic Sites are designated on the basis of the City Ordinance for the Protection of Cultural Properties, established in accordance with the Law for the Protection of Cultural Properties. Expansion of the buffer zone for component 44 is in progress. Buffer zone protection includes regulations that control the height and design of new buildings, as well as outdoor advertisements, based on a number of local laws. The management system is based on the establishment of the Mozu-Furuichi Kofun Group World Heritage Council (comprised of representatives of the Imperial Household Agency, and the relevant Prefectural and City Governments, with the Agency for Cultural Affairs as an Observer). The Council is advised by the Mozu-Furuichi Kofun Group World Heritage Scientific Committee. The Comprehensive Management Plan outlines the implementation of the protection and management of the property and the buffer zones. The Mozu-Furuichi Kofun Group World Heritage Council has overall responsibility for implementing the Action Plan and ensuring coordination between different organisations. The Osaka Prefecture and each of the relevant City governments has a Disaster Prevention Plan; and there are museums and interpretation facilities in the cities in Osaka Prefecture: Sakai, Habikino and Fujiidera. The Sakai City Government is planning a new interpretation facility in the Mozu area, which should be subject	である構成資産は文化財保護法により保護されている。一部の構成資産はその両方に該当している。市史跡は、文化財保護法に沿って制定された、市の文化財保護条例を基に指定されている。構成資産 44 については緩衝地帯の拡張措置がそれぞれ現在進行中である。緩衝地帯の保護については、複数の地方条例によって、新築建物の高さや意匠、および屋外広告物を規制している。 保存管理システムは、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会（宮内庁と関係自治体から構成され、文化庁がオブザーバーとして参加する）を中心とする。協議会は、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会からアドバイスを受ける。包括的保存管理計画に、資産および緩衝地帯の保護と保存管理の実際の概要がまとめられている。百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会が、行動計画の実行と組織間の調整の全体的な責任を負う。大阪府および関係するそれぞれの市が防災計画をもっている。博物館・ガイダンス施設が大阪府の堺市、羽曳野市、藤井寺市に存在する。堺市が百舌鳥エリアに計画中的の新しいガイダンス施設については、遺産影響評価を実施する必要がある。 資産に影響を及ぼす要因としては、都市開発のごく近くに存在することに起因する事柄があり、それは緩衝地帯に深刻な圧力となる潜在性がある。土製の墳丘の浸食、管理不十分な植物の繁茂、濠の水質管理の必要性などが、保全上の主な圧力となりうる。これらは、積極的に管理されている。保全措置は適切であり、十分な予算がとられているが、各行政庁、民間所有者およびコミュニティが良い連携を続ける必要がある。経過観察（モニタリング）の手法は適切であるが、その一方で墳丘の構造的な状態についての定期的なモニタリングを、発掘を伴わない方法で行う手法を開発したり、地元住民のコミュニティの関与や支援を観察する指標を設けることを通して、モニタリングをより強化する余地がある。
--	---

to Heritage Impact Assessment. Factors affecting this property are those associated with the close proximity of urban development, creating significant potential pressures on the buffer zones. Pressures on the conservation of the kofun occur through the erosion of the earthen mounds, poorly managed vegetation growth, and the need to maintain water quality of the moats. These are actively managed. The conservation measures are appropriate and well-resourced, although actions by the various governments, private owners and communities must continue to be well-coordinated. The monitoring arrangements are adequate, although they could be further enhanced through further development of non-invasive techniques for periodically monitoring the structural condition of the mounds, and indicators for monitoring the interests and support of local residential communities. 4. Recommends that the State Party give consideration to the following: a) Continuing to document the intangible dimensions of the serial property, b) Completing the agreed adjustment to the buffer zone for Component 44, c) Completing the preparation of Basic Seibi Plans for the components designated as 'Historic Sites', ensuring their coherence with conservation objectives and the protection of Outstanding Universal Value, d) Considering the future use of non-invasive techniques of assessing the structural stability of the mounds, e) Considering providing for greater formal	4. 推薦国が以下を考慮することを勧告する。 a) この資産における無形的な側面に関する記録を継続すること、 b) 構成資産 44〔峯ヶ塚古墳〕の緩衝地帯についての範囲に関するすでに合意された調整を終えること、 c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存の目的および顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること、 d) 発掘を伴わずに墳丘の構造的安定性を評価するための方法の将来的な利用について検討すること、 e) 管理システムにおける地域住民のより
---	---

involvement of local residents in the management system,	公式的な関与の在り方を検討すること、
f) Further exploring how the buffer zones relate to the broader setting and what, if anything, needs protecting in the broader setting; and implement the subsequent measures,	f) 緩衝地帯とその周辺環境の関係を踏まえて、必要に応じて周辺環境においてさらに保護すべき対象とその手段について検討すること、
g) Reviewing and deepening the Heritage Impact Assessment for the proposed new interpretation centre (Sakai City) in light of the World Heritage inscription and adopted Statement of Outstanding Universal Value,	g) 計画されているガイダンス施設（堺市）の遺産影響評価について、世界遺産登録および採択された顕著な普遍的価値の言明に基づき、より検討を深めること、
h) Developing and implementing Heritage Impact Assessment for all future development proposals, including: plans for park development/improvements, Bicycle Museum, Daisen Park Improvement Plan, new/improved viewing platforms and the Nankai Railway Koya Line Railroad Elevation Project; Continuing to develop processes for Heritage Impact Assessment, including more direct linkages with the management system and the framework for legal protection of the property.	h) すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、公園の開発・整備の計画、自転車博物館、大仙公園整備計画、展望場所の新設・改修、南海鉄道高野線の高架化事業など。保存管理システムと、資産の法的保護の枠組みをより直接結び付けることを含め、遺産影響評価の手続きの開発を継続すること。

第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値である。（文化財保護法第2条）したがって、史跡の本質的価値は土地と一体の「遺跡」を構成している枢要の諸要素によって示されている。（文化庁「史跡等整備のてびき」2004）

指定説明文及び追加指定説明文で示された「史跡百舌鳥古墳群」の本質的価値について、次のとおり整理して示す。

●4世紀後半から6世紀前半に築造された様々な形態・規模の古墳で構成される

百舌鳥古墳群は本来、100基を超える古墳で構成されていた。巨大前方後円墳の仁徳天皇陵古墳を核に、大型及び中型の前方後円墳、円墳や方墳など、様々な形態・規模の古墳で構成されている。住宅が密集する都市部に現在も44基が存在する。前方後円墳11基、円墳6基、方墳2基の計19基が史跡に指定され、広域に分布している。

●古墳時代の政治的・社会的構造を如実に示している

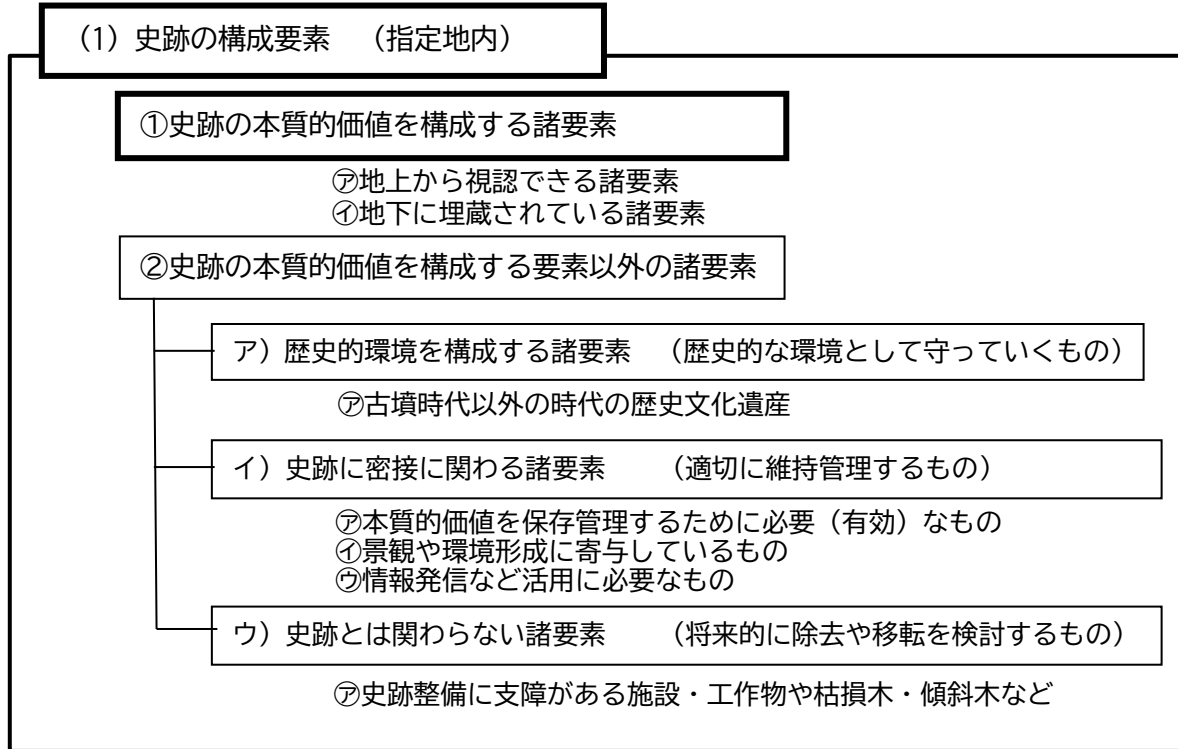
巨大な前方後円墳だけでなく、中・小型の前方後円墳・円墳・方墳も数多く築かれている。これら古墳の墳丘形態や規模などの違いは、この地域に一大政治集団が存在していたことを示し、有力首長と中小首長層からなる当時の政治や社会的な階層差を示していると考えられる。

●古墳時代の中央政権の状況を知ることができる極めて重要な古墳群である

国内でも特筆すべき規模の前方後円墳を複数有し、単独に存在する古墳や巨大古墳に付随する様々な規模・墳形の古墳で構成されている。このことから、我が国における古代国家形成期を考える上で、当時の中央政権の状況を知ることができる極めて重要な古墳群といえる。

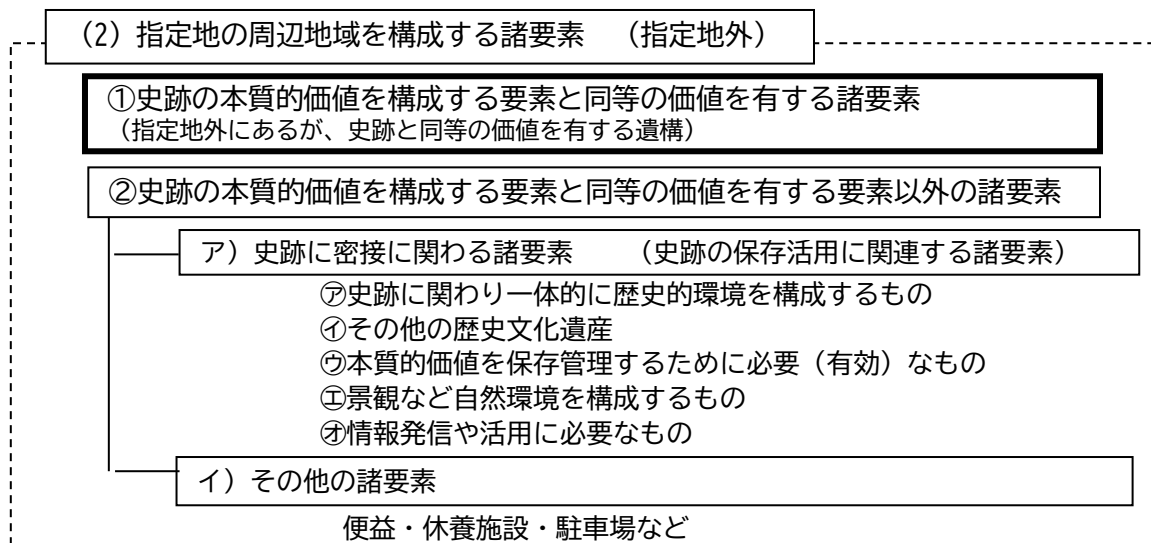
第2節 構成要素の特定

史跡百舌鳥古墳群を構成する要素は、指定地内について、史跡の本質的価値を構成する諸要素と、それ以外の諸要素に分類した。後者を、ア) 歴史的環境を構成する諸要素、イ) 史跡に密接に関わる諸要素、ウ) 史跡とは関わらない諸要素に細分した。



史跡の構成要素

また、指定地周辺において、古墳の墳丘や周濠の一部など本来、史跡の本質的価値を構成する諸要素と同等の価値を有するものがあることから指定地の周辺地域を構成する諸要素についても整理した。



指定地の周辺地域を構成する諸要素

(1) 史跡の構成要素

①史跡の本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定理由・指定要件に示された特性や価値を有する要素であり、改変することなく確実に保存するもので、㉗地上から視認できる諸要素と㉘地下に埋蔵されている諸要素がある。

古墳を構成している墳丘や周濠、墳丘の外装施設である葺石や埴輪、地下に埋蔵された埋葬施設である石棺などの遺構や副葬品などの遺物は、史跡の本質的価値を構成する要素である。

②史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素

史跡を構成する要素の中には本質的価値を構成するものではないが、時間の経過の中で、指定地内に自然的・人為的に付加された要素がある。史跡の本質的価値を現在に伝える上で欠くことのできないア) 歴史的環境を構成する諸要素やイ) 史跡に密接に関わる諸要素と、ウ) 史跡とは関わらない諸要素である。

ア) 歴史的環境を構成する諸要素（歴史的な環境として守っていくもの）

古墳群としての史跡の本質価値とは直接関連しないが、当該史跡に先行あるいは後出する古墳時代以外の歴史文化遺産で、集落などの遺跡・街道など指定地の良好な環境と景観を形成し新たな価値を生み出しているもので、今後も歴史的環境として守っていくべきもの。

イ) 史跡に密接に関わる諸要素（適切に維持管理するもの）

史跡の本質的価値を現在に伝える上で史跡標柱や境界杭、遺構の保存や史跡の公開活用を目的として設置された説明板や柵のように情報発信など活用に必要なのが史跡に密接に関わる要素である。例えば現代の地域住民にとって、古墳は水と緑が一体をなす景観として住民の生活に密接に関わっている。墳丘の樹木は地域の貴重な緑地空間となり、水を湛えた濠を持つ古墳もあり、憩いの場を提供している。そのため、水濠の保持に関わるもの（樋や排水施設など）、土留めのために設置された擁壁など本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの（㉗）、墳丘表土の流出防止や景観構成要素となっている墳丘上樹木や墳丘上地被類などの景観や環境形成に寄与しているもの（㉘）もこの諸要素に含まれる。指定地の良好な環境や景観を形成し新たな価値を生み出している要素で、今後も適切な維持管理を行い、保全に努めるべき対象となるものである。さらに、この諸要素に含まれるものとして、史跡の公開活用を目的として設置された説明板や柵がある（㉙）。

これらは今後、維持管理や整備・公開において、形状や仕様を変更する必要があるときには適切に対応する。

ウ) 史跡とは関わらない諸要素（将来的に除去や移転を検討するもの）

史跡とは関わらない諸要素は、指定地内に自然的・人為的に付加された諸要素のうち、遺構の保存に悪い影響を及ぼしている、又は将来的にその可能性があるもので、除去や移転を検討すべき要素である。

史跡と関わりのない工作物、遺構に悪影響を及ぼしている傾斜木・枯損木や竹などは、将来的に除去や移転を検討する諸要素である。

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素

① 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する諸要素

（指定地外であるが、史跡の本質的価値と同等の価値を有するもの）

指定地の周辺において、墳丘や周濠の一部などの本来、史跡の本質的価値を構成する要素が指定地外にある場合、史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素に含まれる。今後の発掘調査などによっては追加指定の対象となる可能性があることから、その点に留意して整理した。史跡を取り巻く状況が変化した場合にはその都度見直しを行っていく必要がある。

② 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素

ア) 史跡に密接に関わる諸要素（史跡の保存活用に密接に関連するもの）

周辺に所在する古墳や古墳時代の関連遺跡で一体的に歴史的環境を構成するもの（㉗）や古墳時代より先行あるいは後出する古墳時代以外のその他の歴史文化遺産（㉘）、標柱や柵などで史跡の本質的価値を保存管理するために必要なもの（㉙）、史跡の立地や成立の基盤となっている景観や地形等の自然環境を構成するもの（㉚）、などがある。さらに、説明板や遺構表示など史跡の活用を図る上で有効な施設（㉛）も含まれる。

イ) その他の諸要素（史跡の保存活用に関連するもの）

指定地周辺で、史跡を管理及び活用していく上で有益な便益施設がある。例えば来訪者の利便性を高めるための施設（誘導標識、公園園路、周遊路、駐車場、トイレ等）が考えられる。その他、史跡の本質的価値あるいは古墳の景観（古墳からの眺望、周辺から見た古墳の見え方など）を考慮しながら検討する。

(1) 史跡の構成要素一覧（指定地内）

分類		具体的な要素	百舌鳥古墳群	①いたすけ古墳
① 史跡の本質的価値を構成する諸要素	㊦地上から視認できる諸要素	墳丘・周濠	①いたすけ古墳：前方後円墳・周濠、②長塚古墳：前方後円墳、③収塚古墳：帆立貝形古墳、④塚廻古墳：円墳、⑤文珠塚古墳：前方後円墳、⑥丸保山古墳：帆立貝形古墳・周濠、⑦乳岡古墳：前方後円墳、⑧御廟表塚古墳：帆立貝形古墳・周濠、⑨ドンチャ山古墳：円墳、⑩正楽寺山古墳：円墳、⑪鏡塚古墳：円墳、⑫善右工門山古墳：方墳、⑬銭塚古墳：帆立貝形古墳、⑭グワショウ坊古墳：円墳・周濠、⑮旗塚古墳：帆立貝形古墳・周濠、⑯寺山南山古墳：方墳・周濠、⑰七観音古墳：円墳、⑱御廟山古墳内濠：周濠、⑲ニサンザイ古墳内濠：周濠	墳丘（前方後円墳、墳長146m、3段築成、南側に造り出し） 周濠
	①地下に埋蔵されている諸要素	埋葬施設・葺石・埴輪列・その他遺物	埋葬施設・葺石・埴輪列・柱穴 地下に埋蔵されている遺構・遺物	埋葬施設・葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物
② 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	ア) 歴史的環境を構成する諸要素	古墳時代以外の時代の歴史文化遺産	石製塔婆・表門・生垣 国登録・重要文化財、府・市指定文化財・天然記念物、市指定保存樹木	
	イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㊦本質的価値を保存管理するために必要なもの	史跡標柱・標柱・ネットフェンス・門扉・樋・護岸・擁壁・植生土嚢・防草シート・排水施設・縁石・余水吐・管理用通路	史跡標柱・ネットフェンス・門扉・周濠護岸・樋・給水施設・余水吐
		④景観や環境形成に寄与しているもの	地被類・樹木・蘚苔類・水生植物 公園	墳丘上地被類・樹木・水生植物
		⑤史跡の活用を目的として設置したもの	説明板・木柵・周遊路・サイン案内板	
	ウ) 史跡とは関わない諸要素	㊦除去や移転を検討すべきもの	危険木・橋・掲示板・植栽・資材・コンクリート構造物・削平跡・祠・電柱・階段・園路・物置・パーゴラ・照明灯・外来生物	校区掲示板・橋

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素一覧（指定地外）

分類		具体的な要素	百舌鳥古墳群	①いたすけ古墳
① 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の諸要素		地下に埋蔵され、調査により確認するもの 周濠・墳丘など		外堤
② 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素	㊦一体的に歴史的環境を構成するもの	黒姫山古墳・古市古墳群・陶邑窯跡群	善右工門山古墳・吾呂茂塚古墳跡・播磨塚古墳跡・東上野芝遺跡
		④その他の歴史文化遺産	堺環濠都市遺跡・史跡四ツ池遺跡・街道	
		⑤史跡の保存管理に必要なもの		
		④景観など自然環境を構成するもの		いたすけ公園
		④史跡の活用有効な施設		周遊路サイン・説明板(2)
	イ) その他の諸要素	㊦便益・休憩施設など		

(1) 史跡の構成要素一覧 (指定地内)

分類		具体的な要素	②長塚古墳	③収塚古墳	④塚廻古墳	⑤文珠塚古墳
①史跡の本質的価値を構成する諸要素	㊦地上から視認できる諸要素	墳丘・周濠	墳丘（墳長106.4m、前方後円墳、2段築成）	墳丘（墳長59m、帆立貝形古墳）	墳丘（直径35m、円墳）	墳丘（墳長59.1m、前方後円墳、2段築成）・掘割り状遺構
	㊧地下に埋蔵されている諸要素	埋葬施設・葺石・埴輪列・その他遺物	埋葬施設・葺石埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	埋葬施設・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物
②史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	ア) 歴史的環境を構成する諸要素	古墳時代以外の時代の歴史文化遺産				
	イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㊦本質的価値を保存管理するために必要なもの	史跡標柱・標柱・ネットフェンス・門扉・植生土嚢	史跡標柱	史跡標柱・ネットフェンス・門扉・土留ブロック	史跡標柱(2)・ネットフェンス・門扉・雨水流水枅・擁壁・植生マット・筵敷
		㊧景観や環境形成に寄与しているもの	墳丘上樹木・蘚苔類	墳丘上樹木・地被類・ササ類	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木・地被類
		㊨史跡の活用を目的として設置したもの			共架説明板	共架説明板
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素	㊦除去や移転を検討すべきもの	植栽・資材・コンクリート構造物	コンクリートブロック擁壁		削平跡

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素一覧 (指定地外)

分類		具体的な要素	②長塚古墳	③収塚古墳	④塚廻古墳	⑤文珠塚古墳
①史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素		地下に埋蔵され、調査により確認するもの 周濠・墳丘など	周濠	周濠・墳丘（前方部）	周濠	
②史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素	㊦一体的に歴史的環境を構成するもの	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）・孫太夫山古墳・収塚古墳・原山古墳跡・鷲塚古墳跡・茂右衛門山古墳跡・狐塚古墳跡	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）・孫太夫山古墳・長塚古墳	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）
		㊧その他の歴史文化遺産				
		㊨史跡の保存管理に必要なもの	ネットフェンス	標柱・縁石・木柵・ネットフェンス		
		㊩景観など自然環境を構成するもの	大仙公園	大仙公園・憩いの広場		
		㊪史跡の活用により有効な施設	独立説明板	独立説明板・墳丘・周濠表示	周濠表示	
	イ) その他の諸要素	㊦便益・休憩施設など	市広報板 校区掲示板	ベンチ		

(1) 史跡の構成要素一覧 (指定地内)

分類		具体的な要素	⑥丸保山古墳	⑦乳岡古墳	⑧御廟表塚古墳	⑨ドンチャ山古墳
① 史跡の本質的価値を構成する諸要素	㊦地上から視認できる諸要素	墳丘・周濠	墳丘（墳長87m、帆立貝形古墳）・周濠	墳丘（墳長155m、前方後円墳、3段築成）	墳丘・周濠（全長84.8m、帆立貝形古墳、2段築成）	墳丘（直径約26m、円墳）
	㊧地下に埋蔵されている諸要素	埋葬施設・葺石・埴輪列・その他遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	長持形石棺・埴輪列・地下に埋蔵されている遺構・遺物	埋葬施設・葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物
② 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	ア) 歴史的環境を構成する諸要素	古墳時代以外の時代の歴史文化遺産		石製塔婆	旧筒井家表門・生垣	
	イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㊦本質的価値を保存管理するために必要なもの	史跡標柱・ネットフェンス・門扉・後円部管理用柵・管理用通(2)・排水施設・堤土留板	史跡標柱・ネットフェンス・門扉・擁壁・防草シート・土留ブロック・石棺保護モルタル	擁壁・防草シート・注意看板・排水施設・百舌鳥のくす標柱	
		㊧景観や環境形成に寄与しているもの	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木	墳丘上樹木
		㊨史跡の活用を目的として設置したもの	共架説明板	共架説明板	独立説明板・木柵	
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素	㊦除去や移転を検討すべきもの	植栽・祠・傾斜木・コンクリート構造物	石製階段・植栽・井戸・塩ビ配管・電柱(2)	傾斜木	園路・物置

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素一覧 (指定地外)

分類		具体的な要素	⑥丸保山古墳	⑦乳岡古墳	⑧御廟表塚古墳	⑨ドンチャ山古墳
① 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素		地下に埋蔵されており、調査により確認するもの 周濠・墳丘など		墳丘・周濠	周濠・墳丘前方部	
② 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素	㊦一体的に歴史的環境を構成するもの	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）・菰山塚古墳		木下山古墳跡・渡山古墳跡・賀仁山古墳跡	正楽寺山古墳 平井塚古墳跡・土師遺跡
		㊧その他の歴史文化遺産			国登録文化財筒井家住宅・府指定百舌鳥のクス・西高野街道	
		㊨史跡の保存管理に必要なもの			史跡標柱	史跡標柱
		㊩景観など自然環境を構成するもの				陵南中央公園
		㊪史跡の活用に必要なもの			独立説明板	独立説明板
	イ) その他の諸要素	㊦便益、休憩施設など				

(1) 史跡の構成要素一覧（指定地内）

分類		具体的な要素	⑩正楽寺山古墳	⑪鏡塚古墳	⑫善右工門山古墳	⑬銭塚古墳
①史跡の本質的価値を構成する諸要素	㊦地上から視認できる諸要素	墳丘・周濠	墳丘（直径16m、円墳）・周濠	墳丘（直径26m、円墳）・周濠	墳丘（一辺28m、方墳）	墳丘（墳長72m、帆立貝形墳）
	㊧地下に埋蔵されている諸要素	埋葬施設・葺石・埴輪列・その他遺物	埋葬施設・地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列地下に埋蔵されている遺構・遺物
②史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	ア) 歴史的環境を構成する諸要素	古墳時代以外の時代の歴史文化遺産				
	イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㊦本質的価値を保存管理するために必要なもの		史跡標柱・擁壁・縁石	史跡標柱・フェンス・擁壁	擁壁（墳丘復元）
		㊧景観や環境形成に寄与しているもの	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木	墳丘上樹木
		㊨史跡の活用を目的として設置したもの		独立説明板	共架説明板	
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素	㊦除去や移転を検討すべきもの	園路・パーゴラ			スロープ

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素一覧（指定地外）

分類		具体的な要素	⑩正楽寺山古墳	⑪鏡塚古墳	⑫善右工門山古墳	⑬銭塚古墳
①史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素		地下に埋蔵されており、調査により確認するもの 周濠・墳丘など		墳丘・周濠	墳丘	
②史跡の本質的価値を有する要素以外の諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素	㊦一体的に歴史的環境を構成するもの	ドンチャ山古墳・土師遺跡・平井塚古墳跡	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）・塚廻古墳	いたすけ古墳・無名塚19号墳跡・無名塚20号墳跡・無名塚21号墳跡	
		㊧その他の歴史文化遺産				
		㊨史跡の保存管理に必要なもの	史跡標柱			史跡標柱
		㊩景観など自然環境を構成するもの	陵南中央公園			
		㊪史跡の活用に必要なもの	独立説明板			独立説明板
	イ) その他の諸要素	㊦便益、休憩施設など				

(1) 史跡の構成要素一覧（指定地内）

分類		具体的な要素	⑭グワシヨウ坊古墳	⑮旗塚古墳	⑯寺山南山古墳	⑰七観音古墳
①史跡の本質的価値を構成する諸要素	㉔地上から視認できる諸要素	墳丘・周濠	墳丘（長軸 61m、円墳）・周濠	墳丘（墳長 57.9m、帆立貝形古墳）・周濠・堤・造り出し	墳丘（長辺 44.7m、方墳、2 段築成）・周濠（兼履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）外周溝）	墳丘（直径 32.5m、円墳）
	㉕地下に埋蔵されている諸要素	埋葬施設・葺石・埴輪列・その他遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物
②史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	ア) 歴史的環境を構成する諸要素	古墳時代以外の時代の歴史文化遺産				
	イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㉖本質的価値を保存管理するために必要なもの	墳丘裾護岸・周濠護岸・排水施設	標柱・墳丘裾護岸・池護岸・池・枙・排水施設	史跡標柱	史跡標柱、標柱、墳丘裾土留め石積、縁石
		㉗景観や環境形成に寄与しているもの	墳丘上樹木・地被類・水生植物	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木・地被類	つつじ
		㉘史跡の活用を目的として設置したもの				
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素	㉙除去や移転を検討すべきもの	園路・パーゴラ・水生植物	送水管関連施設	植栽・旧住宅ネットフェンス・ブロック塀、用水路跡、枙	照明灯

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素一覧（指定地外）

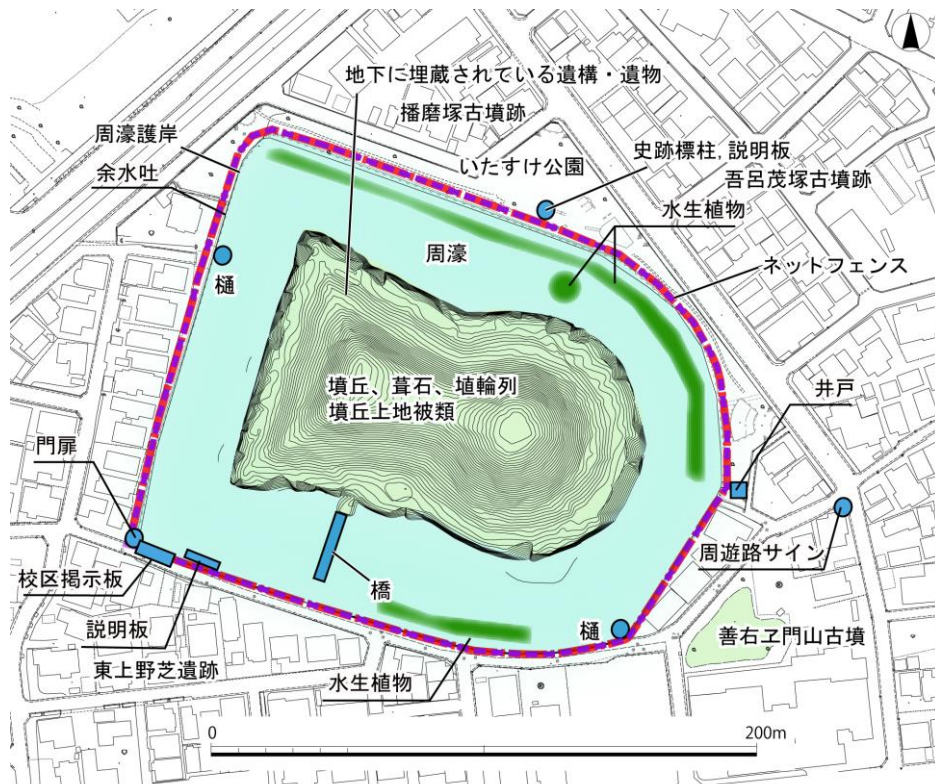
分類		具体的な要素	⑭グワシヨウ坊古墳	⑮旗塚古墳	⑯寺山南山古墳	⑰七観音古墳
①史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素		地下に埋蔵されており、調査により確認するもの 周濠・墳丘など				
②史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素	㉚一体的に歴史的環境を構成するもの	旗塚古墳	グワシヨウ坊古墳	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）・七観音古墳・七観山古墳跡	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）・寺山南山古墳・七観山古墳跡
		㉛その他の歴史文化遺産				
		㉜史跡の保存管理に必要なもの	史跡標柱、標柱	史跡標柱・標柱		
		㉝景観など自然環境を構成するもの	大仙公園	大仙公園	大仙公園	大仙公園
		㉞史跡の活用に必要なもの	独立説明板	独立説明板	独立説明板・七観山古墳跡展望台・履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）ビュースポット	独立説明板
	イ) その他の諸要素	㉟便益、休憩施設など		四阿	駐車場、トイレ	駐車場

(1) 史跡の構成要素一覧（指定地内）

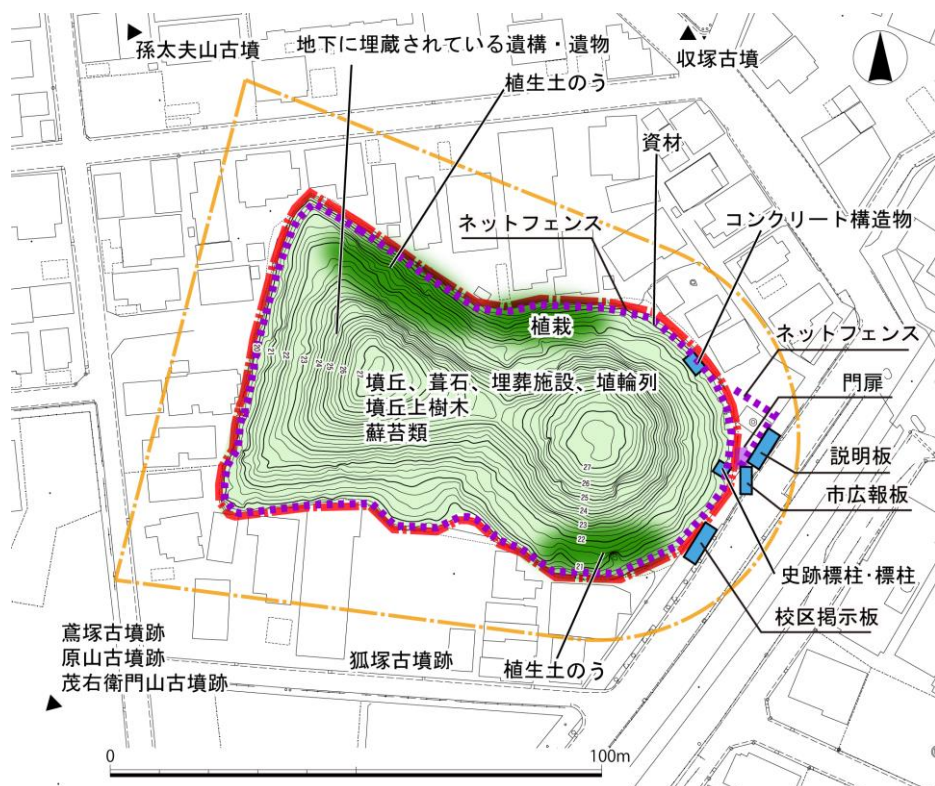
分類		具体的な要素	⑬御廟山古墳内濠	⑭ニサンザイ古墳内濠
① 史跡の本質的価値を構成する諸要素	㉔地上から視認できる諸要素	墳丘・周濠	周濠・墳丘裾	周濠・墳丘裾
	㉕地下に埋蔵されている諸要素	埋葬施設・葺石・埴輪列・その他遺物	墳丘裾葺石 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘裾葺石 柱穴（木橋） 地下に埋蔵されている遺構・遺物
② 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	ア) 歴史的環境を構成する諸要素	古墳時代以外の時代の歴史文化遺産		
	イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㉖本質的価値を保存管理するために必要なもの	周濠擁壁・樋・余水吐	周濠擁壁・樋・余水吐（2）・墳丘管理用渡り土手
		㉗景観や環境形成に寄与しているもの	水生植物	水生植物
		㉘史跡の活用を目的として設置したもの		
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素	㉙除去や移転を検討すべきもの	外来生物	外来生物

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素一覧（指定地外）

分類		具体的な要素	⑬御廟山古墳内濠	⑭ニサンザイ古墳内濠
① 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素		地下に埋蔵されており、調査により確認するもの 周濠・墳丘など	外濠・内堤	外濠・内堤
② 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素	㉚一体的に歴史的環境を構成するもの	御廟山古墳墳丘・万代山古墳・カトンボ山古墳跡・百舌鳥赤旗町1号墳跡・百舌鳥本町遺跡	ドンチャ山古墳・正楽寺山古墳・経塚古墳跡・こうじ山古墳跡
		㉛その他の歴史文化遺産	百舌鳥八幡宮・重要文化財高林家住宅	
		㉜史跡の保存管理に必要なもの	転落防止柵	転落防止柵
		㉝景観など自然環境を構成するもの		にさんざい公園・御陵山公園
		㉞史跡の活用に必要なもの	独立説明板・周遊路サイン（2基）	独立説明板（3基）、周遊路サイン
	イ) その他の諸要素	㉟便益、休憩施設など	周遊路	にさんざい公園・御陵山公園（四阿他）・周遊路



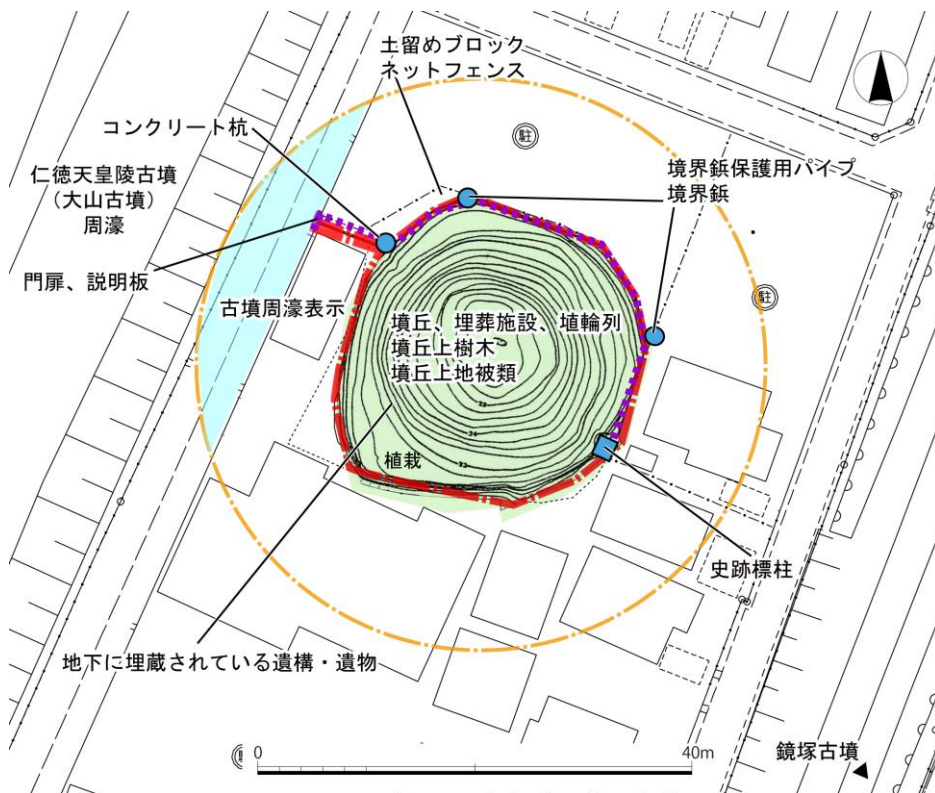
①いたすけ古墳



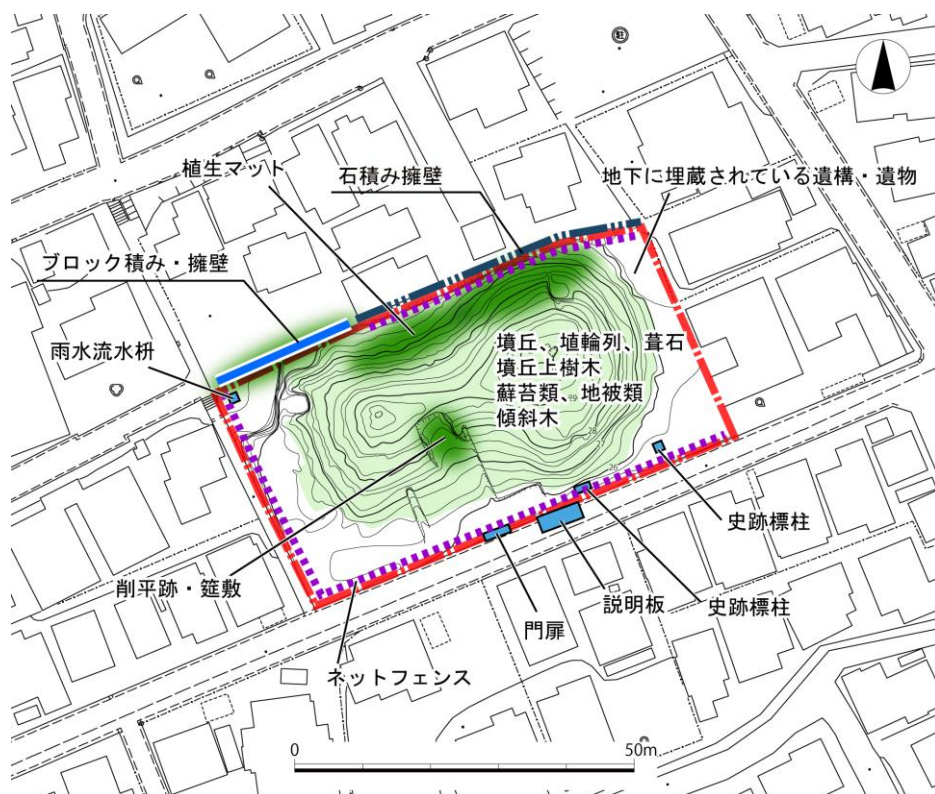
②長塚古墳



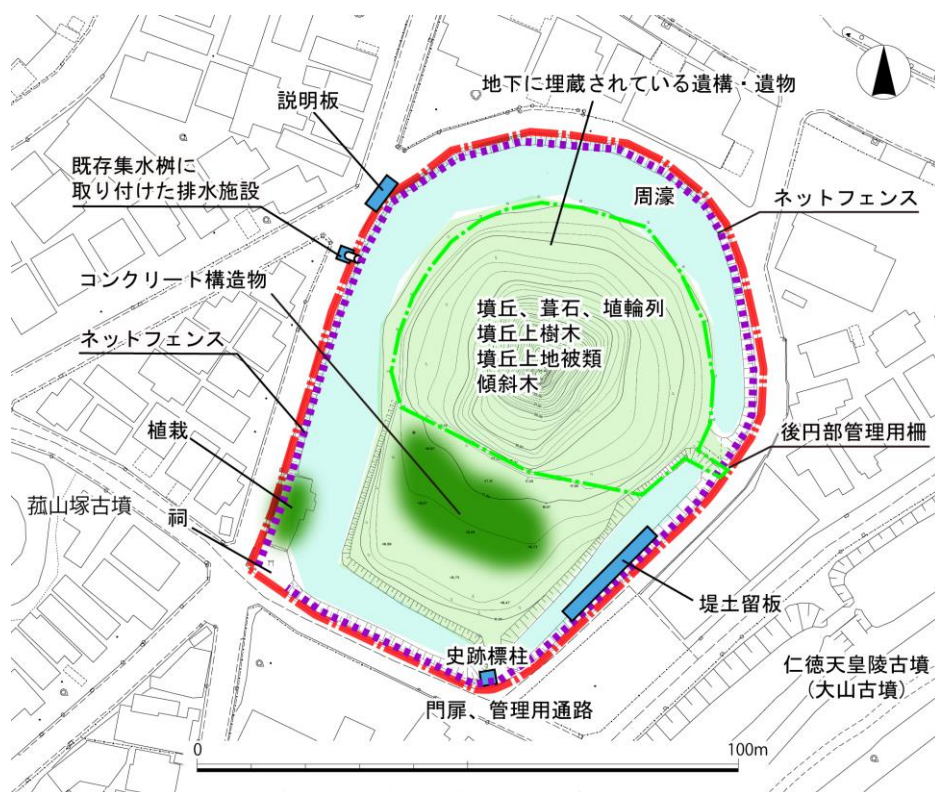
③収塚古墳



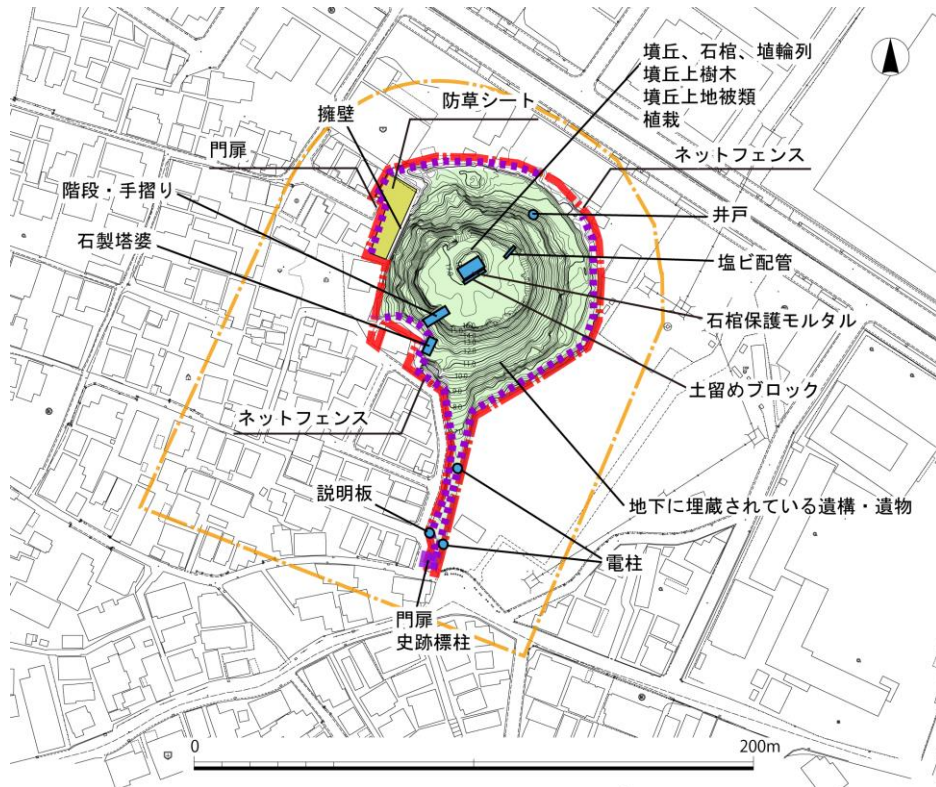
④塚廻古墳



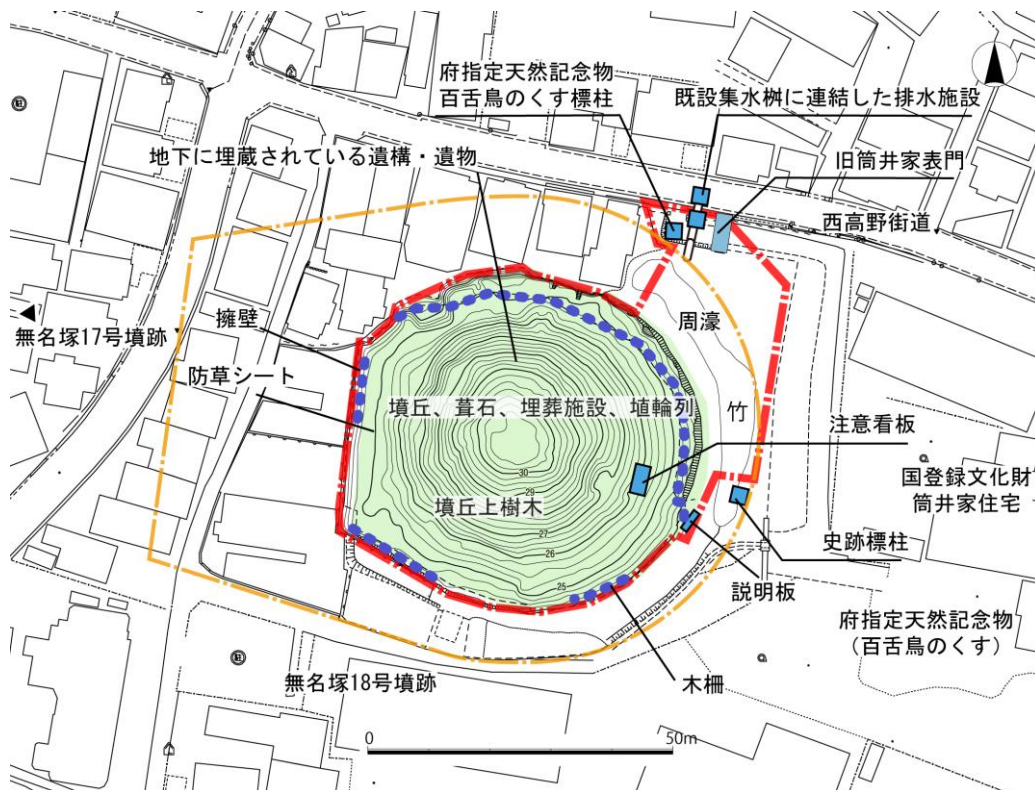
⑤文珠塚古墳



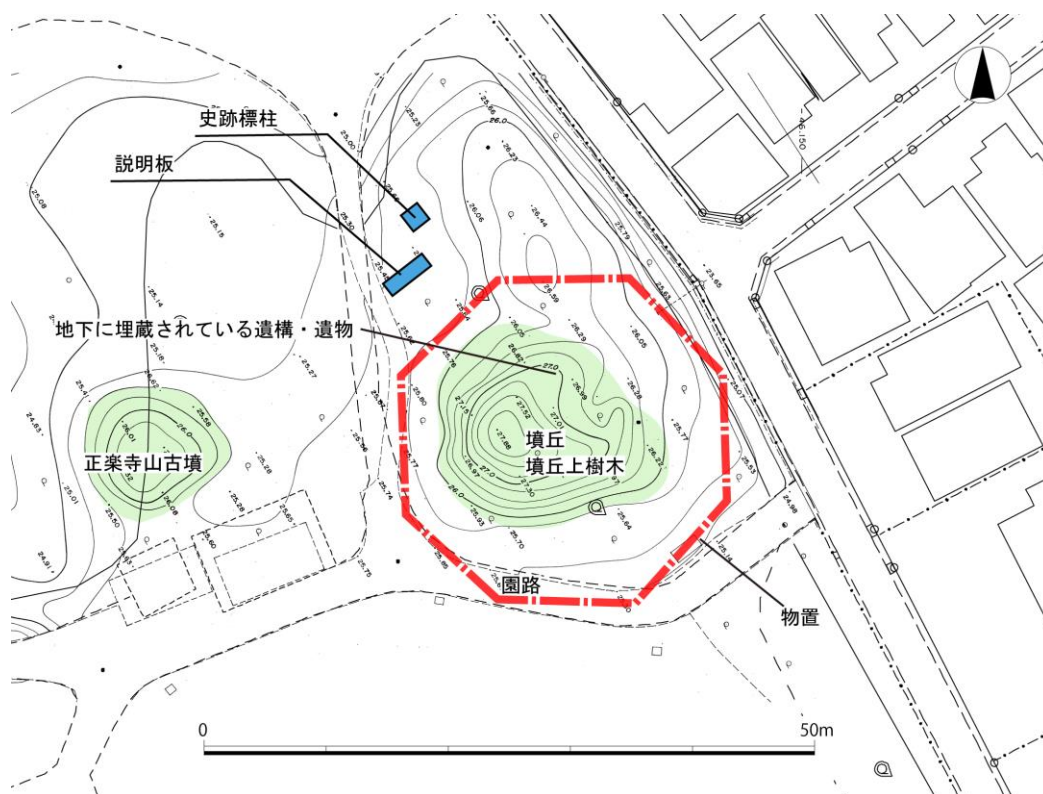
⑥丸保山古墳



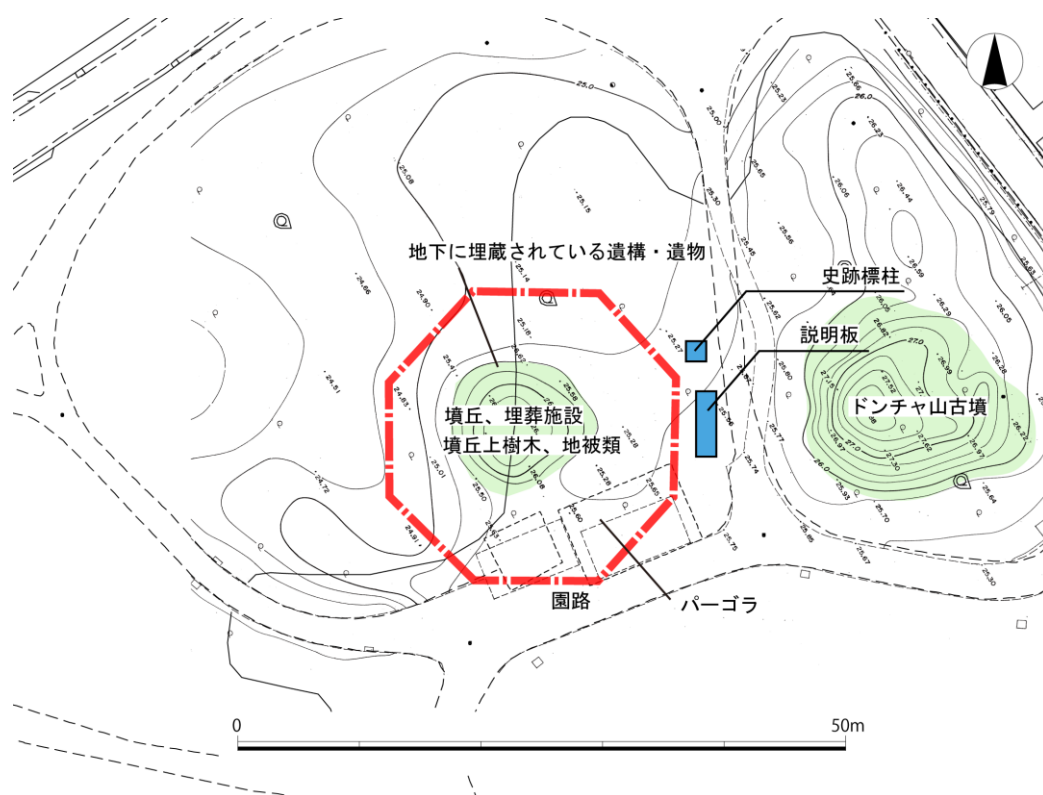
⑦乳岡古墳



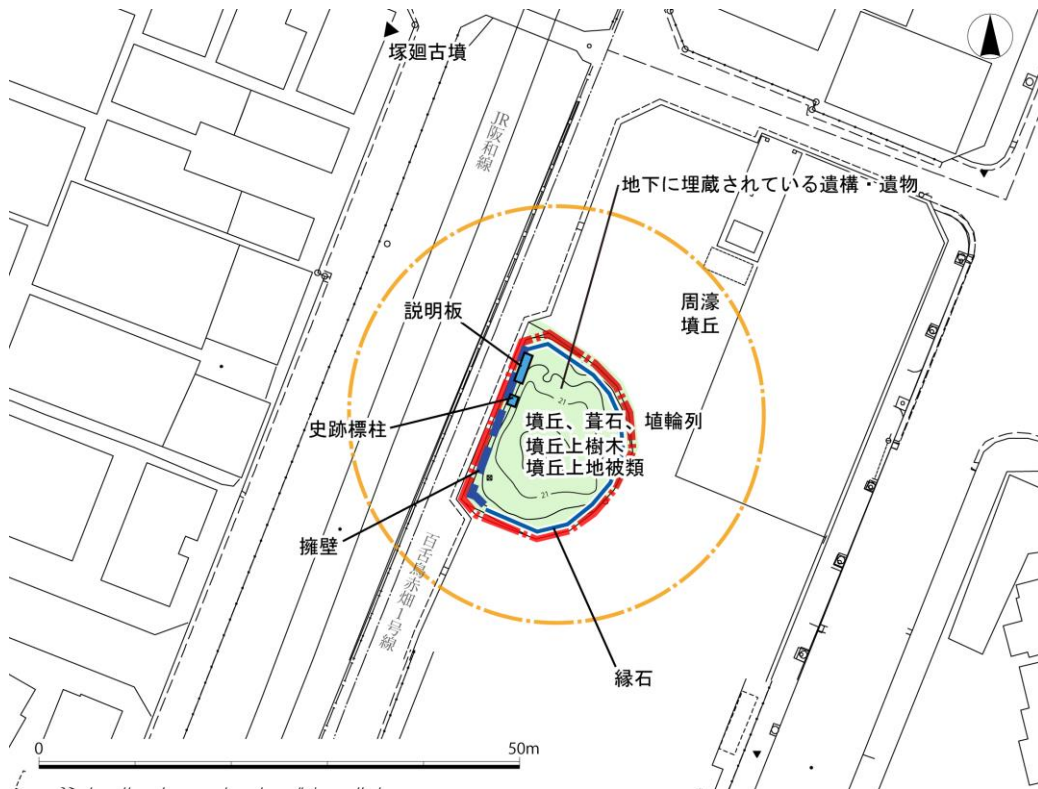
⑧御廟表塚古墳



⑨ドンチャ山古墳



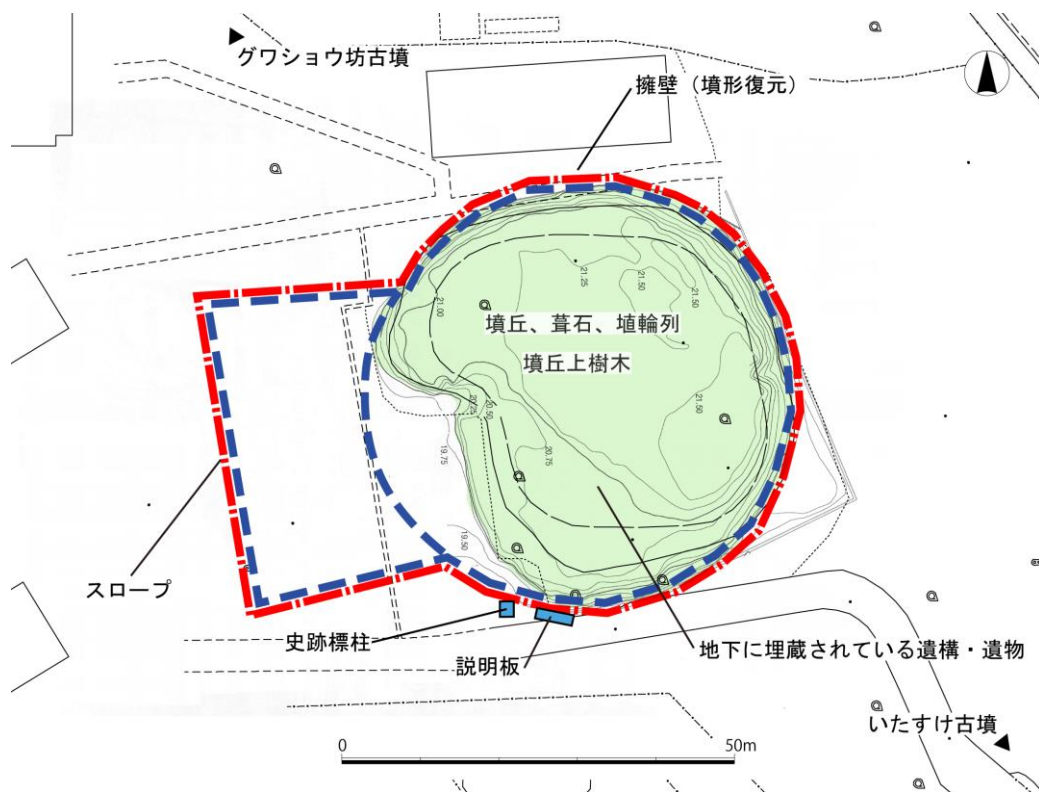
⑩正楽寺山古墳



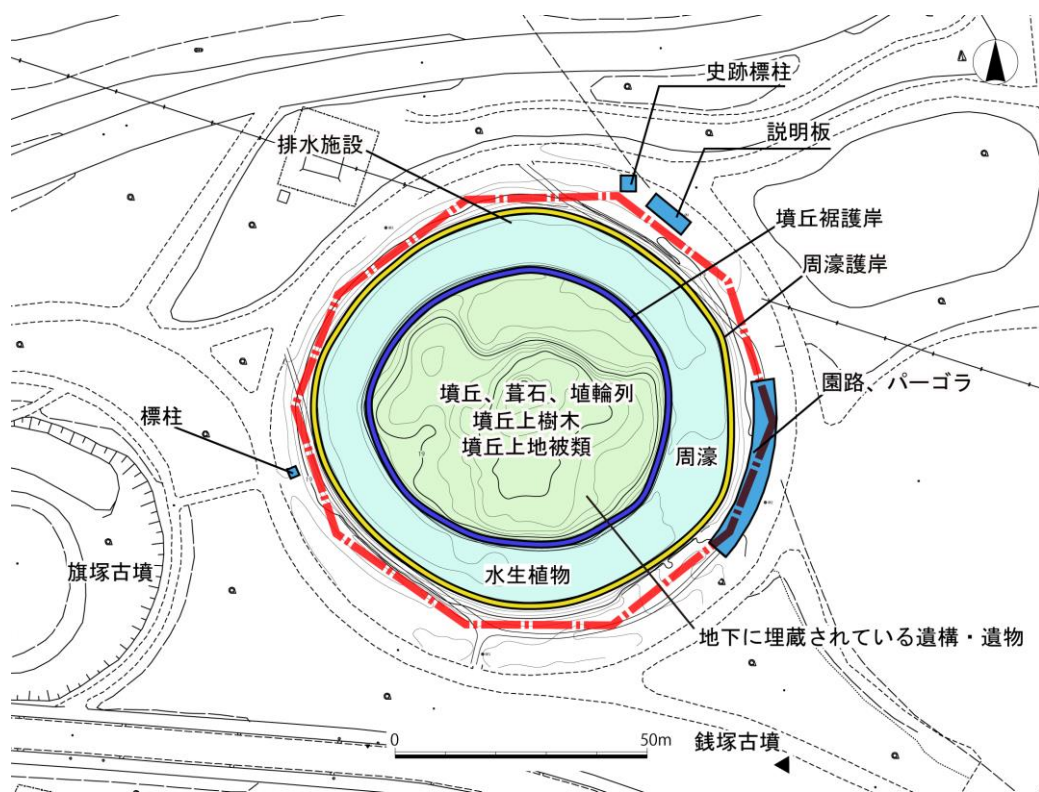
⑪ 鏡塚古墳



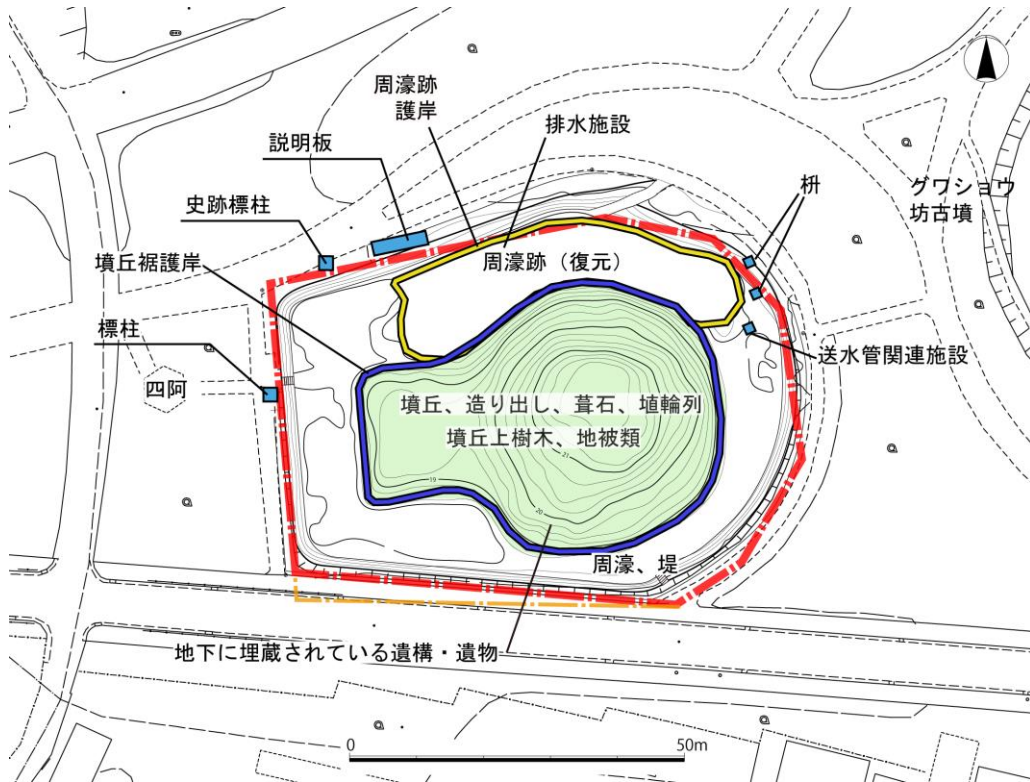
⑫ 善右エ門山古墳



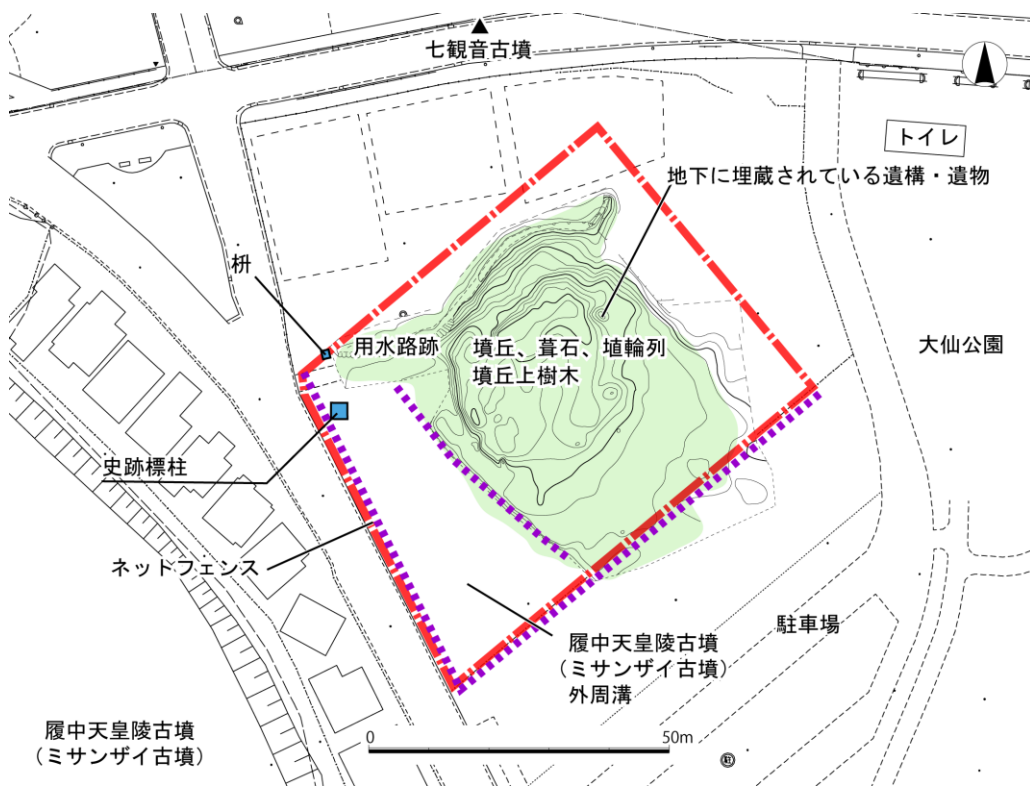
⑬銭塚古墳



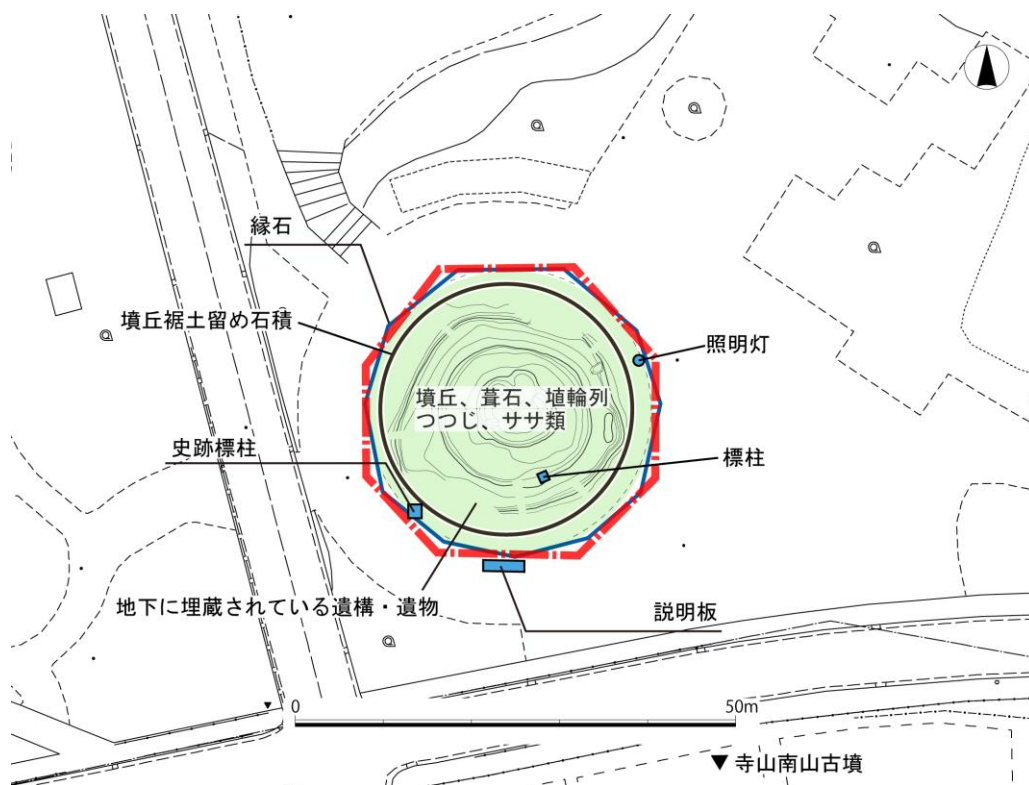
⑭グワシヨウ坊古墳



⑮旗塚古墳



⑯寺山南山古墳



⑰七観音古墳



⑱御廟山古墳



⑪ニサンザイ古墳